

## 壬生町 第6次総合振興計画 後期基本計画

令和3年3月

子育て・健康・壬力がキラリ  
幸せ実感 住みよい“壬生町”





## 町長あいさつ



### 第6次総合振興計画・後期基本計画策定にあたって

#### ～ 町民の皆様とともに始まる新たなストーリー ～

わたしたちの壬生町には、先人たちの努力による多くの優れた地域資源があり、それらを引き継ぎ醸成させることで、新たな「壬力※」を創造してまいりました。

しかしながら、昨今の急激な勢いで変化し続ける社会経済情勢、とりわけ少子高齢化の進行や人口減少社会の本格到来、環境問題の顕著化、情報社会の高度化、そして規制緩和や地方分権の推進等の制度改革などは、町民生活や行政を取り巻く環境にも大きな影響を与え、これまで引き継いできたまちづくりを停滞させる要因になりかねません。

また、昨年来、世界中で感染が拡大した“新型コロナウイルス”についても、今なお、われわれのライフスタイルに大きな影響を及ぼし、先行きの見えない状況が続いております。

そこで、このような時代の潮流に的確に対応し、本町が持続可能な発展を遂げるため、今後5年間のまちづくりのシナリオとして、「第6次総合振興計画・後期基本計画」を策定したところでございます。

このまちづくりのシナリオには、10年間の将来都市像であります『子育て・健康・壬力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”』の実現に向け、様々な環境の変化に柔軟に対応するとともに、「新庁舎の完成」、「大規模な土地利用の推進」、そして「全国規模のイベントの開催」など、町史の輝かしい1ページとして記憶に残るような事業も多く盛り込まれております。

これらの各施策・事業の推進にあたっては、まちづくりの主役である町民皆様方のご協力がなくては始まりません。今後は、このシナリオを、夢と希望、そして魅力にあふれたストーリーへと発展させ、新たな「壬力」を創造しながら、次の世代に物語を引き継いでいくために、本計画をまちづくりのあらゆる主体の共通ビジョンとして着実に推進し、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりに向け、全力で傾注してまいりますので、引き続き町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、懇談会やアンケート調査などで賜りました町民皆様からの貴重なご提言等に心から御礼申し上げますとともに、慎重審議をいただきました企画委員会や町議会の皆様にも深甚なる敬意と感謝を申し上げてご挨拶とさせていただきます。

※ 壬力：壬生町の魅力や活力、想像力など、地域や住民がもつ様々なパワーを抽象的に表現した造語

令和3年3月

壬生町長 小菅 一弥

# 目次

I 計画策定にあたって	1
I-1 計画策定の目的及び趣旨	2
I-2 計画策定におけるまちづくりの方向性	3
1 まち・ひと・しごと 壬生の創生	3
2 ネットワーク型メディカルタウン	3
3 元気に育て みぶっこたち	3
4 みんなでつくる 壬力のシナリオ	3
5 健全で成果重視の行政経営	3
I-3 計画の構成と期間	4
I-4 壬生町の概要	5
1 位置・地勢	5
2 沿革	5
3 地域資源	6
4 人口・産業等	8
I-5 町民ニーズの動向	13
1 住民意識調査の概要	13
2 住民会議の概要	16
3 懇談会の概要	18
I-6 第6次総合振興計画前期基本計画の達成状況	20
1 協働・行政経営	20
2 安全・安心	20
3 子育て・健康増進	21
4 都市基盤	21
5 自然環境・生活環境	22
6 教育・文化	22
7 産業振興	23
I-7 時代の潮流	24
1 人口構造の変化	24
2 産業構造の変化・女性の就労と共働き・働き方の改革	24
3 環境調和・持続可能性（SDGs）の追求	25
4 災害対策・安全安心社会の要請	26
5 グローバル化の進展・外国人材の流入	26
I-8 壬生町の分野別課題	27
1 人口減少、少子高齢化の進行	27
2 町民と行政の協働・行政経営	27
3 安全な生活	28
4 健康で安心な生活	28
5 都市基盤	28



6	自然環境・生活環境	29
7	教育・文化	29
8	産業振興	29
I-9	基本構想の概要	30
1	将来都市像	30
2	まちづくりの基本姿勢	31
3	施策の体系	32
4	将来人口フレーム	33
5	土地利用構想	34
<b>II</b>	<b>後期基本計画</b>	<b>37</b>
II-1	壬生創生プラン	39
II-1-1	壬生創生プランの位置づけ	40
II-1-2	壬生創生プランの展開	41
II-2	分野別計画	51
■基本姿勢 1	みんなで作る 住み続けたいまち	53
■基本姿勢 2	みんなが安全で安心して暮らせるまち	63
■基本姿勢 3	みんなが支え合い 健康で元気に暮らせるまち	71
■基本姿勢 4	みんなが快適で 便利に暮らせるまち	81
■基本姿勢 5	みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち	93
■基本姿勢 6	みんなが学び・楽しみ 心が触れ合うまち	103
■基本姿勢 7	みんなが集まる にぎわいのあるまち	117
II-3	行政改革大綱	129
II-3-1	策定の趣旨	130
II-3-2	行政改革大綱の位置づけ	131
II-3-3	取り組み方針	133
II-3-4	行政改革の進め方	134
<b>III</b>	<b>資料編</b>	<b>135</b>
III-1	策定の体制	136
III-2	壬生町議会の議決すべき事件を定める条例	137
III-3	壬生町総合振興計画の策定（改定）に関する要綱	138
III-4	壬生町企画委員会条例	141
III-5	壬生町企画委員会規程	142
III-6	壬生町分野別懇談会 名簿	146
III-7	壬生町みぶ“まちづくり”住民会議設置要綱	148
III-8	後期基本計画策定の経緯	149



# I 計画策定にあたって

- I - 1 計画策定の目的及び趣旨
- I - 2 計画策定におけるまちづくりの方向性
- I - 3 計画の構成と期間
- I - 4 壬生町の概要
- I - 5 町民ニーズの動向
- I - 6 第6次総合振興計画前期基本計画の達成状況
- I - 7 時代の潮流
- I - 8 壬生町の分野別課題
- I - 9 基本構想の概要

# 計画策定の目的及び趣旨

壬生町（以下「本町」という。）では、平成28年に「子育て・健康・壬力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”」をまちの将来都市像とした「壬生町第6次総合振興計画」を策定し、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。また、本町には、充実した医療機関と豊かな自然環境、全国に誇るユニークな地名「おもちゃのまち」など、全国に誇れる地域資源が豊富にあります。それらの地域資源を活用したまちづくりにより、9割近くの町民が「住みよい」「住み続けたい」と感じており、2020年に民間事業者が行った「住みこころ『自治体』ランキング」と「コロナ時代の移住先ランキング」において、壬生町が県内第1位に輝いています。

一方で、地方自治体を取り巻く環境は、深刻な人口減少や少子高齢化の急激な進行をはじめ、就業者数の減少、地球規模での環境問題、不透明な世界経済、感染症の拡大、人・物・情報などのグローバル化や町民ニーズの高度化・多様化、地方分権の進展など、大きく変動しており、大きな変革の時代が続いています。

国においては、令和42年の総人口を1億人維持することを目標とした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が継続されています。目標人口達成のため、出生率の改善と東京圏への人口一極集中の是正となるさらなる取り組みが必要となっています。出生率等の改善には、雇用の確保、子育て環境の充実、地域特性に応じた環境整備、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>等の課題を早急に対応・対策し、東京圏より先行して、地方が活性化する地方創生が求められています。本町においても、「第2期壬生町人口ビジョン壬生町創生総合戦略」を策定し、壬生創生プロジェクトを推進しているところです。

さらに、地方分権の推進や町民参画、町民との協働によるまちづくりなど、市町村に期待される役割は、ますます膨らんでいる状況です。

「まちの将来都市像」の実現に向けて、本町の地域特性や地域資源を十分に活かし、町民と行政の協働により地域課題を解決し、町民が主体となり各種まちづくりを進めます。

そして、次代を担う世代に「夢と希望」を引き継げるよう、令和3年度から令和7年度を期間とする壬生町第6次総合振興計画後期基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。



<sup>\*</sup> ワーク・ライフ・バランス:男女がともに、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。



# 計画策定における まちづくりの方向性

第6次総合振興計画では、今までのまちづくりを引き継ぐとともに、本町の目指すまちづくりの方向性を以下のとおりとし、壬生町で生活するすべての人が、このまちを創っていくための指針とします。

## 1 | まち・ひと・しごと 壬生の創生

- 若い世代の希望（就労・結婚・子育て）の実現と健康寿命の延伸を図り、人口減少対策を講じます。
- 全国に誇るユニークな地名「おもちゃのまち」や「古墳」、「医療環境」などの地域資源を活かし、“活力ある壬生”の創生を目指します。

## 2 | ネットワーク型メディカルタウン

- 本町の充実した医療環境や充実した道路などの地域特性を活かし、若い人からお年寄りの方まで、「この町に住んでいると便利だね」と実感できるまちを目指します。
- 大学病院を中心とした医療の町として、町外から訪れた方に「住みよさ」をPRし、定住人口増加を目指します。

## 3 | 元気に育て みぶっこたち

- 「みぶっこ」たちが心身ともに健やかに成長できる教育環境と保育環境の整備を図るとともに、子育て支援の充実を目指します。
- 安心して、妊娠、出産、子育てのできる生活環境を整備するとともに、子どもの人権・安全の確保を目指します。

## 4 | みんなでつくる 壬力のシナリオ

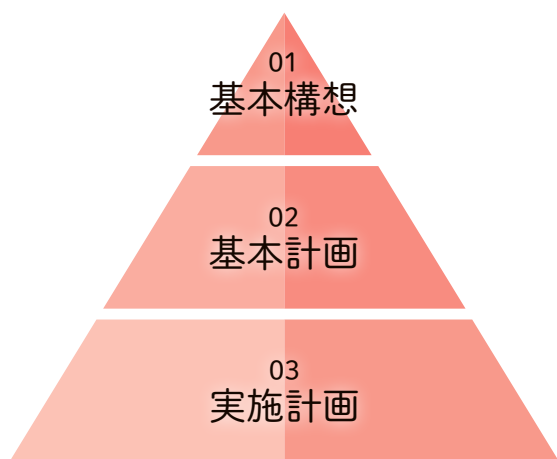
- 町民一人ひとりがまちづくりの主役として、町民参画や町民協働をさらに進めます。
- 各地域の発想により、自治会を中心として、町民との協働によるまちづくりを目指します。

## 5 | 健全で成果重視の行政経営

- 「夢と希望」が持てる町の実現に向けて、安定した行政経営を目指します。
- 企業誘致や行財政改革を積極的に進め、限られた財源で最大の効果を発揮し、健全で豊かなまちの発展を目指します。

# 計画の構成と期間

計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3段階で構成します。



## 01 基本構想

- 本町における「まちづくり」の基本的な理念を示すとともに、目指す将来像とこれを実現するための施策の基本方向を明らかにしたものです。
- 「まちづくり」に関する施策や活動に関しては、町が主体となって行うもの以外についても対象とします。
- 期間は、平成28年度を初年度とし、令和7年度までの10年間とします。

## 02 基本計画

- 基本構想に基づいた施策の基本方向に沿って、壬生町の将来像を実現するために必要な基本的な施策を明らかにしたものです。
- 町が主体となって実施する施策と、これらを効果的に推進するための方策を定めたもので、実施計画の基本となる計画です。
- 期間は、基本構想に対応する10か年のうち、平成28年度～令和2年度までの5か年を前期基本計画とし、令和3年度～令和7年度までの5か年を後期基本計画とします。

## 03 実施計画

- 基本計画に示された諸施策を年度ごとに具体化し、実際の行財政運営の中での取り組みを明らかにした計画です。
- 期間は2か年とし、毎年見直しを行うローリング方式をとっており、予算編成や事務事業の執行の具体的な指針となるものです。

### ▶ 総合振興計画の計画期間

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間				
実施計画	2年間		2年間		2年間		2年間		2年間	
	2年間		2年間		2年間		2年間		2年間	



### 3 | 地域資源

本町には、その立地する地理・地形的特性や歴史、築き上げられてきたまちづくりの実績など、まちづくりに活用できる豊富な地域資源があります。

これらは、町の財産であり、壬生の大切な宝です。これからは、地域資源を活かした壬生らしい個性あるまちづくりを目指していくことになります。



豊かな自然に  
恵まれたまち  
「みぶ」

誇れる  
歴史的遺産を  
次代につなげるまち  
「みぶ」



獨協いちょう並木



北っ子の森



稲葉ひまわり畑



国指定の古墳 (5基)



壬生一里塚



伝統的な祭事・芸能

特色ある  
産業のあるまち  
「みぶ」



おもちゃ団地



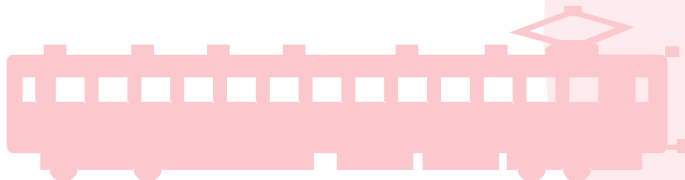
みぶ羽生田産業団地



みぶブランド



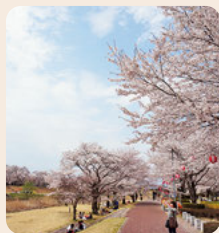
みぶの妖精







総合公園



東雲公園



城址公園



獨協医科大学病院



水処理センター



総合運動場



清掃センター



ふるさとまつり

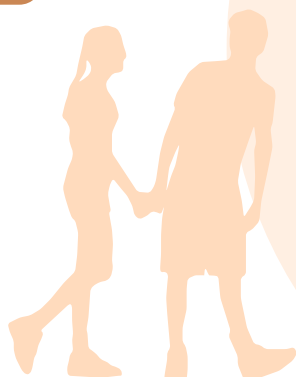
ゆとりある生活と  
安心を支えるまち  
「みぶ」

魅力あふれる  
観光資源を  
発信するまち  
「みぶ」



ふれあいプール

利便性の高い  
広域交通環境が  
整備されたまち  
「みぶ」



みぶハイウェイパーク



32 (みぶ) の日



バンダイミュージアム



おもちゃ博物館



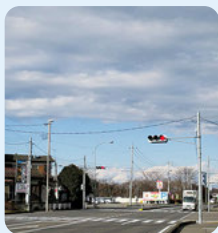
ゆうがおバス



東武宇都宮線



北関東自動車道・  
壬生IC



県道宇都宮  
栃木線



デマンドタクシー



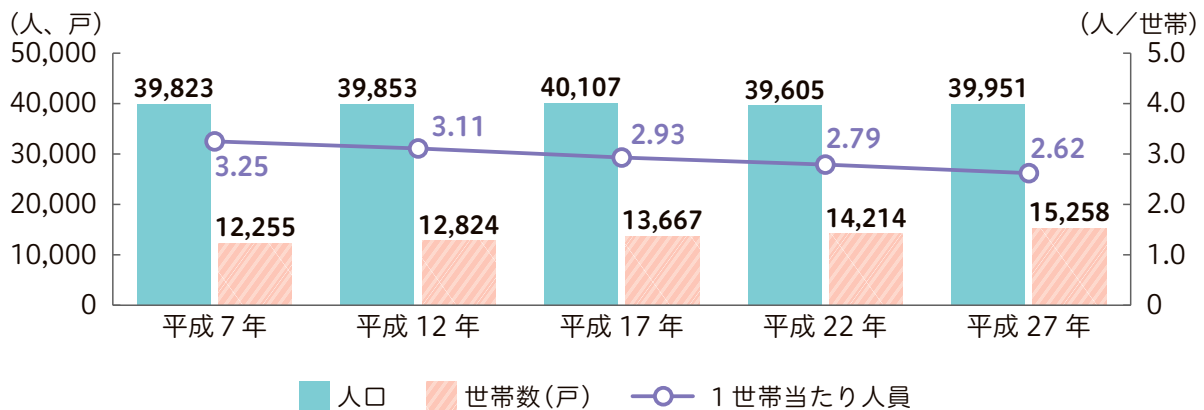
## 4 | 人口・産業等

### 01 人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成 27 年が 39,951 人で、平成 7 年から平成 17 年までは微増し、平成 22 年には一度減少し、平成 27 年は増加しており、平成 7 年と比較すると 128 人増加しています。

世帯数は、平成 27 年が 15,258 世帯で、増加傾向にあり、平成 7 年と比較すると、3,003 世帯の増加となります。一世帯当たり人員では、平成 27 年が 2.62 人/世帯で、減少傾向にあり、平成 7 年と比較すると 0.63 人/世帯の減少となります。

#### ■ 人口・世帯・1世帯当たり人員の推移

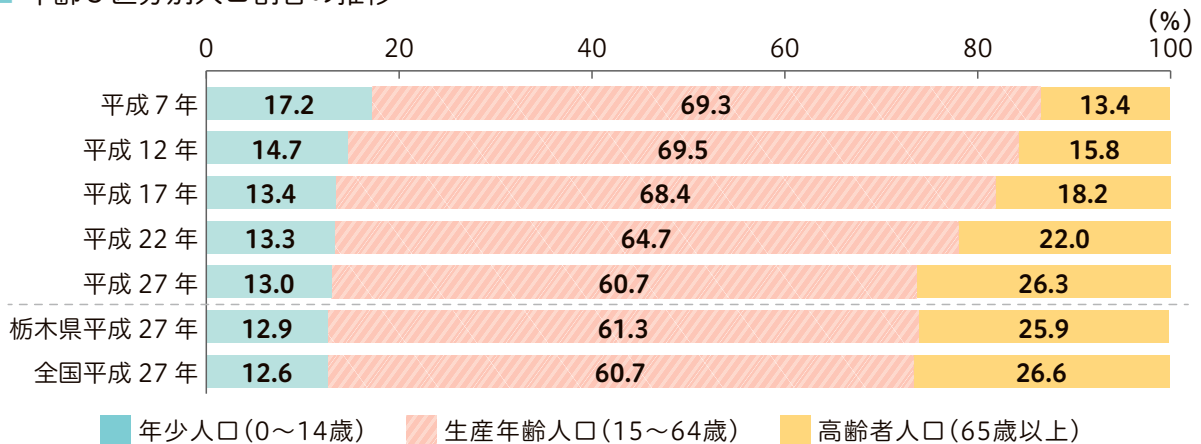


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

### 02 年齢3区分別人口割合の推移

本町の年齢 3 区分別人口割合は、年少人口では、平成 27 年が 13.0% で、減少傾向にあり、平成 7 年と比較すると、4.2 ポイントの減少となります。生産年齢人口では、平成 27 年が 60.7% で、減少傾向にあり、平成 7 年と比較すると、8.6 ポイントの減少となります。高齢者人口では、平成 27 年が 26.3% で、増加傾向にあり、平成 7 年と比較すると、12.9 ポイントの増加となります。これらのことから、少子高齢化が確実に進んでいます。また、全国や栃木県と比較すると、全国や栃木県に近い水準で、少子高齢化が進行しています。

#### ■ 年齢 3 区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

## 03 人口動態の推移

本町の人口動態は、平成 27 年以降、減少となっています。

自然動態は減少で推移しており、平成 28 年以降は 130 人以上の自然減となっています。社会動態は、社会増となっていますが、縮小傾向となっています。

死亡の増加による自然減の拡大、転入の減少による社会増の縮小により、人口の減少が進んでいます。

## ■ 人口動態の推移

	人口(人)						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成21年度	324人	372人	△48人	1,145人	1,218人	△73人	△121人
平成22年度	293人	406人	△113人	1,192人	1,214人	△22人	△135人
平成23年度	314人	408人	△94人	1,351人	1,251人	100人	6人
平成24年度	284人	368人	△84人	1,437人	1,223人	214人	130人
平成25年	310人	383人	△73人	1,460人	1,298人	162人	89人
平成26年	322人	419人	△97人	1,457人	1,302人	155人	58人
平成27年	295人	376人	△81人	1,382人	1,328人	54人	△27人
平成28年	273人	403人	△130人	1,321人	1,214人	107人	△23人
平成29年	263人	424人	△161人	1,322人	1,270人	52人	△109人
平成30年	260人	424人	△164人	1,387人	1,313人	74人	△90人
令和元年	257人	400人	△143人	1,299人	1,346人	△47人	△190人

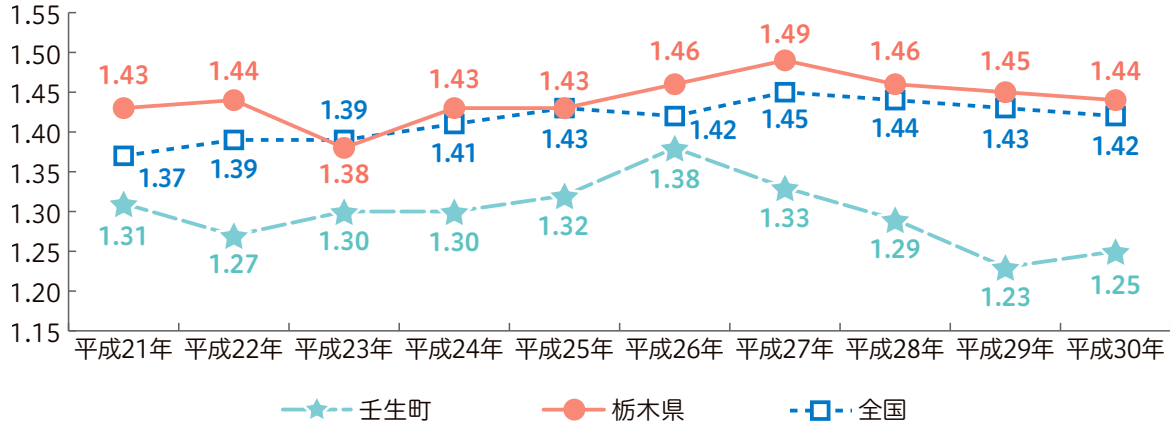
(注) 平成 24 年度までは 4 月～ 3 月、平成 25 年からは 1 月～ 12 月の集計となります。  
資料：住民基本台帳

## 04 合計特殊出生率※の推移

本町の合計特殊出生率は、平成 21 年以降、1.3 前後で推移しており、近年さらに減少傾向となっています。

本町の合計特殊出生率は、低い状況となっています。

### ■ 合計特殊出生率の推移

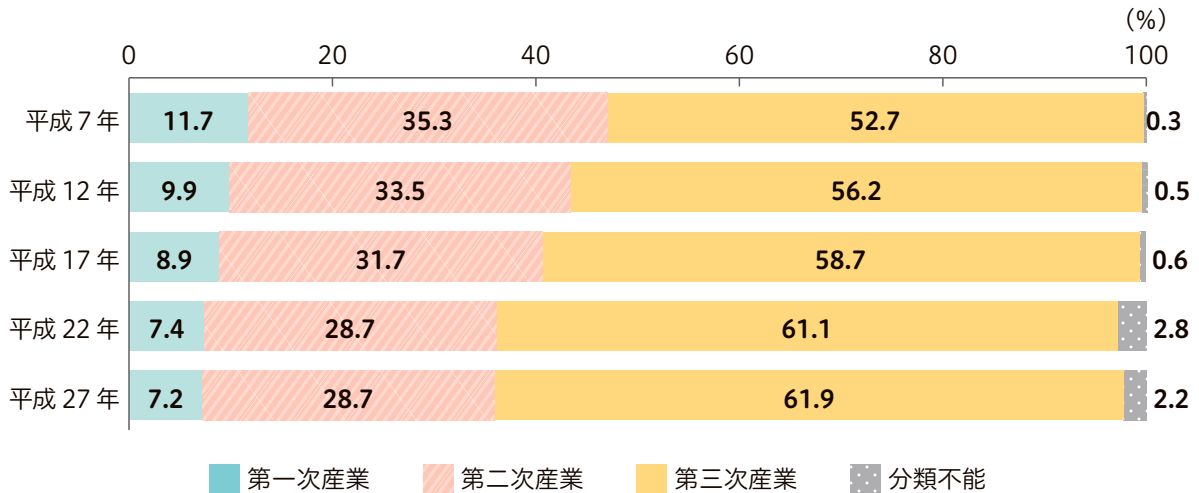


資料：栃木県保健統計年鑑

## 05 産業別就業人口割合の推移

本町の産業別就業人口割合は、第一次産業では、平成 27 年が 7.2% で、減少傾向にあり、平成 7 年と比較すると、4.5 ポイントの減少となります。第二次産業では、平成 27 年が 28.7% で、減少傾向にあり、平成 7 年と比較すると、6.6 ポイントの減少となります。第三次産業では、平成 27 年が 61.9% で、増加傾向にあり、平成 7 年と比較すると、9.2 ポイントの増加となります。

### ■ 産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

※ 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当。

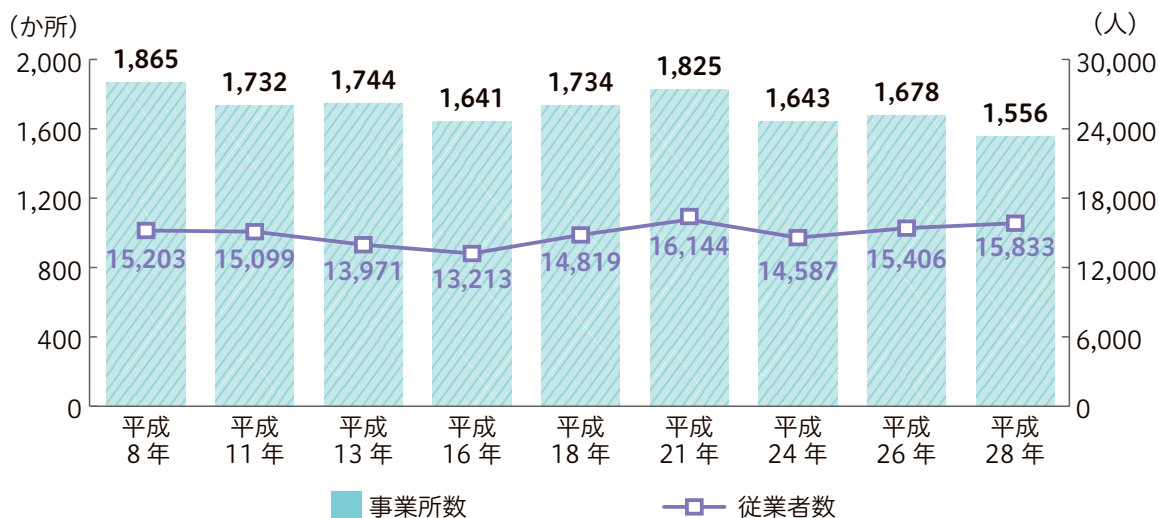


## 06 事業所・従業者数の推移

本町の事業所数は、1,556～1,865 か所で推移しており、平成28年は1,556か所と前年より減少し、平成8年と比較すると309か所減少しています。

従業者数は、13,213～16,144人で推移しており、平成28年は15,833人と前年より増加し、平成8年と比較すると630人増加しています。

### ■ 事業所・従業者数の推移



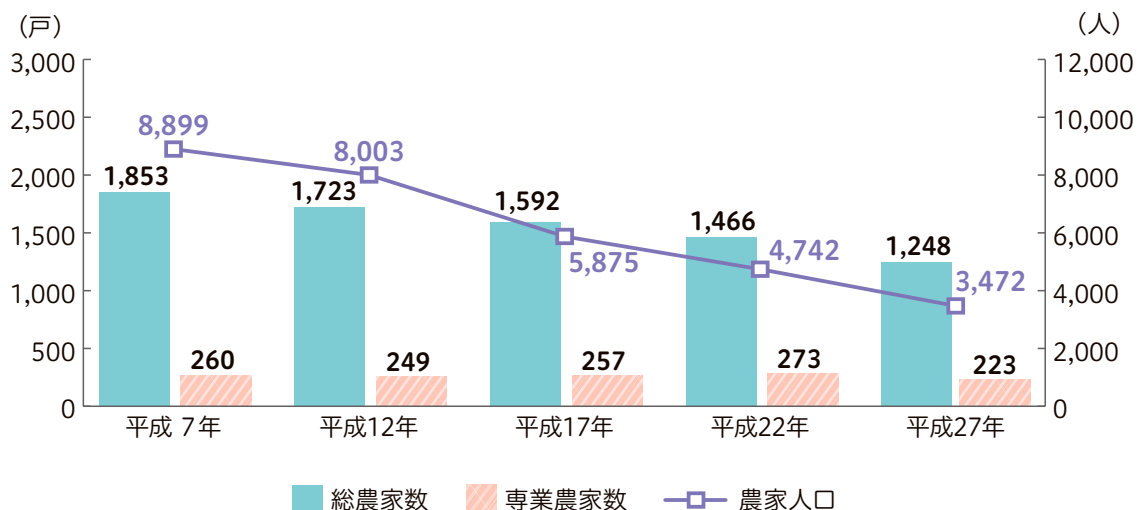
資料：事業所・企業統計調査

## 07 農業の状況

本町の農家数は、平成27年の総農家数が1,248戸、専業農家数が223戸となっており、減少傾向にあり、平成7年と比較すると総農家数で605戸、専業農家数で37戸減少しています。

農家人口は、平成27年が3,472人となっており、減少傾向にあり、平成7年と比較すると5,427人減少しています。

### ■ 農家数・農家人口の推移



資料：農林業センサス

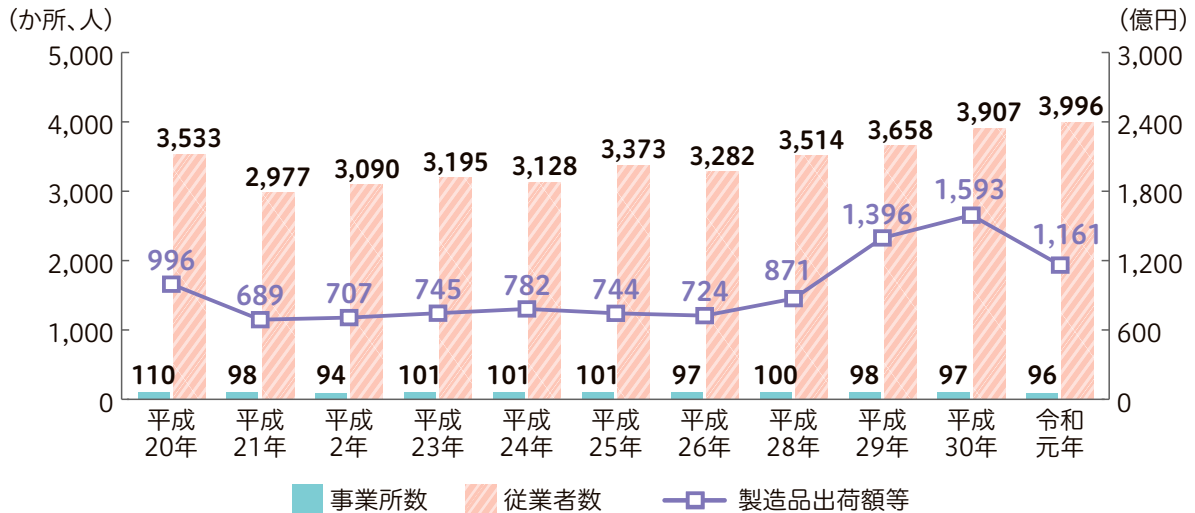
## 08 工業の状況

本町の事業所数は、94～110 か所で推移しており、令和元年が96 か所と前年より減少し、平成20年と比較すると14 か所減少しています。

従業者数は、2,977人～3,996人で推移しており、令和元年が3,996人と4年連続で増加し、平成20年と比較すると463人増加しています。

製造品出荷額等は、689～1,593億円で推移し、令和元年が1,161億円と前年より減少し、平成20年と比較すると165億円増加しています。

### ■ 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査

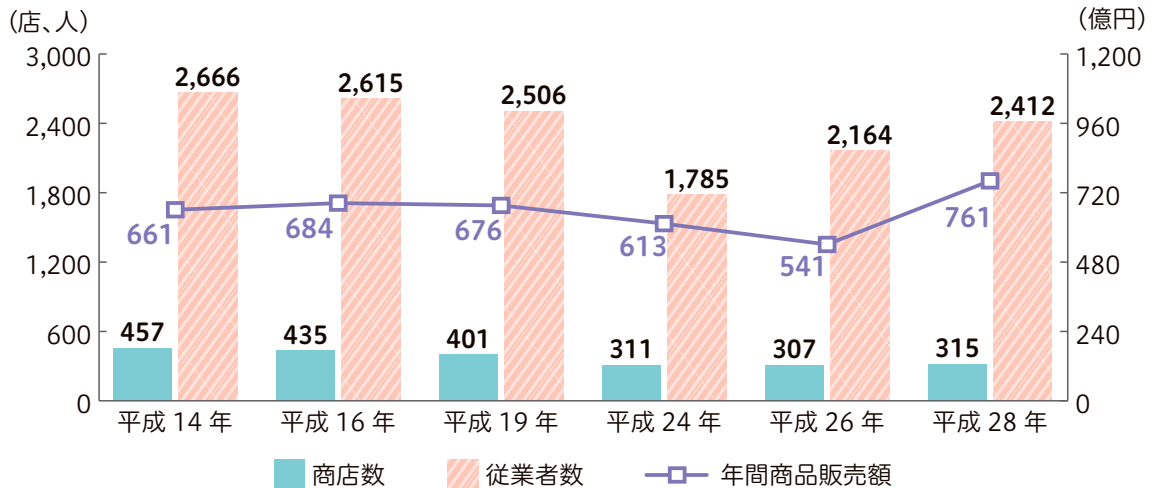
## 09 商業の状況

本町の商店数は、307～457店で推移しており、平成28年が315店と前年より増加していますが、平成14年と比較すると、142店減少しています。

従業者数は、1,785～2,666人で推移しており、平成28年が2,412人と2年連続で増加していますが、平成14年と比較すると、254人減少しています。

年間商品販売額は、541～761億円で推移しており、平成28年が761億円と前年より増加し平成14年と比較すると、100億円増加しています。

### ■ 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査

## 1 | 住民意識調査の概要

## 01 調査の概要

## ■ 調査の目的 ■

本計画の策定にあたって、今後期待するまちづくりの方向、各分野における現状評価や施策要望など、町民の意見や意向を把握するために実施しました。

## ■ 実施の概要 ■

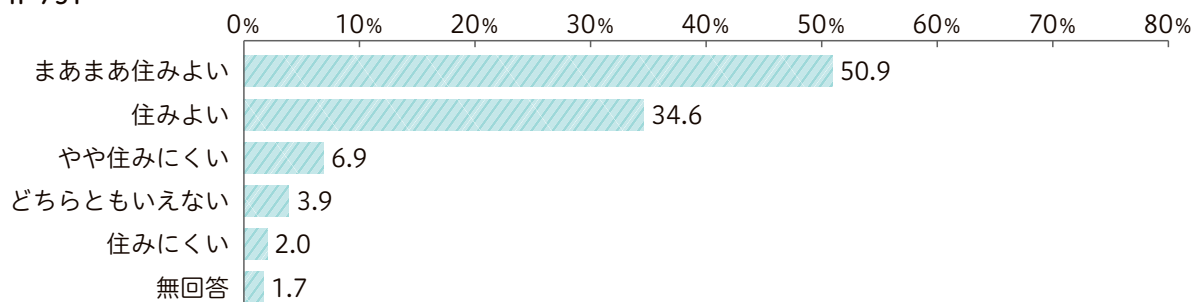
調査対象	15歳以上の壬生町民1,500人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査時期	令和元年10～11月
調査方法	郵送配付・回収
配付数	1,500票
回収数	751票
回収率	50.1%

## 02 調査結果の概要

## ■ 住みやすさについて ■

住みやすさについては、「まあまあ住みよい」(50.9%)が最も多く、次いで「住みよい」(34.6%)、「やや住みにくい」(6.9%)と続きます。

n=751



※グラフのn数 (number of case) は、サンプル数 (回答数) を表しています

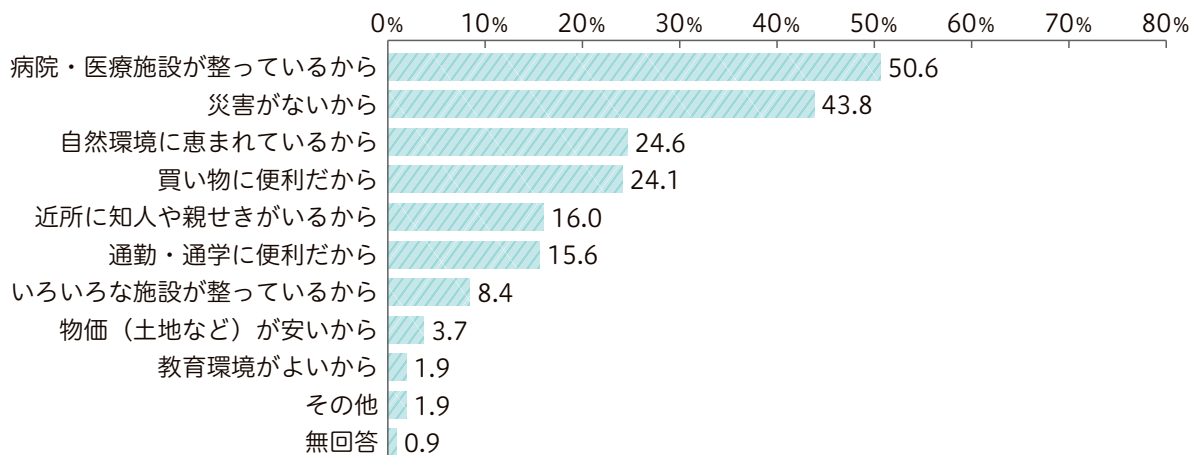
## ▶ 前回調査との比較

その他、無回答は非表示 ±5ポイント以上は黄色の網掛け	今回(A)	前回(B)	比率変化(A-B)
住みよい	34.6	38.4	-3.8
まあまあ住みよい	50.9	49.6	1.3
やや住みにくい	6.9	7.0	-0.1
住みにくい	2.0	1.4	0.6
どちらともいえない	3.9	3.5	0.4

## ■「住みよい」理由について■

「病院・医療施設が整っているから」(50.6%)が最も多く、次いで「災害がないから」(43.8%)、「自然環境に恵まれているから」(24.6%)と続きます。

n=642



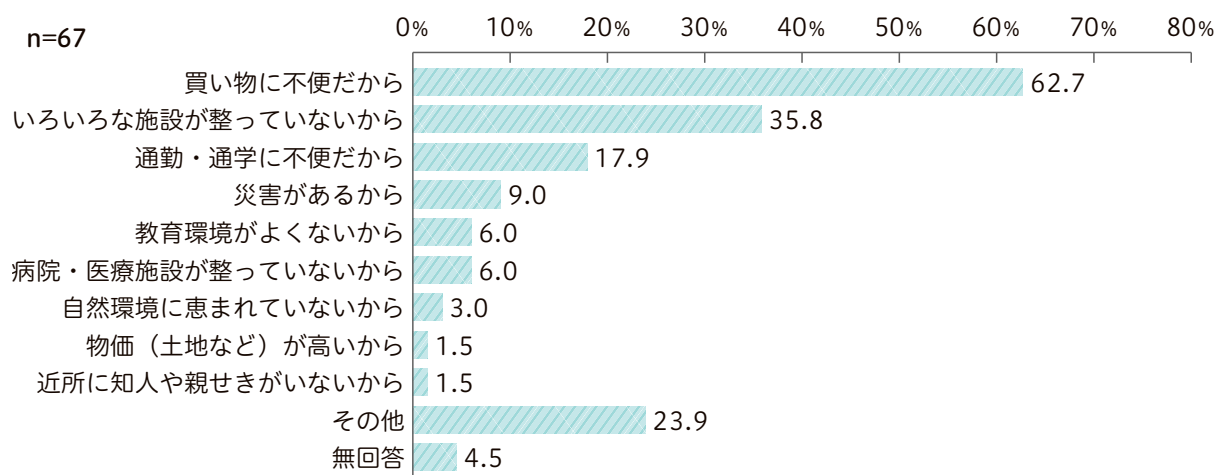
### ▶ 前回調査との比較 (上位5項目)

その他、無回答は非表示 ±5ポイント以上は黄色の網掛け	今回(A)	前回(B)	比率変化(A-B)
病院・医療施設が整っているから	50.6	48.7	1.9
災害がないから	43.8	58.1	-14.3
自然環境に恵まれているから	24.6	28.1	-3.5
買い物に便利だから	24.1	20.6	3.5
近所に知人や親せきがいるから	16.0	9.2	6.8

## ■「住みにくい」理由について■

「買い物に不便だから」(62.7%)が最も多く、次いで「いろいろな施設が整っていないから」(35.8%)、「通勤・通学に不便だから」(17.9%)と続きます。

n=67



### ▶ 前回調査との比較 (上位5項目)

その他、無回答は非表示 ±5ポイント以上は黄色の網掛け	今回(A)	前回(B)	比率変化(A-B)
買い物に不便だから	62.7	56.0	6.7
いろいろな施設が整っていないから	35.8	34.0	1.8
通勤・通学に不便だから	17.9	28.0	-10.1
災害があるから	9.0	0.0	9.0
教育環境がよくないから	6.0	8.0	-2.0

## ■ 生活環境や各種施策についての満足度、不満度について ■

生活環境や各種施策の満足度（「満足である」と「どちらかといえば満足である」の合計）では、「病院などの医療設備や医療水準」（60.9%）が最も多く、次いで「夜間・休日などの救急医療」（44.7%）、「広報みぶなどの広報広聴活動」（35.0%）と続きます。

不満度（「どちらかといえば不満である」と「不満である」の合計）では、「身近な生活道路の整備」（36.0%）が最も多く、次いで「鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通」（32.4%）、「都市計画税の廃止など住民負担の軽減」（27.8%）と続きます。

※現行の都市計画税の廃止に加え、その他の税負担の軽減を求める結果となっています。

分野		満足度	不満度
1 行財政	1位	広報みぶなどの 広報広聴活動（35.0%）	都市計画税の廃止など 住民負担の軽減（27.8%）
	2位	地域の自治会活動や 住民交流（23.7%）	公共施設の広域的な利用（21.8%）
2 保健 福祉	1位	病院などの医療設備や 医療水準（60.9%）	児童館や 身近な遊び場などの施設（18.4%）
	2位	夜間・休日などの 救急医療（44.7%）	デイサービスや 介護老人福祉施設などの整備（12.9%）
3 基盤 整備	1位	県道など主要道路の整備（21.8%）	身近な生活道路の整備（36.0%）
	2位	駅前広場の整備（18.0%）	鉄道やバス、デマンドタクシーなどの 公共交通（32.4%）
4 生活 環境	1位	身近な公園や大規模な総合公園など 公園緑地の整備（34.9%）	歩道やガードレールの設置、交通安全教育の推進など交通安全（23.0%）
	2位	防災、消防、救急の施設や 体制の整備（32.4%）	交番や防犯灯の設置など 防犯対策（20.8%）
5 教育 文化	1位	公民館等で開催される講演会や 音楽会などの文化事業の内容（30.5%）	体育館や運動場などの スポーツ・レクリエーション施設（15.3%）
	2位	図書館の整備や管理運営（23.0%）	図書館の整備や管理運営（8.8%）

## ■ 生活環境や各種施策について特に力を入れるべきことについて ■

生活環境や各種施策について特に力を入れるべきことでは、「鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通」（39.9%）が最も多く、次いで「身近な生活道路の整備」（36.0%）、「公共施設（スポーツレクリエーション施設や文化施設など）の広域的な利用」（27.8%）と続きます。

分野		重要度
1 行財政	1位	公共施設（スポーツレクリエーション施設や文化施設など）の広域的な利用（27.8%）
	2位	経費や人員の削減など健全な行財政運営（20.9%）
2 保健 福祉	1位	デイサービスや介護老人福祉施設などの整備（18.5%）
	2位	地域包括支援センターや特別養護老人ホームなどの高齢者支援体制（16.8%）
3 基盤 整備	1位	鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通（39.9%）
	2位	身近な生活道路の整備（36.0%）
4 生活 環境	1位	交番や防犯灯の設置など防犯対策（16.8%）
	2位	歩道やガードレールの設置、交通安全教育の推進など交通安全対策（16.4%）
5 教育 文化	1位	体育館や運動場などのスポーツレクリエーション施設（18.5%）
	2位	小・中学校などの学校教育施設（15.6%）

## 2 | 住民会議の概要

### 01 住民会議の目的

本計画の策定において、町民視点での計画策定、町民起点での計画実践に向けて、住民会議を開催しました。

### 02 実施の概要

参加人数	13人
開催回数	3回

### 03 住民会議の提案内容

#### 地域のふれあいを大切にするまちづくり

- 学校の一部を地域へ開放して、コミュニティの拠点として活用する。
- 町民が利用しやすいコミュニティ施設を検討する。
- 外国人なども含め、自治会活動にもっと参加しやすい雰囲気をつくる。
- 自治会同士の交流促進のため、町民体育祭を実施する。
- 外国人との交流の場をつくる。
- 空家を利用し、気軽にお茶を飲めるような場所をつくる。

#### 安全・安心を実感できるまちづくり

- 道路の歩道を整備し安全を確保する。
- 街灯をもう少し多く設置する。
- 駅や駅につながる道路をバリアフリー化する。

#### 災害に強いまちづくり

- 災害時に、避難の援助が必要な人を迅速に助けることができる体制をつくる。
- 町全体の避難訓練やお年寄りの方を中心とした防災訓練を実施する。
- 避難場所に蓄電式システムの太陽光発電を設置し、災害時でも電気を使用できるようにする。
- 河川の改修を行う。

#### いつまでも健康で生きがいを感じられるまちづくり

- 高齢化に備え、「老人ホームマンション」をつくる。
- 精神病に特化した施設及び就労施設を整備する。
- トレーニングセンターと運動公園を統合する。
- サイクリングコースをつくり、健康増進につなげる。



### 子どもの豊かな心を育むまちづくり

- 子どもが安心して過ごせる場所の確保。(公園・広場等)
- 地域行事への参加を促すため、学校で地元の文化や風習などを教える。
- 適度な規模の学校の再編。

### 魅力ある農業を体験できるまちづくり

- 登録制による貸し出しにより、農機具をシェアできるようにする。
- 使用されていない農地や農機具のマッチングを図る。
- 新規就農者への農機具のリースや安く貸出しできる制度をつくる。
- 農業体験と観光宿泊施設をセットにする。
- 農業を始めたい人が農業経験者から学べる体制をつくる。

### 多種多様な商工業が活気にあふれるまちづくり

- 大型スーパーや大型商業施設を誘致する。
- 道の駅「みぶ」を拡大する。
- 農家レストランをつくる。
- 起業したい若者に空家を貸し出し、起業を支援する。
- 外国人労働者を確保し、空家を利用してもらう。

### 観光客でにぎわうまちづくり

- 「朝市」を毎週開催する。
- 駅前のイルミネーションを充実させる。
- おもちゃ博物館を充実させる。(イルミネーション等)
- 古墳のテーマパークをつくるなど古墳群をさらに活用する。
- 庁舎跡地に、壬生らしさのあるお洒落なスポットをつくる。

### 交通ネットワークが充実したまちづくり

- 自転車が走りやすい道路を整備する。
- デマンドタクシーをさらに充実させる。
- 無料の小型バスを運行させる。

### 住んでみたいと思える魅力あふれたまちづくり

- 市街化地区を見直し、新住宅地を開発する。
- 移住体験ができるよう空家を整備する。
- 外国人労働者を確保する。
- 若い人が、町にさらに興味を持ってもらえるようワークショップを開催する。
- 町の魅力を発信する広報紙の紙面を工夫する。

### 3 | 懇談会の概要

#### 01 懇談会の目的

本計画の策定にあたって、町民の意見を幅広く反映するため、各分野の代表の方による懇談会を開催しました。

#### 02 実施の概要

開催時期	分野
令和2年 2月19日	基盤整備部会
	産業振興部会
令和2年 2月20日	生活安全部会
	健康福祉部会
	教育文化部会
令和2年 2月21日	環境衛生部会
	協働経営部会

#### 03 懇談会の主な意見

##### ■ 分野別の主な意見 ■

部会名	主な意見
協働経営部会	■ IT、ネットにより、コミュニケーションのズレが生じているので、世代間の違いを認識しながら、まちづくりを進めていく必要がある。
	■ 新庁舎では、IT化の先駆者的な役割を持った新庁舎を期待する。
	■ 自治会によって世帯数に大きな差があるので、規模に合った自治会活動や消防団について議論する必要がある。
	■ ボランティア活動の範囲が狭いので、横のつながり、交流を広げる必要がある。
	■ 町民活動支援センター「みぶりん」のよい活動などを町の広報紙などでPRする。
生活安全部会	■ 防災無線が聞こえない場合には、電話での内容確認、防災メールの登録、防災無線の端末などでできることなどを周知する。
	■ 消防団員の増員、救急車の増車が必要である。
	■ 特殊詐欺などの防犯などの情報が早く流れる仕組みをつくる。
	■ 通学路に歩道をつくる。

部会名	主な意見
健康福祉部会	■ 30・40歳代が結婚しないので、婚活パーティなどを強化する。
	■ 高齢者が事業に参加するため高齢者の交通手段を検討する。
	■ 子育て世代になると、住みやすさ、住宅の価格などにより検討する人も出てくるので、住みやすさをPRする必要がある。
	■ 孤食の問題で、身近に行ける子ども食堂を地域で支え合い、高齢者も行けるようにする。
基盤整備部会	■ 六美地区の区画整理事業により、人口増となるため、自治会の分割などの検討が必要である。
	■ 壬生は通り抜けの町になっているので、留まる町になるようにする。
	■ 人口等地域の格差が出ているので、交通体系等、町全体の利便性を考える。
	■ 庁舎移転後の壬生地区については検討の必要がある。
環境衛生部会	■ デマンド交通については、台数を増やすなど利便性を高める。
	■ 自治会は任意団体で強制力がなく、自治会に入りたくない人が多くなっている。
	■ ごみが散乱しているゴミステーション、保健委員が写真を撮るなど活動をした結果、ごみが無くなったケースもあるので、広めていくとよい。
	■ 健康づくりの一環として、公園でラジオ体操をしながらごみ拾いなどを行っている。
	■ 子どもと高齢者の中間層が行事に参加できるようにすることが必要である。
教育文化部会	■ 感染症に対する意識が低い。
	■ 青少年活動として、中学生のボランティア活動を進めているが、地域と一体となって、地域活動ができるように、自治体組織に中高生、大学生を組み込み、活動できるような施策の展開をする。
	■ 論語がさらに町民に浸透するようなやさしい表現の施策を展開する。
	■ 教師が働きやすい環境づくりを進めるため、学校運営に対して町が支援する。
	■ 新庁舎では、教育委員会と子ども未来課を近接し、連携がとりやすいようにする。
	■ 障がい者に優しいまちづくりを進めるため、用具の購入などの支援をする。
産業振興部会	■ 国際交流の部署を町でつくり、時代に合った国際交流を進める。
	■ 庁舎移転による跡地の活用や旧壬生地区への影響を考える必要がある。
	■ 若い人が就農できるように、金融機関が支援する。
	■ 新規就農のため、空家も活用する。
	■ 土耕より養液栽培の方が規模も大きく周年栽培もできるので、投資して法人化を進める。
	■ 地場産の作物を町の飲食店で使用する。
	■ 観光史跡にトイレを設置する、新たな資料館をつくるなど、観光資源として活用できるようにする。
■ 外国人の就労者の受け入れ窓口を町につくる。	

# 第6次総合振興計画 前期基本計画の達成状況

本計画の施策において、計画期間内に取り組んだ主な事業などは、次のとおりです。

## 1 | 協働・行政経営

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等総合管理計画策定事業</li> <li>証明書等コンビニ交付事業開始</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎建設事業</li> <li>壬力UPボランティア活動支援事業補助金創設</li> <li>広報みぶとおしらせ版を合併し、月1回の発行に変更</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいきふれあい応援事業費補助金期間延長</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民活動支援センター「みぶりん」※利用者協議会の設立</li> <li>協働のまちづくり指針策定</li> <li>くらしの便利帳発行</li> <li>町公式LINE開設</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎第2駐車場整備事業</li> </ul>

## 2 | 安全・安心

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯のLED化</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅地下通路防犯カメラの設置</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>LED防犯灯新設12基</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員募集事業</li> <li>LED防犯灯新設10基</li> <li>交通指導員の増員</li> <li>おもちゃのまち駅自転車等駐車場に防犯カメラの設置</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊詐欺対策電話機等購入補助事業</li> </ul>

※ 町民活動支援センター「みぶりん」：ボランティア活動など各種町民活動に既に取り組んでいる町内の団体や個人、また、これから取り組みたいと考えている団体、個人を支援する基幹的組織。

### 3 | 子育て・健康増進

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 病児保育事業</li> <li>■ 食物アレルギー対応食提供事業</li> <li>■ すこやか子育て支援事業</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一歳児保育担当保育士増員事業</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 働き盛り健康宣言事業</li> <li>■ 地域包括支援センターの通年 365 日開所開始</li> <li>■ 婚活イベント支援事業</li> <li>■ 子育て世代包括支援事業</li> <li>■ 産後ケア事業</li> <li>■ とおりまち保育園改修事業</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 糖尿病性腎症重症化予防事業の開始</li> <li>■ 歯科健診拡大（76 歳）</li> <li>■ 介護サポート24※事業の開始</li> <li>■ 子育て支援センターつばめ開設</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定健診の個別健診拡大（年齢制限廃止）</li> <li>■ 放課後児童健全育成事業への指定管理者制度導入</li> </ul>

### 4 | 都市基盤

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水処理センター施設の改築更新</li> <li>■ 六美地区雨水排水整備事業</li> <li>■ 都市計画マスタープラン策定</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業集落排水施設の整備（黒川東部地区）</li> <li>■ 舗装長寿命化計画策定</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北部第三排水区雨水管整備事業</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業集落排水事業着手（旭町・星の宮地区）</li> <li>■ 六美町北部土地区画整理組合への各種支援</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 六美町北部土地区画整理地内公共下水道整備事業</li> <li>■ 二級町道 53 号（壬生高等学校）の通学路整備</li> <li>■ バリアフリー基本構想策定（おもちゃのまち駅周辺）</li> </ul>

※ 介護サポート24：在宅で介護している家族が急に介護できなくなった場合に、緊急の宿泊サービスを提供。

I

計画策定にあたって

II

III



## 5 | 自然環境・生活環境

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 犬及び猫の不妊手術費補助金交付</li> <li>■ 聖地公園墓域の公売</li> </ul>
平成29年度	
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 空家バンクの開設</li> </ul>
令和元年度	
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 清掃センター基幹的設備改良工事の着手</li> </ul>

## 6 | 教育・文化

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て・親育ち講座開催事業</li> <li>■ 子ども読書活動推進事業</li> <li>■ 保存活用計画書策定に伴う「車塚古墳」発掘調査</li> <li>■ 壬生古墳スクールの開講</li> <li>■ 茨城大学との合同シンポジウム「北関東の豪族たち」開催</li> <li>■ 壬生町無形民俗文化財連絡協議会の設立</li> <li>■ 副読本『壬生論語古義抄』改定再版</li> <li>■ 企画展「誠心院聡姫と壬生七傑」開催</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ボルダリング施設設置（体育館・各小中学校等）</li> <li>■ 学校地域ボランティア活動推進事業</li> <li>■ 中学生及び青少年地域参画推進事業</li> <li>■ 保存活用計画書策定に伴う「愛宕塚古墳Ⅰ」発掘調査</li> <li>■ 第2回みぶ郷土芸能フェスタの開催</li> <li>■ 第1回壬生論語検定</li> <li>■ 企画展「籠師 武関翠心」開催</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域おこし協力隊事業</li> <li>■ ボルダリング教室開催</li> <li>■ 放課後子ども教室事業</li> <li>■ 保存活用計画書策定に伴う「愛宕塚古墳Ⅱ」発掘調査</li> <li>■ 企画展「壬生のヒポクラテスたち」開催</li> <li>■ 壬生型幼保小中高連携一貫教育事業</li> <li>■ 外国語指導助手配置事業（ALTを7名に増員）</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合運動場駐車場整備拡張</li> <li>■ 国体実行委員会設立</li> <li>■ 愛宕塚古墳・車塚古墳・牛塚古墳「保存活用計画書」策定事業着手</li> <li>■ 遺跡報告会（茨城大学・学芸大学共同）開催</li> <li>■ 藩校サミットイベント（ギネス世界記録挑戦）開催</li> <li>■ 小・中学校のトイレ洋式化改修事業</li> <li>■ 全小・中学校の特別教室へのエアコン設置</li> <li>■ 羽生田小学校への小規模特認校制度の導入</li> <li>■ 校務支援システムの導入</li> </ul>

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合型地域スポーツクラブ支援事業</li> <li>■ 愛宕塚古墳・車塚古墳・牛塚古墳「保存活用計画書」策定事業完成</li> <li>■ 情報教育推進事業</li> <li>■ 児童生徒1人1台のタブレット端末の整備</li> <li>■ 公立学校施設長寿命化計画策定事業</li> </ul>

## 7 | 産業振興

年度	前期基本計画で取り組んだ主な事業など
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アグリサポート事業の創設による新規就農者支援</li> <li>■ おもちゃ博物館の指定管理者制度による運営開始</li> <li>■ まちなか創生ワーキングの設置</li> <li>■ 壬力の町ガイドボランティア発足</li> <li>■ みらい館直売所店舗新築</li> <li>■ ウッドキャビン店舗設置</li> <li>■ ビジネスセミナー・経営者交流会の開催スタート</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ おもちゃ博物館デジタルトイミュージアムアプリ作成「ミュートイと封印の紋章」運用開始</li> <li>■ おもちゃのまち遊々創生ワーキングの設置</li> <li>■ 「まち愛スポット」協力店登録開始</li> <li>■ 壬生町ならではの逸品づくりプロジェクト「純米大吟醸壬生」完成</li> <li>■ まちなか新規出店促進事業の開始</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下稲葉地区圃場整備事業開始</li> <li>■ おもちゃ博物館エレベーター改修工事</li> <li>■ 壬生お殿様料理事業の開始</li> <li>■ 東武フリー乗車DAY連携イベントの実施の開始</li> <li>■ 「本物の出会い栃木」デスティネーションキャンペーンによる町文化財特別公開</li> <li>■ みらい館臨時駐車場整備・西側園路整備</li> <li>■ 中小企業・小規模企業の振興条例の制定</li> <li>■ 先端設備等導入計画の認定受付開始</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域営農パワーアップ事業の創設による農業後継者の育成</li> <li>■ 壬生町観光PR動画作成</li> <li>■ おもちゃ博物館長寿命化計画策定</li> <li>■ 壬生町国際観光推進協議会の設置</li> <li>■ 道の駅みぶ連絡推進協議会設立</li> <li>■ みらい館園路照明整備</li> <li>■ 新融資「小規模企業者資金」「事業承継支援資金」「緊急経営対策資金」の創設</li> <li>■ 壬生町合同就職面接会の開催</li> <li>■ 女性の就職支援・セミナー事業の推進</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際観光推進事業の開始</li> <li>■ 外国人労働者雇用の推進</li> </ul>

## 1 | 人口構造の変化

### 01 人口減少と少子高齢化の進行

平成 27 年国勢調査によると、わが国の総人口は約 1 億 2,700 万人となっています。現在は既に人口減少時代に突入しており、今後の総人口は、令和 40 年には 1 億人を下回り、令和 45 年には 9,000 万人を下回ると推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の 2017 年 4 月推計。中位推計)

少子高齢化が著しく進行し、平成 27 年国勢調査では年少人口(0～14 歳人口)が 13.0%、生産年齢人口(15～64 歳人口)が 60.7%、高齢者人口(65 歳以上人口)が 26.3%となっており、高齢者人口が 21%以上である超高齢社会となっています。この少子高齢化の傾向は今後も続き、令和 45 年には、年少人口が 10.2%、生産年齢人口が 51.4%、高齢者人口が 38.4%になるものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の同推計)

### 02 2040 年問題

2040 年には 85 歳以上の人口が高齢人口の 3 割近くになり、これらを含む高齢者と生産年齢の不均衡が著しい水準に達することとなり、社会保障など様々な問題が懸念されています。また、東京圏への若者の流出とそれに伴う地方の担い手不足による不均衡が進み、疲弊する地方自治体が増えることが懸念されており、スマート自治体への転換等の必要性が求められています。

## 2 | 産業構造の変化・女性の就労と共働き・働き方の改革

### 01 産業構造の変化

わが国の産業構造は、経済のグローバル化による国際競争の激化や、製造業の海外生産比率の高まり、事業所の再編・統合、ICT(情報通信技術)の発展等により、大きく変化しています。また、ロボットによる業務自動化(RPA)や人工知能(AI)、IoT<sup>\*</sup>等の革新的な技術の向上は、産業構造の変革をもたらすと予想されています。

### 02 就労環境の変化

人口減少や少子高齢化の進行により経済規模(消費)の縮小や労働力人口の減少が懸念される中、共働き世帯が増加し、女性の労働意欲の高まりが考えられることから、女性の就労や働き方改革の必要性が高まっています。

<sup>\*</sup>IoT:世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続し、相互に通信すること。

# 3 | 環境調和・持続可能性（SDGs）の追求

## 01 環境との調和

地球温暖化の危機が叫ばれ、廃棄物の排出抑制や再利用等を含む資源循環型社会への転換や生物多様性の維持、再生可能エネルギーの利用拡大が進められています。

## 02 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、“持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す”ものとして2015年に国連で採択されました。地方自治体においては地方創生の実現に資する目標として達成に向けた具体的な取り組みが求められています。

（参考）SDGs～17の目標～



**1. 貧困をなくそう**  
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



**2. 飢餓をゼロに**  
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



**3. すべての人に健康と福祉を**  
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



**4. 質の高い教育をみんなに**  
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



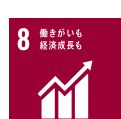
**5. ジェンダー平等を実現しよう**  
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



**6. 安全な水とトイレを世界中に**  
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



**7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**8. 働きがいも経済成長も**  
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



**9. 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



**10. 人や国の不平等をなくそう**  
国内および国家間の格差を是正する



**11. 住み続けられるまちづくりを**  
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



**12. つくる責任 つかう責任**  
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



**13. 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



**14. 海の豊かさを守ろう**  
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



**15. 陸の豊かさを守ろう**  
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



**16. 平和と公正をすべての人に**  
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



**17. パートナリシップで目標を達成しよう**  
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## 4 | 災害対策・安全安心社会の要請

---

### 01 災害対策の強化

東日本大震災をはじめ、全国で相次ぎ風水害を含む自然災害が発生しているため、国や自治体でも防災・減災対策への取り組みが強化されています。

### 02 安全安心社会の要請

地震や洪水など自然災害の発生への不安や食の安全に関わる問題、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加、悪質商法などの消費生活に関する安全性など、様々な分野において安全・安心に対する関心が高まっています。

また、感染症などによる緊急事態措置などへの対応が必要となっています。

## 5 | グローバル化の進展・外国人材の流入

---

### 01 新たなグローバル化

グローバル化は、民間経済や政治分野だけでなく、町民レベルの交流や文化・スポーツ分野での交流も含めて多様に広がりつつあります。

### 02 外国人との共生

国内に居住する外国人は増加しており、本町に住む外国人も増えています。2021年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催や出入国管理及び難民認定法の改正などを背景として、今後も同様な傾向が続くと考えられており、外国人との共生が求められます。



## 1 | 人口減少、少子高齢化の進行

- 本町の「第2期壬生町人口ビジョン」による将来展望人口では、計画目標年次の令和7年が38,909人と推計され、平成27年と比較すると10年で1,042人、年平均約100人が減少すると予測されています。  
また、令和7年の年齢3区分別人口の推計では、年少人口は5,000人（12.8%）、生産年齢人口は21,999人（56.5%）、高齢者人口は11,911人（30.6%）と予測されています。
- 人口減少、高齢化の進行に伴い地域コミュニティ機能の低下など将来の生活に対する不安感が広がっているため、町民が将来にわたって安心して暮らせる人口減少社会に的確に対応したまちづくりに取り組む必要があります。
- 子育てしやすい生活環境の整備や共働き家庭やひとり親家庭が安心して働けるための支援、親が子育てしやすい・女性が働きやすい職場環境整備などに努めることが求められます。
- 本町の合計特殊出生率が低いことから、出産した人、出産を希望する人には手厚い支援をするとともに、若い世代が安心して就労、結婚、妊娠、出産、子育てができる環境を整備することが必要となっています。
- 人口流入を促進し、人口流出を抑制するためには、都市的機能の充実や中心市街地の活性化、利用しやすい公共交通、人に優しい公共空間整備など、都市的な魅力と便利で暮らしやすい環境づくりが必要となっています。

## 2 | 町民と行政の協働・行政経営

- 財政運営に厳しさが増す中で、本町の諸施策を効果的に推進し、町民がいつまでも安全・安心・快適に暮らしていけるようにするためには、町民や各種団体、民間企業等の地域社会を構成する様々な主体と行政との協働が必要となっています。
- 住民参画の成長の動きを積極的に受け入れ、個人や企業等の社会への貢献意識をさらに育むとともに、自治会等の地域に根ざした組織や、NPO・ボランティア団体等の組織をさらに活性化させることが求められます。
- 自らの権限と責任のもとで、効率的な行政組織や体制の整備、地域の実情やニーズを踏まえたサービスの迅速かつ確かな提供など、社会環境の変化に対応した適切な行政経営を進めていくことが必要であり、本町の独自性が求められています。
- 将来的に人口減少やまちの活力低下が懸念される中、本町が町内外の人から選ばれるまちとなるためには、本町の様々な分野における魅力を発信していくことが必要となっています。
- 町内外の人たちに本町の魅力の積極的なPRを図るため、タウンプロモーション<sup>※</sup>を強化するとともに、時代に合った多様な情報発信に努めることが求められます。

※ タウンプロモーション：地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求し、人材、物財、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

### 3 | 安全な生活

---

- 東日本大震災を契機に、防災の重要性が見直される中、発生の切迫性が高まる直下型地震や集中豪雨等の自然災害への十分な備えが求められます。
- 地域の高齢化が進むことにより、救急需要の増大や住宅防火等、高齢者など避難行動要支援者への対策が求められています。
- 地域防災力の担い手である消防団員の確保が難しくなっています。
- 子どもや高齢者といった社会的弱者が巻き込まれる事件・事故の多発や食品の安全性などがマスコミに大きく取り上げられるなど、様々な分野で安全・安心に対する関心が高まっています。
- 全国的に高齢者を狙った詐欺やインターネットを使った犯罪、高齢の運転者による重大な交通事故など、新たなリスク要因も増加していることから、行政の取り組みだけではなく、地域で互いに助け合い、連携しながら、町民が主体となって自主的に安全・安心が確保されるまちづくりに取り組むことが求められます。
- 感染症などによる緊急事態措置に対応できる体制が必要となっています。

### 4 | 健康で安心な生活

---

- 少子高齢化の進行は、労働人口の減少による税収の減少、高齢者の増加による医療費や扶助費の増加による財政面への影響とそれに伴う行政サービスの低下などが考えられることから、健康寿命の延伸に努める必要があります。
- 安心して結婚・出産・子育てができる環境の充実をはじめ、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して生活できるよう、効率的な保健・医療・福祉の連携に努めることが求められます。
- 都市化による核家族化や若年層の単独世帯化、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加など、地域を構成する住民やその家族形態も大きく多様化していることから、多様な家族形態に対応するための保健・医療・福祉の充実が必要となっています。
- 雇用環境の悪化や高齢化等が生活保護率の上昇の要因となっており、生活保護受給者へのきめ細かい対応とともに、自立した生活が送れるよう支援の充実が求められます。

### 5 | 都市基盤

---

- 今後は、ICTを活用した質の高い生活環境を実現していくとともに、老朽化したインフラを計画的に延命・更新を図り、災害に強く、利便性が高い、安心して暮らせる社会基盤づくりを進めていく必要があります。
- 本町からの人口流出を抑制するとともに、町外からの人口流入を促進するためには、生活の基盤となる住宅や宅地の整備、住環境の充実が必要となっています。
- 交通利便性の向上は、定住・移住の促進に資することが期待できるほか、高齢化社会への対応という観点からも重要であることから、早急に取り組むことが求められます。

## 6 | 自然環境・生活環境

- 豊かな自然環境を次代に引き継いでいくためには、継続的な保全活動に加えて、自然環境と居住環境との調和を図るなど、自然との共生が求められます。
- 地球温暖化問題が深刻化する中、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムから、限りある資源の有効活用や循環型社会を目指す社会への転換が求められます。
- 町民一人ひとりの日常生活や企業活動は、地球環境・エネルギー問題に大きく影響していることから、身近な問題として取り上げていくことが必要となっています。
- 廃棄物の処理、公園・緑地の管理など、町民生活に密接に関係する居住環境の保全に必要な取り組みは、町民一人ひとりの主体的な行動が求められます。

## 7 | 教育・文化

- ふるさとへの愛情を育むためには、歴史や文化、自然など多様な地域資源を通し、まちへの理解を深め、「ふるさとを誇り」に思ふ教育を推進することが重要となっています。
- 人を思いやる心や郷土を愛する心を培い、社会生活に適応できる「生きる力」を育てるため、学校、家庭、地域が連携を深め、よりよい教育環境づくり、特色ある学校づくり、青少年の健全育成を進めていく必要があります。
- 生涯をととした学習やスポーツは、町民が健康で生き活きと暮らしていく上で、極めて重要なものの一つであることから、自由に学習やスポーツをすることができ、その機会を選択することができるような環境を整備するとともに、それらの成果をまちづくりに活かしていけるような体制づくりが求められます。

## 8 | 産業振興

- これまで以上に地域間・都市間競争が激しくなり、「人がまちを選ぶ」時代にあって、魅力ある都市として自立するために、地域経済が地域特性を活かした活力のある成長・発展を続け、自治体においてもサービスの充実や経営能力を高める必要があります。
- 大手企業を中心とした新たな連携による産業の活性化や新たな産業用地の造成に努めるとともに、企業間の連携強化と商業支援を充実し、地域産業の活性化と雇用創出を図ることが求められます。
- 本町の基盤産業である農業と商工業との連携を図るとともに、本町の特色ある農産物ブランドの向上を図り、販路拡大に努めることが必要となっています。
- 地域産業の継続、発展を図るため、後継者の育成、担い手への農地の集積・集約化や経営の持続化などの必要があります。
- みぶハイウェーパークやおもちゃ博物館を中心とした観光交流を促進するとともに、都市住民の中で、本町との二地域居住やサテライトオフィス<sup>※1</sup>の開設などで継続的な関わりを有する「関係人口<sup>※2</sup>」の創出・拡大に努めることが求められます。
- コロナ禍を契機として、企業が「新しい生活様式」に対応しながら事業活動・経済活動を行うことが求められ、テレワーク<sup>※3</sup>等の多様で柔軟な働き方を推進する必要があります。

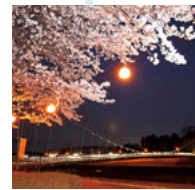
※1 サテライトオフィス：市街地にある本社を中心に、その周辺の住宅地などに分散して設置されたオフィスのこと。

※2 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

※3 テレワーク：情報通信手段を取り入れた就労形態のこと。

## 1 | 将来都市像

本町の地域特性や町民のニーズ、分野別課題を踏まえ、本町が進めてきた壬力UPを引き継ぎ、誰もが「住み続けたい。住んでよかった」、そして、「住んでみたい」と思える壬生町の実現を目指します。そこで、町全体の魅力を一体として高めるまちづくりを進めるため、まちづくりの指針として将来都市像（10年後の目指すべきまちの姿）を「子育て・健康・壬力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”」とします。



将来都市像

## 子育て・健康・壬力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”

この将来都市像では、高い評価を受けている「健康をはじめとした医療環境や子育て環境」の充実を図り、住んでいる方が「住みよい」と実感している姿を町の将来像として描いています。

また、「住みよい“壬生町”」を実感し、幸せを感じている町民の姿を壬生町の住みやすさと捉え、町内外へPRし、壬生町への定住促進を図ります。





## 2 | まちづくりの基本姿勢

将来都市像を実現するために、7つのまちの姿を基本姿勢とします。

### 基本姿勢 1 みんなでつくる 住み続けたいまち

- 住民主体の健全な行政経営を維持・推進するため、住民と行政が協力して地域活動に取り組みます。
- まちづくりに関する情報提供に努め、コミュニティの充実や住民参加・参画機会の拡充を図りながら、住民協働のまちづくりを進めます。

### 基本姿勢 2 みんなが安全で安心して暮らせるまち

- 防犯・防災体制の充実など、災害に強く、安全に暮らせるまちづくりを進めます。
- 「交通事故がないまち」を目指し、住民の交通安全意識の啓発や危険箇所の改善などを推進します。

### 基本姿勢 3 みんなで支え合い 健康で元気に暮らせるまち

- 住民一人ひとりが、住み慣れた地域社会の中で、いつでも安心して自立した生活を営むことができるよう、保健・福祉・医療の連携による総合的なサービス体制を強化します。
- 地域、家庭及び行政がそれぞれの適正な役割と責任を担いながら、地域社会全体で協力し合い、支え合いながら、温かく元気な地域福祉を目指します。

### 基本姿勢 4 みんなが快適で 便利に暮らせるまち

- 総合的で計画的な社会基盤の整備・向上を図り、便利で快適な生活環境整備を目指します。
- 高齢化社会に対応した、人に優しく、誰もが利用しやすい地域公共交通を進めるとともに、便利で安全な道路環境を目指します。

### 基本姿勢 5 みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち

- 豊かな自然環境の保全や、廃棄物の減量化・資源化を進め、環境への負荷の少ない低炭素社会を構築します。
- 憩いや余暇活動の拠点となる新たな自然空間の創出を図りながら、人と自然が触れ合う快適なまちづくりを進めます。

### 基本姿勢 6 みんなで学び・楽しみ 心が触れ合うまち

- 住民がそれぞれの生涯を通じて、学習や文化、芸術、スポーツ等様々な分野で、自らの個性を伸ばしながら、能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、個性と創造性が豊かな人づくりを推進します。
- 家庭や地域、学校が連携し、健やかな心と体を持った子どもが育つ環境を整えるとともに、郷土を愛し、夢と志を持ってたくましく生きる青少年の育成を目指します。

### 基本姿勢 7 みんなが集まる にぎわいのあるまち

- 地域に根ざした既存の産業を活性化するとともに、新たな企業誘致を検討します。
- 活力ある農業の振興や、本町の魅力を活かした観光の振興を図りながら、それぞれが活気に満ちたまちづくりを進めます。
- 働く場の確保のため、民間と行政が協力しながら産業の振興を図ります。



### 3 | 施策の体系

基本姿勢	基本施策
<p>1 みんなでつくる 住み続けたいまち</p>	<p>A 住民と進める協働のまちづくり B すべての人の人権が尊重されるまちづくり C 知りたい情報と親切なサービスがあるまちづくり D 健全な行政経営のまちづくり</p>
<p>2 みんなが安全で 安心して暮らせるまち</p>	<p>A 災害に強いまちづくり B 犯罪のないまちづくり C 交通事故のないまちづくり D 消費者保護のまちづくり</p>
<p>3 みんなで支え合い 健康で元気に 暮らせるまち</p>	<p>A みんなが健康に暮らせるまちづくり B ともに支え合い暮らせるまちづくり C 子育てしやすいまちづくり</p>
<p>4 みんなが快適で 便利に暮らせるまち</p>	<p>A 地域特性を活かしたまちづくり B 円滑で利便性の高い交通ネットワークのまちづくり C 「おいしい壬生の水」を安定供給するまちづくり D 生活排水と雨水の適正処理で快適なまちづくり E 快適で多様な住環境のまちづくり</p>
<p>5 みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち</p>	<p>A 自然環境を大切にうるおいのあるまちづくり B 資源を大切にするまちづくり C 快適で衛生的に暮らせるまちづくり</p>
<p>6 みんなで学び・楽しみ 心が触れ合うまち</p>	<p>A 学び合い、文化が薫るまちづくり B 誇れる歴史と伝統を受け継ぐまちづくり C 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり D 明るく元気な生涯スポーツのまちづくり E 家庭と地域の絆を育むまちづくり F 国際理解を深め交流活動が盛んなまちづくり</p>
<p>7 みんなが集まる にぎわいのあるまち</p>	<p>A 特色ある商業のまちづくり B 活力ある工業のまちづくり C 競争力ある農業のまちづくり D みんなが集まりにぎわう交流のまちづくり E みんなが働きやすいまちづくり</p>

## 4 | 将来人口フレーム

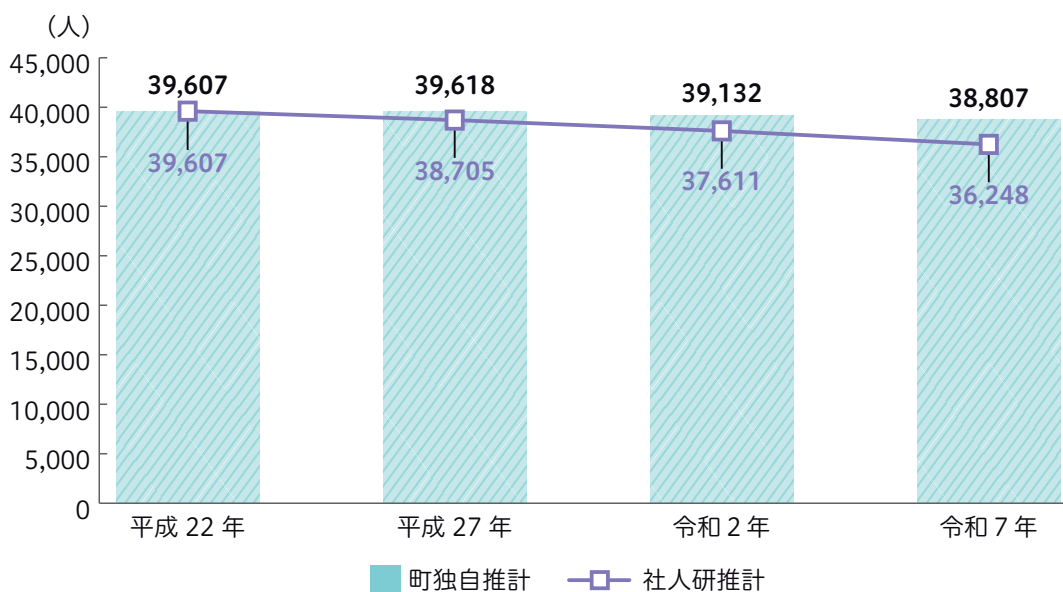
I

計画策定にあたって

### 令和7年の将来人口を38,807人に設定します。

令和7年の将来人口を38,807人に設定します。

平成27年度に策定した「壬生町人口ビジョン」の令和7年の目標人口を本計画の設定人口とします。



(注) 社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計では、平成22年までの国勢調査により、算出しています。

II

III

## 5 | 土地利用構想

### 01 土地利用の基本的な考え方

土地利用の基本的な考え方として以下の3点を踏まえた土地利用を進めます。

- ① 自然と都市が調和した緑園都市の形成
- ② 新たな時代における機能の再編・強化
- ③ 地域特性を活かした魅力あるまちづくりの推進

### 02 土地利用の構成

本町の土地利用は、大きく4つの骨格－「都市エリア」、「自然と調和した生産・交流ゾーン」、「都市間及び地域間の連携・交流の軸」、「交流のトライアングルエリア」－から構成します。

#### ① 都市エリア

- 緑と文化の都市ゾーン
- 緑と健康の都市ゾーン
- 公共公益拠点
- 緑のブリッジ
- 土地利用調整地区

#### ② 自然と調和した 生産・交流ゾーン

#### ③ 都市間及び地域間の 連携・交流の軸

- 広域連携・交流軸
- 地域連携・交流軸

#### ④ 交流のトライアングルエリア (広域的交流拠点)





# Ⅱ 後期基本計画

- Ⅱ－１ 壬生創生プラン
- Ⅱ－２ 分野別計画
- Ⅱ－３ 行政改革大綱





# Ⅱ－１

## 壬生創生 プラン

Ⅱ－１－１  
壬生創生プランの位置づけ

Ⅱ－１－２  
壬生創生プランの展開

## Ⅱ-1

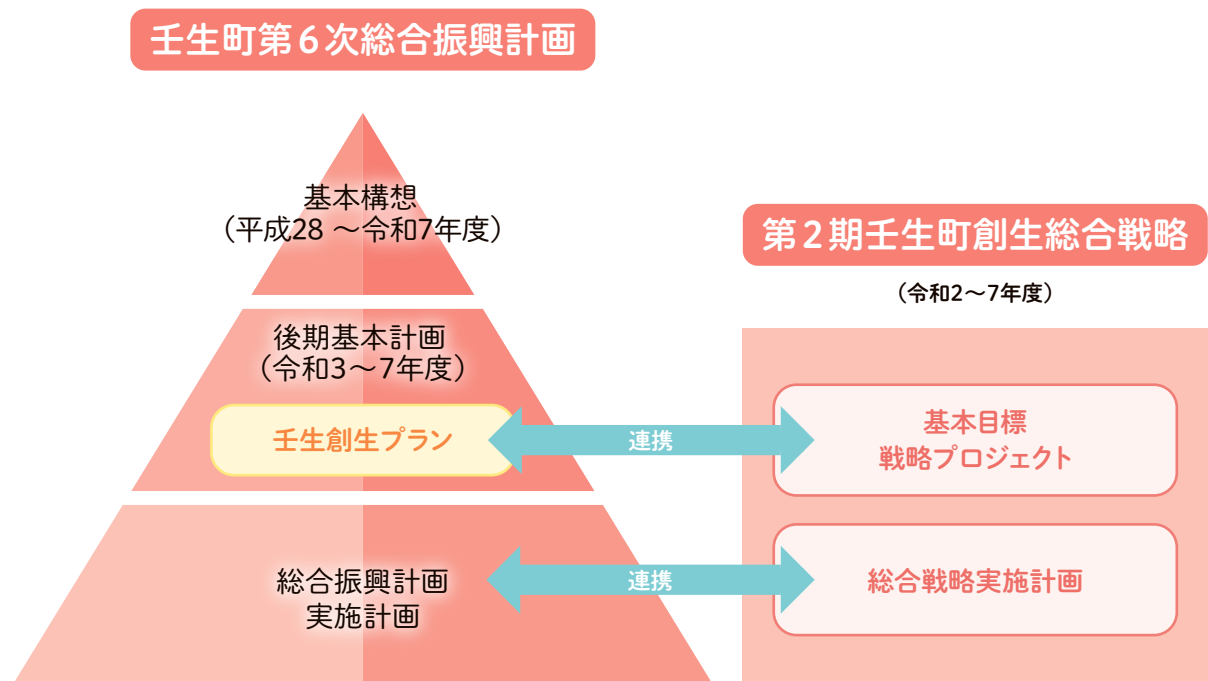
# 壬生創生プラン

### Ⅱ-1-1 | 壬生創生プランの位置づけ

後期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像やまちづくりの基本姿勢を実現するため、各施策の方向性や事業などを示すことになります。

また、本町では、令和元年度に、「第2期壬生町人口ビジョン」を策定し、予想される人口減少に歯止めをかけるべく、「第2期壬生町創生総合戦略」を策定しました。この「第2期壬生町創生総合戦略」では、基本目標や各戦略プロジェクトの実現に向けて、「壬生町第6次総合振興計画」と相互連携し、本町の経営資源を最大限に活用しながら推進することとしています。

そこで、後期基本計画（令和3～7年度）においては、「第2期壬生町創生総合戦略」と相互連携を図り、重点的に取り組むため、「壬生町創生総合戦略」の基本目標や各戦略プロジェクトを壬生創生プランとして位置づけます。



## Ⅱ-1-2 | 壬生創生プランの展開

I

壬生創生プランでは、4つの基本目標と戦略プロジェクトを設定し、町民との協働で推進します。

基本目標	戦略プロジェクト
<b>1</b> 壬生町における安定した雇用を創出する	<ol style="list-style-type: none"><li>1 産業の振興と雇用の創出</li><li>2 農商工業連携による町の活性化</li><li>3 地域産業を守る後継者の育成</li></ol>
<b>2</b> 壬生町への新しいひとの流れをつくる	<ol style="list-style-type: none"><li>1 タウンプロモーションによる定住促進</li><li>2 壬力ある観光・交流の促進</li><li>3 郷土愛の醸成によるUターン推進</li></ol>
<b>3</b> 壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる	<ol style="list-style-type: none"><li>1 すくすく安心の子育て支援</li><li>2 素敵な出会い支援と結婚観の向上</li><li>3 ワーク・ライフ・バランスの推進</li></ol>
<b>4</b> 壬生町で安心して元気に暮らす	<ol style="list-style-type: none"><li>1 安全で利便性の高いまちづくり</li><li>2 生き活きと町民が躍動するまちづくり</li><li>3 健康長寿のまちづくり</li></ol>

Ⅱ

後期基本計画

Ⅲ

## 基本目標 1

# 壬生町における 安定した雇用を創出する

## 基本方針

本町では現在、町内就業人口が増えつつあります。さらに魅力ある「仕事の創出」を図り、町内産業の活性化と就業者支援を推進します。

農業従事者の減少や高齢化の進展による後継者不足などにより、耕作放棄地の増加や地域社会の活力の衰退が生じており、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、魅力ある農業への転換と後継者育成が必要となっており、新たに農業を始める方への支援や効率的な農業経営、他産業との連携による活性化を図ります。

郊外の大型店舗進出や後継者不足等により、商店街等に空き店舗が増加しているため、まちなかのにぎわいを創出するため、空き店舗等の有効活用を推進します。

## 戦略プロジェクト1-1 産業の振興と雇用の創出

プロジェクト の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ みぶ羽生田産業団地へ世界有数の工作機メーカーが進出したことで、大手企業を中心とした新たな連携により産業の活性化を図ります。</li><li>■ 新たに本町へ進出を希望する企業ニーズを的確に捉え、新たな産業用地の造成に努めます。</li><li>■ 企業間の連携強化と商業支援を充実し、地域産業の活性化と雇用創出を図ります。</li><li>■ 企業の求人ニーズと求職者への就労情報の提供がスムーズに行えるよう、ハローワークや雇用協会と連携し、雇用の創出を推進します。</li><li>■ 企業が外国人労働者の雇用への理解を深め、地域社会との共生が円滑に進むような受け入れ態勢の整備と企業の国際化の推進に努めます。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 産業振興奨励事業（P. 121）</li><li>□ 中小企業融資制度事業（P. 121）</li><li>□ 就労情報提供事業（P. 127）</li></ul>

## 戦略プロジェクト1-2 農商工業連携による町の活性化

<p>プロジェクトの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域商店街と連携し、地域コミュニティの再生を図り、商店街の活性化を目指します。</li> <li>■ 本町の基盤産業である農業を商工業と連携させることにより、双方の活性化を図ります。</li> <li>■ 本町の特色ある農産物ブランドの向上を図り、販路拡大を推進します。</li> <li>■ 生産から開発、販売、PRを一体的に進める農業の6次産業化を推進し、壬生町ブランドの認知度向上を図ります。</li> </ul>
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ブランド推進事業（P. 119）</li> <li><input type="checkbox"/> 壬生まちなか創生事業（P. 119）</li> <li><input type="checkbox"/> おもちゃのまち活性化事業（P. 119）</li> <li><input type="checkbox"/> 地域特産物推進事業（P. 123）</li> <li><input type="checkbox"/> 農業の6次産業化推進事業（P. 123）</li> </ul>

## 戦略プロジェクト1-3 地域産業を守る後継者の育成

<p>プロジェクトの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域産業の継続、発展を図るため、後継者の育成や経営の持続化などを推進します。</li> <li>■ 耕作放棄地を優良農地へと転換するため、農業の企業化（法人化）や農地集積を計画的に推進します。</li> <li>■ まちなかの空き店舗を活用したにぎわいづくりを推進します。</li> <li>■ 新たに起業する方の意識啓発や創業支援を推進します。</li> </ul>
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 空き店舗の活用事業（P. 119）</li> <li><input type="checkbox"/> 創業資金融資制度事業（P. 119）</li> <li><input type="checkbox"/> 担い手規模拡大推進事業（P. 122）</li> <li><input type="checkbox"/> 新規就農者支援事業（P. 122）</li> </ul>

### 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）





## 基本目標 2

# 壬生町への 新しいひとの流れをつくる

### 基本方針

第2期人口ビジョンの将来予測では、少子高齢化に伴う人口減少が予想され、早急に対策を講ずる必要があります。

そこで、本町へ新たな人の流れを創出するため、町民の約9割が住みよいと感じている町全体の素晴らしさを、タウンプロモーションとして情報発信し、計画的な宅地開発等により定住促進を推進します。

さらに、本町には年間230万人が来訪する「みぶハイウェーパーク」、子どもから大人まで楽しめる「おもちゃ博物館」や「おもちゃのまちバンダイミュージアム」、「わんぱく公園」、全国に誇る古墳群など、世代を問わず楽しめる地域資源が豊富にあり、これらの地域資源を活用した観光プロモーションを推進します。

一方、子どもたちが進学の際、町外へ転出し、その後町外で就職、定住するケースが多い状況となっているため、子どもの頃から“まちづくり活動”に参加し、壬生町の誇るべき資源を地域住民とともに学ぶことで子どもたちの郷土愛向上を図り、「いつかは帰り 住みたい壬生町」を目指し、UIターンを推進します。

### 戦略プロジェクト2-1 タウンプロモーションによる定住促進

#### プロジェクトの概要

- 充実した医療、公園や緑、交通、産業とバランスのとれた住みよさとともに、町の歴史、風土の中で築かれた豊富な地域資源を活用したタウンプロモーションを展開し、全国へ情報発信します。
- ふるさと納税制度が国の指定制度に移行し、返礼品の基準が厳格化される中、本町の魅力をPRできる返礼品を発掘することで、寄附者一人ひとりとのつながりを築いていきます。
- ウェブサイト等をとおして町情報を発信し、全国に「壬生町ファン」を獲得します。
- 住宅需要に応じた宅地開発を推進します。
- 空家の状況を把握し、利活用等を推進します。
- 移住者ニーズを把握、分析し、安心して壬生に住める移住者支援を推進します。

#### 主な事業

- タウンプロモーション推進事業（P. 59）
- ふるさと応援寄附金推進事業（P. 61）
- 六美町北部土地区画整理事業（P. 83）
- 空家バンク事業（P. 91）
- 下稲葉住宅団地整備事業（P. 91）

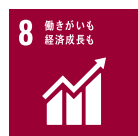
## 戦略プロジェクト2-2 壬力ある観光・交流の促進

<p>プロジェクトの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ みぶハイウェーパークやおもちゃ博物館を中心とした観光交流を促進し、周辺施設との連携を充実させ、北関東道・一般道の両道からの来訪者の増加を図っていきます。</li> <li>■ 住民参加型のイベント等を積極的に開催することで、“人と人”との交流を促進します。</li> <li>■ 観光ボランティアを活用した地域資源のPRを推進します。</li> <li>■ ユニークな地名「おもちゃのまち」を活かした魅力アップ事業を推進します。</li> <li>■ 都市住民の中で、本町との二地域居住やサテライトオフィスの開設などで継続的な関わりを有する、いわゆる「関係人口」を創出・拡大していきます。</li> <li>■ 本庁舎を総合運動場に移転整備することが決定したことを契機として、現在の本庁舎跡地を地域住民、観光客等が集う「まちなか創生の拠点」として活用していきます。</li> </ul>
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 本庁舎跡地利活用事業（P. 55）</li> <li>□ おもちゃのまち魅力アップ推進事業（P. 124）</li> <li>□ 観光プロモーション推進事業（P. 125）</li> <li>□ 観光ボランティア活用事業（P. 125）</li> <li>□ 国際観光推進事業（P. 125）</li> </ul>

## 戦略プロジェクト2-3 郷土愛の醸成によるU I ターン推進

<p>プロジェクトの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもたちが地域活動に参加し、地域住民とともにまちづくりに取り組み、地域資源を学ぶことで、まちや人を愛する郷土愛の醸成を推進します。</li> <li>■ 子どもたちの郷土愛醸成により「いつかは帰り 住みたい壬生町」を目指し、U I ターンを推進します。</li> <li>■ 壬生町が誇る多くの自慢について、町民の認知度向上を図り、町民の郷土愛を高め、町民による町自慢の情報発信を促進します。</li> </ul>
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 中学生及び青少年地域参画推進事業（P. 113）</li> <li>□ 郷土愛醸成推進事業（P. 113）</li> </ul>

### 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



### 基本目標 3

# 壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる

## 基本方針

本町の合計特殊出生率 1.25（平成 30（2018）年）は全国 1.42、栃木県 1.44 を下回っており、子育て世代や今後子育てを担う世代などが希望する子育て環境整備や子育て支援を一層充実することで、出生率の向上を目指します。

また、アンケートによると、40 歳代以下では「いずれは結婚したい人 71.9%」であることから、男女の出会い創出や支援を推進します。また、「結婚するつもりはない人 26.2%」という結果を踏まえ、結婚に対してよいイメージが持てるような PR を推進します。

さらに、子育てしながら働くためには、職場や家庭などの理解が必要不可欠であることから、働く人のすべてが「ワーク・ライフ・バランス」の重要性を理解し、実践するための意識改革が求められており、働き方改革等の啓発を推進します。

### 戦略プロジェクト 3-1 すくすく安心の子育て支援

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 妊娠から出産、育児まで、切れ目のない子ども・子育て支援を実施します。</li><li>■ 子育て世代が安心して働けるよう、保育ニーズに応じた保育園や認定子ども園等の整備、学童保育の充実を図ります。</li><li>■ 子育て支援センターを中心に、「元気に育つ みぶっこ」を応援します。</li><li>■ 子育て情報を集約した子育て応援サイトにより、スマートフォンやパソコンなどで簡単・手軽に情報を得られる環境を整備します。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 安全・安心な子育て環境推進事業（P. 79）</li><li>□ 放課後児童クラブ環境整備事業（P. 79）</li></ul>

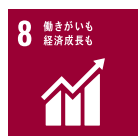
### 戦略プロジェクト 3-2 素敵な出会い支援と結婚観の向上

プロジェクトの概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 若者の結婚をかなえるため、男女の出会い創出や婚活支援を行います。</li><li>■ 結婚や家庭の素晴らしさ、子どもと過ごす時間の大切さなど“結婚による幸せ”を PR し、結婚に対するイメージの向上を図ります。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 結婚観向上啓発事業（P. 80）</li><li>□ 婚活イベント支援事業（P. 80）</li></ul>

## 戦略プロジェクト3-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

<b>プロジェクトの概要</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 子育て中の人々が、安心して働ける職場環境を目指し、働く人の意識啓発を推進します。</li><li>■ 仕事と生活の両立を目指し、元気に働き、健康に生活する習慣をPRします。</li><li>■ 働く人すべてが「ワーク・ライフ・バランス」の重要性を理解し、実践する社会の実現を目指します。</li><li>■ 女性の社会進出を応援し、男女がお互いを認め合い協力し合う社会の実現を目指します。</li></ul>
<b>主な事業</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 男女共同参画推進事業（P. 57）</li><li>□ ワーク・ライフ・バランス推進事業（P. 127）</li></ul>

### 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



I

II

後期基本計画

III

## 基本目標 4

# 壬生町で 安心して元気に暮らす

### 基本方針

本町は、災害が少なく、医療環境に恵まれ、交通網が整備された「住みよいまち」と評価されており、今後も、地域特性を活かした安全で利便性の高いまちづくりを推進します。

これまで自治会の主な活動がコミュニティ活動となってきましたが、平成 26 年に町民活動支援センター「みぶりん」が開設し、町民による様々な活動が展開されるようになりました。また、誰もが地域の中に生きがい・役割を持って生活ができるよう、壬生町社会福祉協議会や地域包括支援センター等とも連携しながら、今後も、町民活動を支援し、町民主体のまちづくりを推進します。

町民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組む環境を整え健康長寿のまちづくりを目指し、町民、地域、行政の協働のもと、自助、互助、共助、公助の連携によって地域生活課題を解決し、あらゆる世代の町民が安心して元気に暮らせるまちづくりの実現を進めます。

### 戦略プロジェクト 4-1 安全で利便性の高いまちづくり

プロジェクト の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 地域の安全・安心を高めるため、自主防災組織の設置促進や町全体の避難訓練等を行います。</li><li>■ 多種多様化する特殊詐欺被害の未然防止を図るため、防犯機能を備えた電話用機器等の活用を推進し、犯罪に強いまちづくりを目指していきます。</li><li>■ 近隣市町との連携により実証運行を開始した広域連携バスについて、地域に定着させることで、本格運行を目指していきます。</li><li>■ 本庁舎を総合運動場に移転整備することが決定したことを契機として、本町のまちづくりとも連携した効果的、効率的な公共交通ネットワークを構築していきます。</li><li>■ 総合的な交通体系の確立を図るため、幹線道路及び補助幹線道路を計画的に整備します。</li></ul>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業（P. 67）</li><li>□ 幹線町道整備事業（P. 85）</li><li>□ デマンドタクシー「みぶまる」運営事業（P. 85）</li><li>□ 1市2町広域連携バス事業（P. 85）</li></ul>

## 戦略プロジェクト4-2 活き活きと町民が躍動するまちづくり

<p>プロジェクトの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町民活動支援センター「みぶりん」を中心に町民の多様な活動を支援し、各団体間のコーディネートを行い、活性化を図ります。</li> <li>■ 本町の地域資源の発掘や情報発信を行い、「地域おこし」を担う人材の発掘・育成を進めます。</li> <li>■ 「地域会議（タウンミーティング）」や「地区別町政懇談会（地域力UPスマイルトーク）」などを効果的に活用し、住民参画のまちづくりを推進します。</li> <li>■ 地域ごとに子どもから大人までが気楽に集まる「小さな拠点形成」を図り、地域で支え、地域で暮らす仕組みを構築します。</li> </ul>
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 町民活動支援センター「みぶりん」による町民活動支援（P. 55）</li> <li>□ 地域活動応援推進事業（P. 55）</li> </ul>

## 戦略プロジェクト4-3 健康長寿のまちづくり

<p>プロジェクトの概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康長寿のまちづくりに向け、関係各課と連携しながら、町民の健康づくりを支援し、健康意識の向上を図ります。</li> <li>■ 獨協医科大学との連携、健康リーダーの育成・活用、地域包括ケアシステム※の構築などを重点的に推進します。</li> <li>■ 特定健康診査などの受診しやすい環境を整え、未受診者には個別に受診勧奨を送付するなど、受診率向上に向け取り組みます。</li> <li>■ 健康診査結果などの本町の健康データを分析し、糖尿病重症化予防をはじめとした、分析結果に基づいた対策等を行います。</li> </ul>
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 健康増進事業（P. 72）</li> <li>□ 健康長寿のまちづくり推進事業（P. 72）</li> <li>□ 特定健康診査・特定保健指導事業（P. 73）</li> <li>□ 糖尿病性腎症重症化予防事業（P. 73）</li> </ul>

### 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



※ 地域包括ケアシステム：可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供をすること。





# Ⅱ - 2

## 分野別計画

### 基本姿勢 1

みんなで作る 住み続けたいまち

### 基本姿勢 2

みんなが安全で安心して暮らせるまち

### 基本姿勢 3

みんなが支え合い 健康で元気に暮らせるまち

### 基本姿勢 4

みんなが快適で 便利に暮らせるまち

### 基本姿勢 5

みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち

### 基本姿勢 6

みんなが学び・楽しみ 心が触れ合うまち

### 基本姿勢 7

みんなが集まる にぎわいのあるまち



# みんなで作る 住み続けたいまち



- 1-A 住民と進める協働のまちづくり
- 1-B すべての人の人権が尊重されるまちづくり
- 1-C 知りたい情報と親切なサービスがあるまちづくり
- 1-D 健全な行政経営のまちづくり

## 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



# 住民と進める 協働のまちづくり

## 基本方針

- 協働のまちづくり指針に基づき、町民活動支援センター「みぶりん」を中心として町民活動支援センター利用者会議とも連携を図りながら、協働のまちづくりを推進していきます。
- 多くの町民がまちづくりに参加・参画しやすい環境づくりを進めます。
- 地域づくり推進団体（自治会連合会やコミュニティ推進協議会など）と連携して、住民主体のまちづくりを進めます。
- 町民からの意見や要望をスピーディに反映し、協働のまちづくりを推進します。

## 現状と課題

- 町民活動支援センター「みぶりん」のPRを積極的に行い登録団体数の増加を図り、登録団体間の連携強化や町民活動の積極的な支援を行う必要があります。
- 公募委員の募集やパブリックコメントの実施などにより、町民のまちづくりへの参画を促進することが求められます。
- 地域住民の声を行政が直接聞くことのできる機会となる「地域会議（タウンミーティング）」を4年に1度開催していますが、開催がない年には自治会連合会主催の「地区別町政懇談会」と連携することにより町民ニーズや地域の課題等を把握する必要があります。
- 少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、自治会を取り巻く環境は年々厳しいものとなっていますが、地域の活性化を図るため、自治会連合会と連携し、自治会の課題の把握に努めながら、自治会活動の支援、自治会のあり方の検討及び地域間の連携強化が必要とされています。
- 「町長へのすまいるメール事業」は、毎年の投稿数は一定しています。
- 本庁舎を総合運動場に移転整備することが決定したことを契機として、現在の本庁舎跡地を地域住民、観光客等が集う「まちなか創生の拠点」として活用することが求められます。



本庁舎跡地等活用検討委員会



町民活動センター「みぶりん」

施策の展開

1-A-1

町民参画と協働の推進

方向性

- 町民活動支援センター「みぶりん」が中心となって、町民活動の普及啓発を行い、各団体等への支援と団体間のネットワークの強化を図り、協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくり指針に基づくまちづくりを推進します。
- 地域会議（タウンミーティング）や地区別町政懇談会を効果的に活用し、町民主体のまちづくりを推進します。
- 町民からの意見や要望をスピーディに反映し、協働のまちづくりを推進します。

主な事業

- 町民活動支援センター「みぶりん」管理運営事業
- 地域会議（タウンミーティング）開催事業
- 町長へのすまいるメール事業

1-A-2

地域主体のまちづくりの促進

方向性

- 地域コミュニティ活動を効果的に支援するため、支援体制の強化や連携強化を図る取り組みを積極的に推進します。
- NPO法人やボランティア団体の支援を進め、新たなコミュニティの形成に努めます。
- いきいきふれあい応援事業により、自治会活動を支援します。
- 自治会公民館建設補助事業により、自治会活動や地域交流の拠点である自治会公民館の利便性向上を図ります。

主な事業

- いきいきふれあい応援事業
- 自治会公民館建設補助事業
- 本庁舎跡地利活用事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
町民活動支援センター「みぶりん」登録団体数	319 団体（令和元年）	400 団体

I

II

後期基本計画

基本姿勢1

III



# すべての人の 人権が尊重されるまちづくり

## 基本方針

- 一人ひとり人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、人権教育や啓発を行い、人権尊重思想の普及・高揚を図ります。
- 女性男性問わず生きやすい社会をつくり、持続的発展可能な社会の構築を目指します。
- 国際平和都市である広島市が事務局を務める「平和首長会議」への加盟を継続し、核廃絶、国際平和の実現に努めます。
- 中学生広島平和派遣団事業を実施し、平和記念式典への参加などをおして、若い世代が平和の尊さ、戦争の悲惨さを学ぶ取り組みを行います。
- 終戦の日を含む8月の期間を中心に、平和パネル展を実施します。

## 現状と課題

- 児童虐待や配偶者からの暴力、偏見からくる不当な差別など人権侵害に対するさらなる取り組みが求められます。
- 国際化、少子高齢化、情報化などに伴い新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化してきています。
- 人権擁護委員の役割が増加しており、担い手の確保が必要になっています。
- 根気よく啓発を続け、社会の慣習や価値観の変革を目指す必要があります。
- 審議会等委員に積極的に女性を登用し、政策決定の場に参画できるリーダーの育成が必要です。
- 男女の性差を理解し単純な「平等」ではなく個性に応じた役割分担を考慮した計画策定、運用を目指します。
- 性的マイノリティに配慮し、男女平等とともに多様性を認め、個人の尊厳を尊重し、自分らしく暮らすことができる地域社会を目指します。
- 戦後70年以上が経過し、戦争を直接体験された世代の方が少なくなる中で、戦争の記憶を風化させることなく継承していく必要があります。
- 平和啓発活動について、「道の駅みぶ」での平和パネル展の実施に加え、教育委員会と連携し、学校に対して平和パネルの積極的な活用を支援していく必要があります。



中学生広島平和派遣団事業

施策の展開

1-B-1 人権の尊重と平和意識の醸成

方向性

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることのない社会を目指します。
- 人権擁護委員と連携を図り、人権意識啓発や相談業務を実施します。
- 人権意識を高めるために、公民館講座等の開催回数を増やすよう努めます。
- 偏見や差別等による様々な人権問題に対して、正しく理解できるような人権教育と啓発の推進に努めます。
- 国際平和都市である広島市が事務局を務める「平和首長会議」への加盟を継続し、核廃絶、国際平和の実現に努めます。
- 中学生広島平和派遣団事業を実施し、平和記念式典への参加などをおして、若い世代が平和の尊さ、戦争の悲惨さを学ぶ取り組みを行います。
- 終戦の日を含む8月の期間を中心に、平和パネル展を実施します。

主な事業

- 人権擁護啓発事業
- 人権教育推進事業
- 中学生広島平和派遣団事業

1-B-2 男女共同参画社会の確立

方向性

- ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画意識の高揚及び啓発を図ります。
- あらゆる分野での男女共同参画を促進します。
- 現在活躍している団体等への支援を行うことで、男女共同参画社会への推進体制を整備します。

主な事業

- 女性活動推進事業
- 男女共同参画推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
地方自治法に基づく審議会等委員の女性登用比率	30.7 % (平成30年)	35 %

関連計画

\* 壬生町男女共同参画プラン ..... 平成29年度～令和8年度

I

II

後期基本計画

基本姿勢1

III

# 知りたい情報と 親切なサービスがあるまちづくり

## 基本方針

- マイナンバーカードのさらなる活用により、行政の効率化や町民の利便性向上に努めるとともに、各種公共施設の利用者カードとの統合や自治体ポイントの有効活用などの取り組みを積極的に検討します。
- 町の魅力を再発見し、全国に発信することによって、イメージアップや観光振興を図るため、引き続き、「壬生・ふるさと夢大使」の委嘱を進めていきます。
- 広報紙、公式ウェブサイト、SNS等により、町民が必要とする情報を提供し、町民サービスの向上に努めます。
- 町民が相談しやすい組織、体制の構築を図ります。

## 現状と課題

- マイナンバーカードの普及率が伸び悩む中で、カードの独自利用が可能な分野の検討や、関係課と連携した取り組みが進んでいない状況にあります。
- 「壬生・ふるさと夢大使」について、「特別夢大使」を設置して制度を拡充した上で、年度ごとに新たな大使の委嘱を進めていますが、「特別夢大使」と「夢大使」の役割分担や、事業全体の目的及び方向性を明確にする必要があります。
- 情報内容の充実とともに、ICT技術の発展により多様化する情報伝達手段に対応していく必要があります。



壬生・ふるさと夢大使

施策の展開

1-C-1 広報の充実

方向性

- 必要な情報を多くの住民が得ることができるような情報発信を行い、町民サービスの向上を図ります。

主な事業

- 広報紙発行事業
- 公式ウェブサイト管理運営事業

1-C-2 住民サービスの向上

方向性

- マイナンバーカードの利用推進に向けて、マイキープラットフォーム<sup>※</sup>を運用し、各種公共施設の利用者カードとの統合や自治体ポイントの導入などの取り組みを積極的に検討します。
- 行政手続きのデジタル化の推進を図り、町民サービスの向上を図ります。
- 町民が相談しやすい組織、体制の構築を図ります。

主な事業

- マイナンバー利用推進事業
- 証明書等コンビニ交付事業

1-C-3 壬力発信の強化

方向性

- 「壬生・ふるさと夢大使」については、「特別夢大使」及び「夢大使」の位置づけを明確にした上で、魅力ある人材の発掘に努め、新たな委嘱を進めていきます。
- 本町の住みやすさに関する地域資源に磨きをかけるとともに、情報発信の強化に取り組みます。

主な事業

- タウンプロモーション推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
町公式ウェブサイトへのアクセス数	36,283 件 / 月（令和元年）	40,000 件 / 月

※ マイキープラットフォーム：マイナンバーを活用したポイント等のサービスのためのプラットフォームのこと。

# 健全な 行政経営のまちづくり

## 基本方針

- 健全な行政経営を図るため、成果主義に基づいた選択と集中や人材育成と組織の活性化を図ります。
- 行政外部評価委員会など、町民の参画による事務事業の改善や見直しを進め、効率的な施策の推進を図り、満足度の高い行政サービスの実現に努めます。
- ふるさと応援寄附金については、本町の地域資源を活かした魅力ある返礼品を発掘することで、寄附の増加に向けて取り組んでいきます。
- 近隣市町や県央地区の市町とのさらなる連携を進めることで、新たな事業を検討していきます。
- 健全な行政経営の実現に向け、財政基盤の根幹となる町税の適正賦課と徴収体制強化、見直しを実施します。

## 現状と課題

- 町民の多様化する行政ニーズに対応するため、時代に合った組織体制、迅速な意思決定が求められます。
- 近年、定年を迎えた職員の大量退職に伴い職員の若年化が進んでおり、これまで以上に職員の人材育成体制の構築が必要となっています。
- 外部評価の対象となる事業については、町民生活への影響度が大きく、町民目線で改善が見込まれる事業を選定していますが、その基準を明確にしていく必要があります。
- ふるさと応援寄附金については、返礼品に関する国の規制が強化されて以降、寄附件数及び金額が落ち込んでいることから、新たな返礼品を発掘していく必要があります。
- 広域連携については、移住定住の推進など、地域の強みを活かした新たな取り組みを進める必要があります。
- 漫然と長期化した分割納付の見直し等を行い、町税の公平な賦課徴収や受益者負担の適正化による自主財源の確保を高め、将来に向けた財政基盤の安定を図る必要があります。

施策の展開

1-D-1 効率的な行政運営

方向性

- 公共施設の効率的な運営を図るとともに、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入についてのメリット、デメリットを総合的に判断した上で、導入・継続・廃止を決定していきます。
- 町民の多様な意見を評価に反映させるため、行政外部評価委員会の体制を強化して積極的な提言をいただき、効率的かつ効果的な行政サービスの実現に努めます。
- 外部評価の対象となる事業については、町民生活への影響度が大きく、町民目線で改善が見込まれる事業を選定していますが、分かりやすい基準の設定を検討します。

主な事業

- 公共施設指定管理運営事業
- 行政外部評価委員会運営事業

1-D-2 新しい時代を拓く人材の育成

方向性

- 人材育成の柱となる仕組みとして、職員の意欲・能力を引き出す「人事制度」、職員の育成を支援する「研修制度」、日々前向きに仕事に取り組める「職場づくり」を構築します。

主な事業

- 人材育成推進事業
- 人事評価制度事業

1-D-3 行財政改革の推進

方向性

- 町全体の公共施設等総合管理計画は策定済みですが、今後は施設ごとの個別施設計画を各担当課で策定します。
- ふるさと納税の返礼品に係る国の基準の厳格化を踏まえ、本町の地域資源を活かした魅力ある返礼品を発掘するとともに、目的を明確化した寄附の推進や体験型の返礼品の導入など、寄附の増加に向けて取り組んでいきます。
- 訪問徴収等における分割納付について滞納額完納に見合うよう内容を見直すほか、徴収嘱託員が訪問するケースについても現年分の口座振替を積極的に勧奨する必要があり、さらに滞納繰越額の増加を防ぐためには現年分の口座振替原則化を検討します。

主な事業

- 公共施設等総合管理計画推進事業
- ふるさと応援寄附金推進事業
- 納税推進事業



1-D-4

広域行政の構築

方向性

- 下野市・上三川町との1市2町の連携においては、広域連携バスの本格運行に取り組めます。
- 宇都宮市など県央地域の市町との連携事業として、移住定住の推進事業などを進めます。

主な事業

- 広域行政連携推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
財政力指数	0.836（令和2年）	0.9
町税収納率	94.89%（平成30年）	96.0%

関連計画

- \* 第6期壬生町行政改革大綱 ..... 令和3年度～令和7年度
- \* 壬生町人材育成実施計画 ..... 令和3年度～令和7年度



1市2町広域連携バス



# みんなが安全で 安心して暮らせるまち



- 2-A 災害に強いまちづくり
- 2-B 犯罪のないまちづくり
- 2-C 交通事故のないまちづくり
- 2-D 消費者保護のまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



# 災害に強い まちづくり

## 基本方針

- 地域が一体となった防災力の充実強化を推進します。
- 自主防災組織の設立や防災士の育成を促進します。
- 常備消防と連携を図り、救急医療、救急救助活動の充実を図ります。
- 感染症などによる緊急事態措置における対策を関係各課と連携して進めます。
- 避難行動要支援者に対する、地域の見守り体制を強化します。
- 非常時における迅速な支援体制を構築するため、自治体間の連携を強化します。

## 現状と課題

- 近年、地震や台風などの自然災害が頻発し、特に今後は、異常気象による大規模な水害や、地震の発生も危惧されています。住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災力や消防防災体制の強化が必要になります。
- 防災体制の充実を図るために、住民、自主防災組織、防災士会、女性防火クラブ、防災関係団体などの多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携・協力して取り組んでいく必要があります。
- 大規模災害時には、常備消防と消防団が連携して、迅速、適切に防災活動、被災者の救出・救助活動等を行う体制を整備する必要があります。
- 今後の人口形態及び消防救急需要の増加を見据え、消防力の適正配置と消防施設の整備を進め、災害や救急要請に迅速に対応できる消防力の充実強化が必要になります。
- 高齢化や地域の人口分布の格差により消防団員が不足している地域があり、地域防災力の中心となる消防団員の確保が課題となっています。
- 応急手当が適切に実施された場合、大きな救命効果が得られることから、積極的に応急手当の普及・促進に取り組んでいく必要があります。
- 災害時に支援が必要と思われる高齢者や障がい者の個別計画について、未完成の方が多い状況となっています。
- 大きな地震が発生した際に倒壊してしまう恐れのある建築物について、耐震化を促進する必要があります。



豪雨被害（平成 27 年 9 月）

施策の展開

2-A-1 防災体制の強化

方向性

- 地域の実情に即した自主防災組織の設立や、地域の防災リーダーとして中核を担う防災士の育成を推進します。
- 住民の地域防災活動への積極的な参加、防災関係団体の相互の連携及び協力等により、地域で一体となった防災力の充実・強化を図ります。
- 住民への防災教育の推進を図ります。
- 防災行政無線が聞こえない地域の方に対し、電話応答装置や防災メールの登録などの周知を図ります。
- 建築物の耐震化を促進します。
- 避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことで、避難時の支援を進めます。

主な事業

- 災害対策事業
- 防災行政無線維持管理事業
- 災害時業務継続計画\*（BCP）策定事業
- 災害時要援護者対策事業
- 建築物耐震改修促進事業

2-A-2 消防・救急体制の強化

方向性

- 消防機能を強化するため、常備消防と消防団の連携を推進します。
- 消防団員を確保するため、活動しやすい環境の整備に努めるとともに、担当地区の見直しを進めます。また消防防災関連施設・機材の整備を図ります。
- 効果的な応急手当の普及啓発や各種講習会を実施し、救命率の向上を図ります。

主な事業

- 消防団員募集事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
自主防災組織数	25 団体（令和元年）	81 団体（全自治会設置）

関連計画

- \* 壬生町地域防災計画 ..... 平成8年度～
- \* 壬生町建築物耐震改修促進計画 ..... 令和3年度～令和7年度
- \* 壬生町国土強靱化計画 ..... 令和3年度～令和7年度

※災害時業務継続計画：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

## 基本姿勢 2-B

# 犯罪のない まちづくり

### 基本方針

- 今後も警察をはじめとする関係機関と協力し、防犯力の高いまちづくりを目指します。
- 学校、家庭、地域等が連携して地域防犯力を高め、高齢者や子どもたちを犯罪から守ります。

### 現状と課題

- 刑法犯の発生を未然に防ぐため、防犯活動を継続する必要があります。
- オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺は多種多様化しており、被害を未然に防ぐため、地域のコミュニケーションや家族のコミュニケーションなどが大切となります。
- 児童生徒が犯罪に巻き込まれないように、地域の駆け込み寺である「子ども 110 番の家」の設置を推進する必要があります。
- 防犯灯は犯罪の抑止力として期待されることから、防犯灯の適切な設置が求められています。



特殊詐欺対策

施策の展開

2-B-1 防犯体制の強化

方向性

- 犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、警察をはじめとする関係機関の連携を強化します。
- 警察官や安全安心指導員による講話を実施し、特殊詐欺被害防止や防犯意識の高揚を図ります。
- 子どもたちの安全を守るため、地域の「子ども 110 番の家」への協力を呼びかけ、地域と連携した防犯体制の構築に努めます。
- 子どもたちの安全を守るため、学校と地域が連携した防犯体制の構築に努めます。

主な事業

- 防犯運動事業

2-B-2 防犯力の向上

方向性

- 防犯灯の設置や管理を継続して行います。
- 駅前広場等に設置してある防犯カメラの維持管理を継続して行います。
- 高齢者の特殊詐欺被害を未然に防ぐため、防犯機能を備えた電話用機器等の活用を推進します。

主な事業

- 防犯灯維持管理事業
- 防犯灯新設事業
- 防犯カメラ維持管理事業
- 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
人口千人当たりの犯罪被害件数	5.48 件（令和元年）	5.20 件

I

II

後期基本計画

基本姿勢2

III



# 交通事故のない まちづくり

## 基本方針

- 交通事故がないまちを目指し、町民一人ひとりに交通安全意識の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーを周知徹底していくとともに、危険か所の改善等を引き続き実施します。

## 現状と課題

- 交通事故0件を目標に継続的で多様な交通安全活動が重要になります。
- 高齢者の交通事故が多発しているため、高齢者に対する交通安全教室を行う必要があります。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、危険か所について計画的に対策を講じる必要があります。
- 生涯を通じた交通安全教育の推進を図ることで、人命尊重の理念のもとで、安全で快適な交通環境を確立する必要があります。
- 警察・栃木県・交通安全協会・各種交通安全関連団体などと連携し、交通安全対策を推進する必要があります。
- 自転車利用者に対する交通マナーの啓発が重要となります。



「ゾーン 30」による交通安全対策

施策の展開

2-C-1 交通安全マナー・意識の向上

方向性

- 警察をはじめとする関係団体と連携し、交通安全の向上及び意識啓発を図ります。
- 運転免許自主返納支援事業を推進し、デマンドタクシーなどを利用して、免許返納後も快適な生活が送れるよう支援し、交通安全のまちづくりを進めます。
- 高齢者に対する交通安全教室を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。
- 自転車利用ルールの周知徹底とマナーの向上が図れるよう、自転車の利用者への啓発活動を行います。
- 自転車について、駐輪場の整備・適正な管理を進め、放置自転車対策に取り組めます。

主な事業

- 交通安全対策事業
- 放置自転車対策事業

2-C-2 交通安全の向上

方向性

- 交通事故防止のため引き続き道路反射鏡等の交通安全施設の整備を実施します。

主な事業

- 交通安全施設整備事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
交通安全教室の実施回数	21回（令和元年）	32回
交通事故の発生件数	70件（令和元年）	63件

関連計画

\* 壬生町交通安全計画 …………… 令和3年度～令和7年度

I

II

後期基本計画

基本姿勢2

III



## 基本姿勢2-D

## 消費者保護のまちづくり

## 基本方針

- 壬生町消費生活センターを中心とした相談業務の充実を図るとともに、消費者団体との連携を図りながら消費者情報を広く発信し、被害の未然防止や早期解決に取り組みます。

## 現状と課題

- 壬生町消費生活センターへの消費者からの相談件数が増加しており、また相談内容も多岐にわたっているため、相談員の対応力強化が必要となります。
- 安心した消費生活の実現を目指すため、消費生活リーダー育成が必要となります。
- 子どもの頃からの消費生活に関する教育が求められています。
- 高齢者に対する犯罪が巧妙化しており、消費生活センターについてのさらなる周知と消費者情報の提供が必要となります。
- インターネットの利用者が増加する中、悪徳商法の勧誘手口としてインターネットにアクセスできるスマートフォン等の機器が悪用されるケースが増えています。

## 施策の展開

## 2-D-1 消費者組織の育成

**方向性** > ● 壬生町消費者友の会の支援を継続し、安全で豊かな消費生活の実現を図ります。

**主な事業** > ○ 消費者友の会補助事業

## 2-D-2 消費者被害の防止・救済の充実

**方向性** > ● 壬生町消費生活センターを中心に、消費者被害の未然防止・拡大防止を図り、消費生活の安定を図ります。

● 自主防犯団体等に消費生活に関する情報提供を行い、高齢者や障がい者等の悪徳商法等による被害防止を図ります。

● インターネットを介した消費者トラブルの防止のため、消費生活センターを中心に消費者への注意喚起を行います。

**主な事業** > ○ 消費生活センター運営事業

## 指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
消費者問題啓発回数 （公民館等での講演）	4回（令和元年）	10回

# みんなで支え合い 健康で元気に暮らせるまち



- 3-A みんなが健康に暮らせるまちづくり
- 3-B とともに支え合い暮らせるまちづくり
- 3-C 子育てしやすいまちづくり

## 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



# みんなが健康に暮らせる まちづくり

## 基本方針

- 健康寿命の延伸を図るために、本町の健康課題の調査を継続し、町民の健康意識の高揚を図り、生活習慣の改善を図ります。
- 多くの被保険者が特定健康診査を受診しやすいよう、環境の整備を進めます。
- 特定健康診査の結果を多方面に活用できるよう、部署間の連携と体制の整備に努めます。

## 現状と課題

- 本町の健康寿命は徐々に延伸しており県内でも上位に近づいています。さらに健康を増進させるため、町民一人ひとりが自らの健康づくりに対する意識と積極的な姿勢を維持できるよう支援する必要があります。
- 健康リーダー等の地域組織を育成、支援し、それらの組織との協働により健康づくり活動を実施することが求められます。
- 災害発生時や感染症拡大時には、町民の命を守る行動の推進のため、部署間の調整を図り、連携した活動をすることが求められます。
- 保健福祉センターは災害時の福祉避難所（要援護者避難施設）となっているほか、感染症等発生時には住民接種の会場として利用されるため、緊急時に備えた整備充実が求められます。
- 夜間、休日の救急医療体制の整備により、急な病気やけがの際、安心して医療を受けることができ、町民の安心を確保していますが、二次・三次救急を担う病院の救急外来に患者が集中することを緩和するための環境整備が必要とされます。
- 町全体での健康に対する興味・関心を高め、年に1度の健康診査受診と、その結果に応じた保健指導、受診勧奨の大切さを知っていただき、自発的な受診を促す環境づくりが必要です。

## 施策の展開

### 3-A-1

### 日頃の健康維持と健康増進

#### 方向性

- 健康リーダーを育成しつつ組織としての活動をけん引します。
- 獨協医科大学との共同研究から健康課題を明確化し、生活習慣病の発症予防と重症化予防・知識の普及を推進します。
- 保健師を中心に、健康診査・生活習慣病予防など保健衛生についての啓発事業を実施します。

#### 主な事業

- 健康増進事業
- 健康長寿のまちづくり推進事業
- 健康ふくしまつり事業

### 3-A-2 保健医療の充実

#### 方向性

- がん検診、歯周病検診の受診率向上のため、受診しやすい環境づくりを進めます。
- こころの健康や自殺予防に関する普及啓発や相談の充実を図ります。
- 保健福祉センターは、今後も健康づくりと福祉事業の拠点として、安全に利用できるよう施設管理を行います。
- 健康意識の啓発と、年1回の特定健康診査受診を広めるとともに、町民が受診しやすい環境を整備します。

#### 主な事業

- 予防接種事業
- 歯科保健推進事業
- 感染症等対策事業
- がん検診等
- 特定健康診査・特定保健指導事業
- 精神保健事業
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業

### 3-A-3 安心な医療体制の確保

#### 方向性

- 救急医療体制の円滑な運営を継続します。
- 高齢者や子どもによくある病気やけがの予防や対応の方法等について、周知啓発を図ります。

#### 主な事業

- 救急医療対策推進事業

## 指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
特定健康診査受診率	32.2%（平成30年）	52.2%
健康寿命	男 78.99歳（平成28年）	男 81歳
	女 83.94歳（平成28年）	女 85歳

## 関連計画

- \* 健康みぶ21計画 .....平成23年度～令和5年度
- \* 壬生町食育推進計画 .....平成30年度～令和4年度
- \* 特定健康診査等実施計画 .....平成30年度～令和5年度
- \* 壬生町健康アップ計画 .....令和元年度～令和5年度

# ともに支え合い暮らせる まちづくり

## 基本方針

- 町民が日常生活の中で助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で暮らすことができる地域共生社会を実現するため、地域福祉のネットワーク化を進めるとともに、福祉を支えるボランティアの支援に努めます。
- 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように、「高齢者保健福祉計画 第8期計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 高齢者が生きがいを持って元気で自立した生活を送れるように、介護予防事業の推進を図ります。
- 障がいのある人が、個性や能力を十分に発揮して地域で生活を送ることができるよう、障がい者の自立及び社会参加などに積極的に取り組める環境づくりを推進します。

## 現状と課題

- 近年、地域での交流が少なくなっているため、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、互いを支え合える関係づくりが難しいといえます。そのため、町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高め、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制をつくり、地域福祉を担う人づくりを進めていく必要があります。
- 地域福祉を推進する上で、地域住民同士の触れ合いや交流、地域活動等による支え合いや助け合いを基盤とした地域づくりは必要不可欠です。そのためにも、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが地域の担い手として主体的に活動し、交流できる環境づくりが求められています。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係組織との連携を充実し、地域福祉のネットワークによる見守り体制が求められています。
- 保健・医療・福祉に関するニーズは複雑化・多様化しているため、町民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携の充実が求められています。また、高齢者、障がい者、生活困窮者等、支援を必要とする人に対しては、自立に向けた様々なサポートが必要になっています。
- 医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターの機能強化や生活支援のための有償ボランティアの創設等、関連施策が進んでいますが、医療と介護の連携や生活支援体制整備等の面でさらなる充実が求められています。
- 少子高齢化の進展に伴い介護サービス費が増加していることから、高齢者の介護予防が求められています。高齢者の社会参加・社会的役割を持つことが介護予防につながると考えられ、そのために、高齢者を取り巻く生活環境の調整や、誰もが地域の中に生きがい・役割を持って生活ができる居場所づくりなど、元気な高齢者が支援者となるまちづくりへの取り組みが引き続き必要です。
- 高齢者ニーズに対応した介護老人保健施設等の整備や確保が必要になっています。
- 高齢者が、自宅で引きこもらないよう身近な地域での交流や、地域コミュニティで元気な高齢者が支援者となる共生のまちづくりが求められています。



- 高齢者の生活のスタイルやニーズに合った環境整備や支援方策の確保が必要となっています。
- 個々の障がいの特性に対する適切な支援が必要なため、関係機関と連携し柔軟な対応ができる体制づくりが必要です。



お達者サロン

## 施策の展開

### 3-B-1 地域福祉力の向上

#### 方向性

- 次代を担う子どもをはじめ、地域で暮らす誰もが持つ地域福祉の意識の醸成を進めるとともに、ボランティアの人材やリーダーの育成を含め、福祉の担い手などとなる人材の育成を進めます。
- 日常的な集まりや地域の見守り活動等によって、触れ合い、支え合える地域をつくるため、町民の積極的な活動への参画を促し、地域資源を活用して、町民や地域間、世代間の交流を促進することで、高齢者や障がい者など様々な人たちの社会参加や生きがいづくりと地域ぐるみによる福祉の向上を図ります。さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、地域福祉のネットワークづくりを図ります。
- すべての町民が必要な時、適切なサービス・支援を受けられる包括的な相談支援を利用できる環境づくりを進めます。

#### 主な事業

- 社会福祉協議会育成事業
- 地域介護予防活動支援事業

### 3-B-2

## 高齢者福祉の充実

### 方向性

- 介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のさらなる推進を図ります。
- 第7期高齢者保健福祉計画に基づく高齢福祉事業と介護保険事業を合わせたサービスの提供を図るとともに、第8期高齢者保健福祉計画においては、高齢化に伴うサービス利用者の増加に対応するため、地域の実情に応じた新たなサービスの検討を進めます。
- 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、生きがいや役割を持って生活できる地域づくりのために、地域ささえあい推進員が地域に出向いて、地域のニーズの把握や町民が主体となって行う介護予防活動の推進・コーディネートを実施し、人と人のつながりを通じて参加者や「居場所」の継続的な拡大を図ります。
- 関係機関・関係多職種で検討を重ねながら、本町の実情に応じた認知症支援策、医療との連携、多様な生活支援サービスのさらなる充実や強化を図ります。
- 高齢者地域見守り事業による見守り活動を継続して行います。地域で孤立しないよう支援します。
- 高齢者が安心して住み慣れた地域での自立した生活を継続できるよう日常生活の援助を行います。
- 地域包括支援センターを通年365日開所する等機能強化し、総合相談体制を拡充するとともに、介護サポート24サービス事業を推進することで、在宅生活継続のための支援を行います。

### 主な事業

- 高齢者地域見守り支援事業
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業
- 包括的支援事業
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症総合支援事業
- 介護サポート24サービス事業



3-B-3

障がい児者福祉の向上

方向性

- 障害福祉サービス利用のニーズの増加に対しては、町内外の事業所を利用して、サービスを提供します。
- 就労支援施設からの優先調達については、引き続き「むつみの森」にペットボトルの圧縮作業などを委託するなどの支援を実施します。
- 障がい者団体やボランティア団体に対して、活動に対する支援を行います。

主な事業

- 地域生活支援事業
- 重度心身障害者医療費助成事業
- 難病患者等福祉手当扶助事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
お達者サロン数	25 か所（令和元年）	30 か所
見守りチーム登録自治会数	55 自治会（平成30年）	81 自治会

関連計画

- \* 壬生町地域福祉計画 ..... 令和元年度～令和5年度
- \* 壬生町障がい者基本計画 ..... 平成30年度～令和5年度
- \* 壬生町障がい福祉計画 ..... 令和3年度～令和5年度
- \* 壬生町障がい児福祉計画 ..... 令和3年度～令和5年度
- \* 壬生町高齢者保健福祉計画 ..... 令和3年度～令和5年度



健康長寿のまちづくり推進事業



健康ふくしまつり事業

# 子育てしやすい まちづくり

## 基本方針

- すべての子どもたちが健やかに成長でき、すべての家庭が子どもを安心して産み育てることができる環境を目指します。

## 現状と課題

- 安心して産み育てるために、子育て家庭への医療費助成等により経済面での支援が必要となっています。
- 出産や育児の不安解消を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を中心に妊娠から出産、子育てまで切れ目ないサポート体制を整備し、相談、情報提供、支援等を連携して提供できるような環境が求められています。
- 乳児期の家庭訪問のニーズが増えていることから、母子保健推進員や在宅訪問スタッフとの連携を図り、産後の早い時期から支援することが必要となっています。
- 育児の孤立を防ぐため、地域ぐるみでの子育て支援体制が求められており、子育て支援センター、児童館やファミリー・サポート・センターを中心とした、支援体制が必要となっています。
- 女性の就業率増加により、保育需要が増加し、子育てニーズに対応した乳幼児期の教育・保育の環境整備が必要となっています。
- 社会環境の変化により、子育てや就労に関する問題や負担を抱えているひとり親家庭が増えているため、相談体制の整備や経済的支援が求められています。
- 発達に不安のある子どもやサポートが必要な家庭等、様々な問題を抱えた子どもと家族に対し、関係機関との連携を円滑に進め、早期に支援体制を整えることが必要となっています。
- 児童虐待の発生予防に、相談体制の充実と地域や関係機関での見守り体制の強化が必要となっています。
- 合計特殊出生率が、全国平均に満たない状況が続いているため、原因の分析に努め、出生率向上のために子育て分野に限らない多角的な視点で施策を検討する必要があります。



子育て相談・支援事業



子育て支援センター「つばめ」

施策の展開

I

3-C-1 子育て支援の充実

方向性

- 定期予防接種の実施と、任意予防接種の一部助成を実施し保護者への経済的支援を行い、感染症の予防を推進します。
- こども医療費等の助成により、保護者の経済的支援を行い安心して子育てできる環境を整えます。
- 壬生町で生まれた子に、育児用品購入用のクーポン券を交付して、経済的な支援を図ります。
- 妊娠からのサポートを強化し、出産から子育て期における切れ目のない支援と母子保健体制の充実を図ります。

主な事業

- 予防接種事業
- こども等医療費助成事業
- 子育て応援クーポン支給事業
- 子育て世代包括支援センター事業
- 母子健康支援事業
- 第3子以降保育料（保育料及び副食費）免除事業

II

後期基本計画

3-C-2 子育て環境の充実

方向性

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳幼児期の教育・保育環境を整備するとともに、量と質の両面で親子ともに満足のできる教育・保育の体制を整えます。
- 児童館事業において、子どもたちの豊かな感性を育て、親子で楽しめる様々な事業を実施します。
- 町内2施設となった子育て支援センターにおいて、子育て家族が気軽に相談できる場所を提供し、家庭の交流と情報提供を図り、子育ての孤立防止を強化します。
- 放課後児童健全育成事業の管理運営に指定管理者制度を導入し、保護者の負担軽減を図ります。

主な事業

- 乳幼児期の教育・保育サービス事業
- 安全・安心な子育て環境推進事業
- 子育て相談・指導・情報提供事業
- 放課後児童健全育成事業
- 児童館運営事業
- ファミリー・サポート・センター運営事業
- 利用者支援事業
- 子育て応援サイト運営事業
- 子育て支援センター「ひよこ」及び「つばめ」運営事業

III

基本姿勢3

3-C-3

支援が必要な家庭へのサポートの充実

方向性

- 子ども及び妊産婦の福祉に関する支援体制の充実を図り、妊娠から出産、育児まで切れ目のない子ども・子育て支援を実施します。
- 不妊及び不育治療費の一部を助成し、子を望む夫婦への経済的負担軽減を図ります。
- 発達に不安がある子どもたちが、集団教育・保育を受ける場合に、保育士・幼稚園教諭等の加配を補助し、幼稚園・保育園等で早期に適切な支援を受けられる環境を整えます。
- 児童虐待の防止と早期発見に努め、地域や関係機関と連携し適切な支援提供のための体制強化を進めます。

主な事業

- 子ども家庭総合支援拠点運営事業
- 発達支援児保育補助事業
- 不妊・不育等サポート事業
- 児童虐待対策事業

3-C-4

少子化対策の推進

方向性

- 結婚のきっかけづくり事業の支援をしていきます。
- 若者に対して、結婚や家庭の素晴らしさなどをPRし、結婚に対するイメージの向上を図ります。
- 安心して子どもを産み育てていける環境を整備し、出生率向上につながる支援をしていきます。

主な事業

- 結婚観向上啓発事業
- 婚活イベント支援事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
乳児家庭全戸訪問	98.9%（平成30年）	99.0%
婚活イベント支援事業数	2事業（平成30年）	5事業

関連計画

- \* 第2期壬生町子ども・子育て支援事業計画……………令和2年度～令和6年度
- \* 壬生町食育推進計画……………平成30年度～令和4年度



## みんなが快適で 便利に暮らせるまち



- 4-A 地域特性を活かしたまちづくり
- 4-B 円滑で利便性の高い交通ネットワークのまちづくり
- 4-C 「おいしい壬生の水」を安定供給するまちづくり
- 4-D 生活排水と雨水の適正処理で快適なまちづくり
- 4-E 快適で多様な住環境のまちづくり



当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



# 地域特性を活かした まちづくり

## 基本方針

- 地域特性を活かした土地利用を推進し、バランスのとれた魅力ある都市形成を図ります。
- 豊かな自然と調和した土地利用を推進します。
- 都市環境の創造と市街地の形成を目指し、市街地整備の推進や民間活力の導入を進めます。
- うるおいと安らぎのある風景は貴重な自然景観として計画的に保全・活用を図ります。
- 歴史・文化などの地域資源を活かした美しく風格のあるまちづくりを進めます。

## 現状と課題

- 市街化区域内の遊休地や土地利用調整地区を中心に、町のさらなる活力向上に効果的な土地利用を推進していく必要があります。
- 駅前広場や駅前通りの計画的な整備を推進する必要があります。
- 豊かな自然や美しい河川、田園、歴史のある建造物など、個性豊かな景観資源を将来へ残していくための取り組みが必要となっています。
- 郊外における小規模な分譲地開発により、スプロール化<sup>\*</sup>が進行しているため、今後は都市の集約化を進め、魅力や活力を効果的に向上する取り組みや、防災性の向上を図る必要があります。



駅前広場の緑化整備

<sup>\*</sup>スプロール化：都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

施策の展開

4-A-1

地域特性を活かした市街地の整備

方向性

- 既成市街地の再生・再構築を推進し、快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。
- 六美町北部土地区画整理事業を支援し、当地区における利便性と拠点性を高め、魅力ある都市形成へとつなげます。
- 国谷駅周辺の都市施設を整備し利便性を高めます。

主な事業

- 六美町北部土地区画整理事業
- 国谷駅前広場整備事業

4-A-2

地域特性に応じた土地利用の推進

方向性

- 地域特性や社会情勢を反映した地区計画の策定や見直しの検討を推進します。
- 持続可能なまちづくりを目指し、市街地・郊外の両面からの課題に対応するため、立地適正化計画策定の検討をします。

主な事業

- 地区計画<sup>\*</sup>の推進

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
六美町北部土地区画整理事業進捗率（組合事業費ベース）	5.5%（令和元年）	70.0%

関連計画

\* 壬生町都市計画マスタープラン .....平成 29 年度～令和 18 年度



蘭学通り

※地区計画：良好な都市環境の整備と保全を図るために地区独自のまちづくりのルールを定める地区単位の都市計画。



# 円滑で利便性の高い 交通ネットワークのまちづくり

## 基本方針

- 円滑で利便性の高い交通ネットワークの確立を図るため、計画的に道路の整備を推進します。
- 高齢化や庁舎移転の決定に伴い、新庁舎への公共交通による移動手段の確保が求められていることから、デマンドタクシー「みぶまる」の拡充や新たな循環バスの導入など、本町に合った便利で快適な公共交通のあり方を検討し、新庁舎の開庁に併せた供用開始を目指します。
- 1市2町広域連携バスについては、利用促進することで地域への定着を図り、本格運行の実現に向けて取り組みます。

## 現状と課題

- 幹線道路の整備は、利便性の高い交通ネットワークを確立する上で非常に重要であるため、計画的に実施することが必要です。しかしながら、国の交付金を活用して整備を進めていますが、要望額に対する交付率が低水準であり、また、特に近年、資材単価、人件費も高騰していることから、財政的に制約のある中での事業実施となっているため、整備スケジュールの見直しが課題となっています。
- 新庁舎への移動手段の確保に関して、デマンドタクシー「みぶまる」の拡充は町内タクシー事業者との調整が必要になり、循環バスについては、導入の必要性やルート設定などを検討していく必要があります。
- 1市2町広域連携バスについては、現状では獨協医科大学病院への利用が多いことから、PRを強化することで、地域の生活の足として定着させていく必要があります。



デマンドタクシー「みぶまる」

施策の展開

4-B-1

安全・安心な利便性の高い道路施設の充実

方向性

- 安全・安心な利便性の高い交通ネットワークの確立のため道路整備を推進します。
- 地域のニーズや社会環境の変化に応じて道路の整備計画を見直しながら、老朽化する道路施設の整備を実施します。
- ひとに優しい交通環境となるよう段差解消などのバリアフリー化を推進します。

主な事業

- 幹線町道整備事業
- 町道保全事業

4-B-2

公共交通ネットワークの向上

方向性

- 高齢化や庁舎移転の決定に伴い、新庁舎への公共交通による移動手段を確保するため、デマンドタクシー「みぶまる」の拡充や新たな循環バスの導入など、本町に合った便利で快適な公共交通のあり方を検討し、新庁舎のオープンに併せた利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 新庁舎への移動手段の検討においては、町内の公共交通の基本指針となる「壬生町地域公共交通計画」を併せて策定することで、循環バスの必要性、デマンドタクシーと循環バスの役割分担、ルートの設定などを調整します。
- 1市2町広域連携バスについては、利用促進することで地域への定着を図り、本格運行の実現に向けて取り組みます。

主な事業

- デマンドタクシー「みぶまる」運営事業
- 1市2町広域連携バス事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
幹線町道の整備延長	27.8km（平成30年）	32.5km
デマンドタクシー「みぶまる」の年間利用者数	8,507人（令和元年）	9,760人

関連計画

- \* 壬生町都市計画マスタープラン ……平成29年度～令和18年度
- \* バリアフリー基本構想 ……令和3年度～
- \* 壬生町地域公共交通計画 ……令和3年度～令和7年度

I

II

後期基本計画

基本姿勢4

III

## 基本姿勢 4-C

# 「おいしい壬生の水」を 安定供給するまちづくり

### 基本方針

- 安全で安心な「おいしい壬生の水」の安定した供給を図ります。
- 安定した水道経営を行うため、水道普及率の向上やコスト縮減に努めます。

### 現状と課題

- 安定した水の供給には、水道施設の強化と老朽化施設の計画的な更新が必要となっています。
- 未給水区域の整備にあたっては、費用対効果を十分に検討し、限りある収益の中で対応する必要があります。
- 全町給水に向けて、一層のコスト縮減に努め、整備を進める必要があります。
- 水道料金の徴収率は、今後も高く維持できるよう努めることが必要となっています。

### 施策の展開

#### 4-C-1 安全で安心な水の安定供給

##### 方向性

- 老朽化した施設や配水管を計画的に更新します。
- 老朽化に伴う配水場施設の更新を検討します。

##### 主な事業

- 老朽管更新事業
- 南部配水場改修事業

#### 4-C-2 水道の普及促進

##### 方向性

- 給水区域内未加入者の加入促進に努めます。
- 計画的な新設配水管や配水施設の整備による未整備地区を解消し、普及率の向上を図ります。

##### 主な事業

- 未給水区域拡張事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
水道普及率	94.67%（平成30年）	95.0%
重要給水施設配水管更新延長 （全体延長 8,004 m）	5,834 m（平成30年）	8,004 m

関連計画

\* 壬生町水道ビジョン ..... 令和元年度～令和10年度

I

II

後期基本計画

基本姿勢4

III



中央配水場制御室

## 基本姿勢 4-D

# 生活排水と雨水の適正処理で 快適なまちづくり

### 基本方針

- 汚水処理施設の整備について、生活排水処理構想、壬生町公共下水道事業経営戦略及び壬生町農業集落排水事業経営戦略に基づき、汚水管渠等の整備をします。
- 雨水処理対策は、幹線等の整備をします。

### 現状と課題

- 生活排水処理構想、壬生町公共下水道事業経営戦略及び壬生町農業集落排水事業経営戦略に基づき、汚水処理施設の整備を行っています。
- 雨水処理対策は、近年のゲリラ豪雨や災害の激甚化などにより、早急な対策が必要となっています。
- クリーンセンターは老朽化の進行が著しく、当面は施設の改修により対処しますが、将来的には広域化・共同化を視野に検討をする必要があります。

### 施策の展開

#### 4-D-1 汚水処理の充実

##### 方向性

- 生活排水処理構想、壬生町公共下水道事業経営戦略及び壬生町農業集落排水事業経営戦略に基づき、汚水処理施設を整備します。

##### 主な事業

- 公共下水道事業
- 農業集落排水事業
- 浄化槽設置補助事業

#### 4-D-2 汚水処理施設の適切な維持管理

##### 方向性

- 汚水処理施設は、快適な生活環境の保持や水質保全効果からも重要なものであるため、定期的な調査診断に努めるとともに、計画的に設備の更新を図ります。
- 管路施設は、維持管理データの整理を行うとともに、老朽化診断を行い、適切な維持管理と更新計画を策定します。
- クリーンセンターの適正な維持管理を進めるとともに、今後の管理運営について、広域化・共同化を視野に検討を進めます。

##### 主な事業

- 汚水処理施設の改築更新事業
- 主要な管渠維持管理事業



4-D-3

雨水処理対策の推進

方向性

- 壬生町公共下水道事業計画及び壬生町公共下水道事業経営戦略に基づき、緊急性の高い箇所から、雨水管渠の整備を実施します。

主な事業

- 雨水幹線等整備推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
汚水処理人口普及率	91.6%（平成30年）	92.0%
雨水管整備延長	20,581 m（平成30年）	22,575 m

関連計画

- \* 生活排水処理構想 ..... 平成28年度～令和17年度
- \* 壬生町公共下水道事業計画 ..... 平成30年度～令和5年度
- \* 壬生町公共下水道事業経営戦略 ..... 平成30年度～令和9年度
- \* 壬生町農業集落排水事業経営戦略 ..... 平成30年度～令和9年度



水処理センター



# 快適で多様な 住環境のまちづくり

## 基本方針

- 町営住宅の管理については、長寿命化を推進します。
- 増加する空家に対し、適正な管理の推進と活用の促進を図ります。
- 優良な宅地を供給するため、住宅団地の具体的な整備計画を策定し事業を推進します。

## 現状と課題

- 町営住宅の管理については、これまで同様長寿命化計画に沿った整備・改修の実施が必要となりますが、居室においては生活スタイルの変化や高齢者に対応した空間への改装など、入居者のニーズに合った整備が必要となっています。
- 公営住宅の確保については、民間住宅を活用する借上型や家賃補助型の手法を取り入れるなど新たな方法の検討が必要となっています。
- 空家の利活用のため「空家バンク<sup>※</sup>」や「空家バンクリフォーム補助」の事業を実施していますが、移住・定住に向けた施策の拡大が必要となっています。
- 下稲葉地区に整備予定の住宅団地について、整備手法やスケジュール、事業費などについての調整が必要となっています。



獨協医科大学前いちょう並木

※空家バンク：空家情報を集め、移住希望者らにインターネットなどで発信する仕組み。

施策の展開

4-E-1 町営住宅の供給

方向性

- 町営住宅は、長寿命化に基づく整備を実施し、施設の延伸を図ります。
- 入居者のニーズに合った居室の改修を実施し、居住性の向上を図ります。
- 民間集合住宅を活用した公営住宅の確保の検討を進めます。

主な事業

- 町営住宅管理運営事業

4-E-2 健全な住宅環境の推進

方向性

- 周辺の生活環境の悪化を招かないよう、管理不全の空家に対する継続的な対策を実施します。
- 移住・定住を促進するため、国が進める「SDGs 未来都市」や「新しい生活様式」に取り組むとともに、「関係人口」の創出・拡大を推進し、選ばれるまちを目指します。
- 移住・定住につながるような空家を活用した施策を展開します。
- 良好な住環境を確保するため、住宅団地の整備を推進します。

主な事業

- 空家対策事業
- 空家を活用した移住・定住促進事業
- 下稲葉住宅団地整備事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
公営住宅等長寿命化計画に基づく整備か所	41 か所（平成30年）	69 か所
空家バンク利用登録者数	14 件（令和2年）	40 件

関連計画

- \* 壬生町住宅マスタープラン .....平成28年度～令和7年度
- \* 公営住宅等長寿命化計画 .....平成28年度～令和7年度

I

II

後期基本計画

基本姿勢4

III



# みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち



- 5-A 自然環境を大切にうるおいのあるまちづくり
- 5-B 資源を大切にすするまちづくり
- 5-C 快適で衛生的に暮らせるまちづくり

## 当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）





## 基本姿勢 5-A

# 自然環境を大切に うるおいのあるまちづくり

### 基本方針

- 恵まれた自然環境を保全するため、平地林や河川環境の活用・保全・再生に努めます。
- 道路沿線の緑化を推進し、町民だけでなく、国体等イベントで訪れる方たちにも、うるおいのある快適なまちづくりを目指します。
- 日常生活や社会経済活動等から発生する環境負荷を低減させ、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を推進します。
- 子どもから大人まで多くの町民が、自然を身近に感じながら暮らせるまちづくりを進めます。
- 公園や花壇など、身近な緑を住民自らが慈しみ育てることで、自然を大切にする心を醸成します。
- 町民主体による道路沿線の緑化を推進し、花と緑にあふれた快適なまちづくりを目指します。

### 現状と課題

- 平地林は、地元の憩いの場、また学習の場など様々な形で町民に利用されており、平地林保全に努める必要があります。
- 花や緑に関する住民意識の高揚と、地域の緑化を推進するリーダーの育成が必要となっています。
- 地球温暖化を原因とする気候変動など、地球規模での環境問題が深刻になっており、二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減の取り組みが必要となっています。
- 公園を地元住民自らの手で管理することは、愛着心の醸成につながりますが、参加を希望する団体は全体として減少傾向にあるため、公園周辺の自治会等への周知・働きかけを行う必要があります。
- 緑化活動の支援を目的とした補助事業の交付額は、数年来横ばいで推移しており、活動に係る経費を自費（自治会費等）で補填している団体もあります。
- 課題としては、参加者の高齢化が進んでおり、若年層を取り込んだ事業展開が必要です。

### 施策の展開

#### 5-A-1

#### 豊かな自然環境の保全と活用

##### 方向性

- 整備した森林を中心に、地権者や地元住民の協力を得ながら保全に努めるとともに、自然環境を学ぶ場である学習林として活用を推進します。

##### 主な事業

- 自然環境保全対策事業

5-A-2

環境に優しいまちづくりの推進

方向性

- 地球環境を取り巻く温暖化の現状や、二酸化炭素排出抑制のためクールビズやクールシェアなど具体的な取り組み等を周知することにより、地球温暖化抑制への住民の関心を高めます。
- 住む人そして訪れる人が、幸せに暮らし、過ごせるよう、多くの皆様と協働し、壬生町全体をきれいにする運動を展開します。
- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するとともに快適な暮らしにもつながるあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」\*を町民一丸となって推進するよう呼びかけます。

主な事業

- 地球温暖化抑制事業

5-A-3

公園・緑地空間の充実

方向性

- 公園や花壇など、身近な緑を住民自らが慈しみ育てることで、自然を大切にす
- る心を醸成します。
- 老朽化が進む公園施設の維持管理を、計画に基づいて、重要度・緊急度に応じ
- 順次更新や修繕を行います。

主な事業

- 花のまちづくり推進事業
- 公園維持管理事業
- 住民による小中規模公園維持管理事業
- 公園施設長寿命化対策事業

5-A-4

緑化の推進

方向性

- 地域や沿道の緑化を推進し、花や緑に対する住民意識の高揚を図ります。
- 地域環境の美化活動を推進させるため、緑化活動のPRを進めるなど、活動を
- 充実します。
- 道路の美化活動を推進するため、苗代の補助を引き続き実施します。また、自
- 治会などの組織による活動への補助のほか、若年層も含めた団体への緑化活動
- の普及啓発を図ります。

主な事業

- 都市と農村の交流促進事業
- メルヘンロードフラワー事業

\*「COOL CHOICE」:「次世代の暮らし方」として選定した地球温暖化を防止するためのアイデアや行動を推進する国民運動の名称。



## 指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
環境美化運動の参加人数	6,846人（平成30年）	7,500人
地元住民管理の公園数	13か所（令和2年）	18か所

## 関連計画

\* 壬生町公園施設長寿命化計画……………令和3年度～令和12年度



電気自動車



御用水通り

I

II

後期基本計画

基本姿勢5

III

## 基本姿勢 5-B

# 資源を大切に まちづくり

### 基本方針

- 資源循環型社会の構築に向け、町民意識の高揚を図り、ごみの減量化・再資源化を進めます。また、清掃センターについては、適正な施設の維持管理を図ります。

### 現状と課題

- 家庭から出る可燃ごみの約4割が生ごみであり、生ごみの約80%は水分です。そのため、生ごみを減らすことは、ごみ減量施策上非常に大きな効果が期待できます。
- 空き缶、空きビン、古紙（新聞・雑誌・段ボールなど）、ペットボトルの分別回収を推進し、資源の再利用によるごみのリサイクル効果の向上が求められます。
- 清掃センターの老朽化による施設の維持管理に多額の費用がかかっているため、今後は、運営コストの軽減に取り組みながら、施設の適正な維持管理をし、令和2年度から4年度にかけて基幹的設備改良工事により大規模な設備改修を行い、施設の延命化を図る必要があります。

### 施策の展開

#### 5-B-1

#### ごみ減量化の推進

##### 方向性

- 広報紙等でごみ処理等に係る経費等を掲載し、ごみの減量化に向けた啓発を行うとともに、家庭用生ごみ処理器設置補助を実施し、家庭から排出されるごみの減量化・資源化を推進します。
- プラスチックの過剰な使用を抑制するため、レジ袋の有料化が全国で実施されたことを契機に、エコバッグを持ち歩く等、プラスチックを賢く使うライフスタイルの見直しを推進します。

##### 主な事業

- 家庭用生ごみ処理器設置補助事業



ゴミ収集車「ミーゴ」



清掃センター

5-B-2

ごみの再利用・資源化の推進

方向性

- 家庭から排出されるごみの再利用・資源化を推進するため、資源ごみ（空き缶、空きビン、古紙、ペットボトル等）回収運動に協力した団体に対し報奨金を交付します。
- 「栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）プラごみゼロ宣言」を遵守し、 unnecessary 使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図ります。

主な事業

- 資源ごみ回収関係報償事業

5-B-3

廃棄物の適正処理の強化

方向性

- 町内から発生する廃棄物を効果的、衛生的に処理するため、ごみ収集及び運搬業務・焼却施設運転管理業務については、引き続き民間業者を活用します。
- 廃棄物監視員による廃棄物処理施設の稼働状況等の監視を行います。
- 小型家電リサイクル法に基づき、「もえないごみ」の中から分別した小型電子機器等に含まれる金属の有効な再利用を図ります。
- 清掃センターについては、基幹的設備改良工事を行い施設の延命化を図ります。

主な事業

- 廃棄物・土砂等埋立監視員設置事業
- 小型家電回収事業
- 清掃センター基幹的設備改良事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
資源化率	16.75%（平成30年）	20%

関連計画

\* 一般廃棄物処理計画 .....平成20年度～令和3年度



# 快適で衛生的に暮らせる まちづくり

## 基本方針

- 水質、大気、土壌等の汚染を未然に防止するため、監視活動を強化します。
- 快適で衛生的な生活環境を確保するため、あき地等の適正管理指導を強化します。
- ペットマナーの向上に向け、関係機関と連携した周知、指導を行います。
- 町民の墓地需要に対し安定した供給を行えるよう計画的な墓地整備を行います。

## 現状と課題

- 水質保全については、河川水、地下水、工場排水の継続した監視活動が必要となっています。
- 樹木管理や雑草繁茂等に対する管理において、費用面等から所有者の理解協力を得ることが難しいことがあります。
- 犬のふん害、野良猫への餌付けによる相談が多くあり、清潔な環境を確保するため、飼主等へのマナーに関する意識づけが必要です。
- 聖地公園は、清潔かつ良好な環境を維持するとともに、町民の墓地需要に応じて整備する必要があります。



生き物調査

施策の展開

5-C-1

快適な生活環境の確保

方向性

- 河川水、工場排水、地下水等の監視活動を継続し、関係機関との連携を強化します。
- 騒音やごみの野外焼却等の生活型公害に関し、発生源への適切な指導を行い、公害発生防止に努めます。
- 不法投棄防止を図るため、警察と連携し監視パトロールを実施するとともに、不法投棄禁止の警告看板を設置します。

主な事業

- 環境保全対策事業
- 不法投棄防止活動事業

5-C-2

生活における衛生の確保

方向性

- 犬または猫が繁殖して不当に捨てられることを抑制し、野良犬・野良猫の増殖防止を図ります。
- ペットの飼主及び飼主のいない猫にエサを与える町民等に対し、マナーの向上と適正飼養の推進を図ります。
- あき地等の樹木管理や雑草繁茂等について適切な指導を行います。

主な事業

- 犬及び猫不妊手術費補助事業
- あき地保全対策事業

5-C-3

衛生的な墓地の確保

方向性

- 聖地公園は町民の墓地需要に応じ、計画的に整備します。
- 聖地公園の清潔で良好な環境を維持していきます。

主な事業

- 墓園維持管理事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
狂犬病予防接種率	65.97%（令和元年）	70.00%

I

II

後期基本計画

基本姿勢5

III





# みんなで学び・楽しみ 心が触れ合うまち



- 6-A 学び合い、文化が薫るまちづくり
- 6-B 誇れる歴史と伝統を受け継ぐまちづくり
- 6-C 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 6-D 明るく元気な生涯スポーツのまちづくり
- 6-E 家庭と地域の絆を育むまちづくり
- 6-F 国際理解を深め交流活動が盛んなまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



# 学び合い、文化が薫る まちづくり

## 基本方針

- 町民の多様な学習活動を支援するため、特色ある講座等の開催や図書・視聴覚資料等の収集を行います。
- 経年劣化が進む社会教育施設の利便性向上のため、計画的な改修や修繕を行います。
- 生涯学習社会の実現を目指し、学習機会の提供、内容の充実、学習成果の活用を目指します。
- 町民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう、文化鑑賞や活動を身近にできる環境の整備を図り、人材や団体の育成支援を行います。

## 現状と課題

- 各公民館や生涯学習館、図書館などの社会教育施設は、文化・芸術活動などによるまちづくりの拠点として幅広い町民に利用されています。その多くは、建設から30年以上を経過しており、今後も継続的な利用を可能にするための対策が必要です。
- 主催講座、自主講座とも、シニア世代の活動が主体となっていることから、現役世代の取り込みが求められます。
- 社会教育施設では、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援するという役割に加え、町民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、町民の学習と活動を支援する機能を一層強化する必要があります。
- 図書館の貸出冊数が減少し、インターネット等の普及による紙の本離れ、活字離れが指摘されています。子どもの読書活動は豊かな心を育むものであることから、読書の楽しさや質のよい本に触れる環境をつくる必要があります。



郷土フェスタ



少年少女合唱団

施策の展開

6-A-1

学習環境の充実

方向性

- 町民のニーズに合った主催講座を開設して、日常の課題や地域課題解決のための学習あるいは町民の自主学習への支援などを継続的に実施します。
- 読書人口の減少傾向を踏まえ、町民ニーズに合った利用しやすい図書館の運営を実施します。
- 施設の老朽化に対応するため、施設の長寿命化計画を策定して計画的な改修を実施します。
- 町民が生涯にわたって学び、その成果を個人の生活や地域、職場等での活動や日常の問題解決に活かせるような学習への支援を図ります。
- 学びの多様化に対応するため、横断的・総合的な視点で学校教育と社会教育との連携・融合を図ります。
- 感染症対策を踏まえた「新しい生活様式」に対応した学習環境の整備を図ります。

主な事業

- 図書館指定管理運営事業
- 子ども読書活動推進事業
- まちかど文庫管理運営事業
- 各種講座等開催事業
- 社会教育施設改修等事業

6-A-2

文化芸術の振興

方向性

- 音楽をはじめ様々なジャンルの一流に触れる機会となる鑑賞会等を引き続き開催します。
- 壬生少年少女合唱団、みぶ吹奏楽団に対して、引き続き活動の支援を図ります。
- 町民の文化・芸術に対する意識の高揚を図るため、文化協会に対して引き続き活動を支援します。
- 町の文化振興を図るべく、他自治体との文化交流に取り組みます。

主な事業

- 音楽によるまちづくり推進事業
- 文化祭等の芸術文化推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
社会教育施設延べ利用者数 （3公民館、生涯学習館）	105,075人（令和元年）	128,000人
図書館利用貸出人数	33,956人（令和元年）	40,000人

関連計画

\* 壬生町子どもの読書活動推進計画……………令和元年度～令和5年度

I

II

後期基本計画

基本姿勢6

III

# 誇れる歴史と伝統を受け継ぐ まちづくり

## 基本方針

- 文化財について調査研究を行うとともに、後世に残すために必要な保護・整備に努めます。
- 古墳などの史跡の保護については保存活用計画書を策定し、適正な保存活用に努めます。
- 新たに郷土から輩出した人物や壬生の歴史・文化遺産の発見と振興に努めます。
- 資料館の事業及び文化財事業については様々な広報媒体を通じて幅広い世代への周知を図ります。

## 現状と課題

- 史跡の保護について、計画的に国史跡の確認調査を進めることが必要となっています。
- 昔ながらの祭りや伝統芸能について文化財として保護を図るとともに、祭りの記録保存が必要となっています。
- 幅広い世代から愛される資料館づくりを行い、利用が少ない子どもたちや若い世代の入館者を増やすことが望まれます。
- 第18回全国藩校サミット壬生大会のプレイベントで論語によるギネス世界記録を達成したことで、「論語の町」としてより一層の普及・浸透が期待されます。
- 第18回全国藩校サミット壬生大会を実施し、関係機関との文化的・歴史的な交流を深め、町の歴史・文化資源のPRを図ることが求められます。

## 施策の展開

### 6-B-1

### 文化遺産の保護・活用

#### 方向性

- 国指定史跡古墳の確認調査を継続的に行い、「保存活用計画書」を策定し文化財の保護を進めます。
- 民間開発に迅速に対応しながら、文化遺産の調査保護に努めます。
- 5基の国指定史跡古墳の活用や解説ボランティアの育成を推進します。
- 町指定文化財の保護・活用を積極的に進めます。

#### 主な事業

- 壬生古墳発掘調査及び保存活用計画書策定事業
- 民間・公共事業開発に伴う埋蔵文化財の指導・調査
- 発掘調査参加大学との連携事業
- みぶ古墳群解説ボランティア育成事業
- 文化財保存・活用事業
- 近年の発掘調査により出土した資料の展示コーナーの新設
- 古墳管理ボランティアの新設



6-B-2

地域伝統・歴史の再興・継承

方向性

- 無形民俗文化財の継承・公開の場を整え、お囃子保存会 15 団体の連絡協議会との連携を図りながら、後継者の育成に努めます。

主な事業

- 保存会伝承に伴う補助事業
- 無形民俗文化財公開事業
- 無形民俗文化財連絡協議会設置事業

6-B-3

地域の歴史の再発見・発信

方向性

- 第 18 回全国藩校サミット壬生大会を開催し、全国の関係機関との歴史的・文化的な交流を図ります。
- 郷土の歴史を調査・研究して、その成果を展示や講座をとおして発表し、町民が地元に着と誇りを持てるよう啓発に努めます。
- 町民の誰もが町の歴史を気軽に調べ、興味を持ってもらえるよう収蔵物や歴史等をデジタルコンテンツ化し、情報発信を図ります。
- 町独自の論語検定のやり方を整え、「壬生の郷土教育＝論語」をさらに浸透させるとともに、指導者の育成に努めます。
- 子どもたちをはじめ幅広い世代が参加できる体験や講座の実施など、地元で愛される身近な資料館づくりに努めます。

主な事業

- 企画展開催事業
- 郷土の偉人顕彰事業
- 情報発信事業
- 壬生論語古義塾育成事業
- 精忠神社武者行列を再興し地域の活性化を推進（鎧の着付け体験の実施等）
- 夏休み時期の子ども対象（親子向け）体験や講座の実施
- 夏休み時期の子どもへの歴史・文化の調査研究の支援
- 着物で町内の史跡名所の散策とお殿様料理の実食会の実施

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
無形民俗文化財保存会会員数	184人（令和元年）	200人
資料館企画展入館者数	1,022人（平成30年）	3,000人

関連計画

\* 国指定史跡車塚・牛塚・愛宕塚古墳保存活用計画 …………… 令和3年度～



# 未来を担う子どもたちが 健やかに育つまちづくり

## 基本方針

- 子どもたちが元気に過ごせる特色ある学校づくりを進めます。
- 教職員がお互いに高め合うための研修の場の設定、多様な教育活動を可能にするための人員の配置、就学指導を含めた相談体制の充実を図ります。
- 支援を要する子どもたちへ、よりきめ細やかな指導の実現を図ります。
- 学校施設の適正な整備や計画的な維持管理を推進します。
- 夢と志のある人づくりを推進します。
- G I G A スクール構想<sup>※</sup>を軸にした教育の I C T 化を推進します。

## 現状と課題

- 大きく変化する時代に柔軟かつ適切に対応する能力を養うために、全ての子ども達の可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する必要があることから、I C T 等の最先端技術による教育環境の整備が求められています。
- 就学前機関と学校、家庭、地域などが相互に連携できる教育体制の充実が求められています。
- 地域との連携を強化しながら小規模校ならではの魅力を発信することで、存続が不安視されている小規模校の児童数確保につなげていく必要があります。
- 子どもたちが安心して学べるように、学校施設の計画的な改修等の実施が必要となっています。



### 教育の ICT 化の推進

※G I G A スクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境のこと。

施策の展開

6-C-1 教育内容の充実

方向性

- 一人ひとりの子どもの力を大切に伸ばしていくために、就学前機関の幼稚園・保育園等、小学校、中学校、高等学校、家庭や地域などのそれぞれの教育力の連携を図ります。
- デジタル教科書・デジタル教材を導入し、習熟度別学習、グループ学習等による個別最適教育を推進します。
- 学習機会を確保し、学習の幅を広げるため、遠隔・オンライン教育を推進します。
- 教職員の働き方改革を推進し、より子どもたちへの支援につなげます。

主な事業

- 学力向上支援事業
- 英語力育成事業
- 教師力向上支援事業
- 情報教育推進事業
- 社会体験活動推進事業
- 子どもの体力向上支援事業
- 夢と志のある人づくり推進事業
- 壬生型幼保小中高連携一貫教育事業
- 校務支援システム導入事業

6-C-2 教育環境の充実

方向性

- 学校給食における地産地消の推進と安心安全で効率的な学校給食に努めます。
- 学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の大規模改修等を実施します。
- 防犯カメラの設置や校内インターフォンの整備等を進め、学校の安全確保を図ります。
- 教育のICT化を推進するため、児童生徒及び教諭へのタブレットの導入を進めます。
- 小規模特認校制度の導入や通学調整区域の見直しを進め、小規模校の魅力を高める取り組みを推進し、小規模校の児童数の確保を図ります。
- 感染症対策を踏まえた「新しい生活様式」の定着に努めます。

主な事業

- 学校施設改修事業
- 学校教育のICT化推進事業
- 学校給食及び食育充実事業
- 学校給食委託事業
- 小規模校地域活性化推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
小規模校（藤井小・羽生田小）の学区外からの通学者数	19名（令和2年）	30名

関連計画

\* 壬生町教育大綱 ..... 令和3年度～令和7年度

I

II

後期基本計画

基本姿勢6

III

## 基本姿勢 6-D

# 明るく元気な 生涯スポーツのまちづくり

### 基本方針

- 町民のスポーツ活動の拠点となる施設の整備、充実を図ります。
- 今後も地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブ\*の支援など、町民誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

### 現状と課題

- 町民の健康志向やスポーツへの関心が高まることにより多様化するニーズに応えられるよう既存施設の適正な運営、管理を充実させるとともに、新体育館等の施設の整備を進めることが求められます。
- 総合型地域スポーツクラブは、町からの支援を中心に運営されていますが、会員数・教室参加者数の増加や自主財源比率を上げるなど、運営の安定化を図っていく必要があります。
- 生涯スポーツのまちづくりのため、国体開催を契機とした町民のスポーツに対する関心や参加意欲の向上が求められます。



ゆうがおマラソン

\*総合型地域スポーツクラブ：「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しめる地域のコミュニティのこと。

施策の展開

6-D-1 生涯スポーツの充実

方向性

- 町民の健康志向への関心の高まりなどから利用者の増加が見込まれる中で、施設の老朽化が進んでいることもあり、今後、町民のニーズに応えられるような施設の整備を検討します。
- 総合型地域スポーツクラブを支援するなど、町民総スポーツ活動及び地域スポーツの振興を推進します。

主な事業

- 総合型地域スポーツクラブ支援事業
- 運動場管理事業
- ふれあいプール管理事業

6-D-2 多様なスポーツの振興

方向性

- 町民がスポーツに取り組むきっかけとなるよう、ゆうがおマラソン大会等のスポーツイベントを開催します。
- 壬生町駅伝チームの支援、全国大会出場者や町体育協会の支援を継続します。
- スポーツライミングについては、本町が令和4年開催の栃木国体における競技会場地となっていることから、選手等の発掘・育成を推進するとともに、スポーツライミングの普及推進を図ります。
- 令和4年の栃木国体壬生町競技会の開催に向けて、準備・運営を進めるとともに、開催競技（スポーツライミング、銃剣道、ターゲット・バードゴルフ）の普及を推進します。

主な事業

- ゆうがおマラソン開催事業
- 壬生町駅伝チーム育成支援事業
- スポーツ振興助成事業（全国大会等出場支援、町体育協会支援）
- 地域スポーツ活動推進事業
- 栃木国体開催準備事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
運動場施設利用者数 （総合・北部・南部運動場）	122,237人（令和元年）	145,000人
ゆうがおスポーツクラブ 教室（種目）数	20教室（令和元年）	22教室

I

II

後期基本計画

基本姿勢6

III



# 家庭と地域の絆を育む まちづくり

## 基本方針

- 家庭の教育力の向上を目指し、学校、地域、行政、企業等が協働して子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 子どもたちがボランティアとして地域等と関わる機会を提供することで自己有用感を高め、郷土愛を醸成するよう努めます。

## 現状と課題

- あらゆる機会を通じて保護者の教育力を高め、悩みを抱える保護者に対し保護者同士のゆるやかなつながりを持てるよう、交流の場を設けることが必要となっています。
- 学校地域支援ボランティア事業の名称を地域学校協働活動推進事業とし、地域・学校・行政・企業等が協力して健やかな子どもの成長を見守り、手助けしていく体制をつくる必要があります。
- 地域の高齢者が学校その他と協力し、積極的に子どもたちに関わって、未来をつくり出す心豊かな子どもたちを育む機会を持てるように努めることが求められます。

## 施策の展開

### 6-E-1 家庭教育の推進

#### 方向性

- あらゆる機会を利用して家庭の教育力の向上を図るための講座や、保護者同士のゆるやかなつながりを構築するための講座を開催します。
- 長時間のゲームやインターネットの使用は依存症を招くため、使用を制限し、親子の触れ合いを増やして引きこもり防止につなげます。

#### 主な事業

- 家庭教育推進事業
- 子育て・親育ち講座開催事業
- 「家庭の日」（毎月第三日曜日）の啓発事業



子育て・親育ち講座



中学生及び青少年による地域活動参画推進事業

6-E-2

青少年教育の推進

方向性

- 青少年を社会全体について考えられる人間に育むために、自然や文化などに触れる幅広い体験や様々な価値観を持つ人との交流を持てるようにします。
- 様々な体験活動や交流活動をとおして、他者を理解する優しさや思いやりを育むとともに、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会との関わり等を考えることで、心の成長を促すよう努めます。

主な事業

- 青少年活動推進事業
- 青少年健全育成事業

6-E-3

地域と連携した教育の推進

方向性

- 地域、学校、行政、企業等の連携を図り、学校の教育活動や地域行事等の中で子どもたちの成長に関わる諸活動を展開します。
- 子どもたちの地域行事での活動や地域貢献活動を通じて、自己有用感が育めるよう支援します。
- 子どもたちが様々な価値観や人生観を有する地域の大人との関わり合いをとおして自己肯定感や郷土愛を高めたり、人の役に立つ経験をとおして自己有用感を育んだりできるよう、大人とともに地域で活躍できる機会を創出します。
- 地域の高齢者が、これまで培った経験等を活かし、ボランティアとして自らの教育力を発揮しながら、子どもたちの育ちに関わる諸活動を展開できるよう支援します。

主な事業

- 中学生及び青少年による地域活動参画推進事業
- 郷土愛醸成推進事業
- 地域学校協働活動推進事業
- 放課後子ども教室事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
子育て・親育ち講座の保護者の参加率	66.5%（令和元年）	70.0%
学校地域支援ボランティア登録人数	465人（令和元年）	600人



# 国際理解を深め 交流活動が盛んなまちづくり

## 基本方針

- 社会教育や文化のグローバル化の進展とともに、これからのグローバル社会を生きる子どもたちにとって、国際理解教育は必要不可欠であるため、国際理解教育の充実を図ります。
- 地域社会の担い手である町民や地域、団体、企業等が、国際文化への理解を深め、多様な国際交流活動に主体的に取り組めるよう、情報提供や活動支援を行います。
- 多文化共生の地域づくりや国際交流を推進していくためには、外国人住民も含めた地域社会の担い手である町民や地域、団体、企業等が、互いに国際文化への理解を深め、多様な国際交流活動に主体的に取り組めるよう、情報提供や活動支援を行います。

## 現状と課題

- 本町在住の外国人数は増加していることから、外国人住民や日本人住民が地域社会の一員として、ともに協力しながら生きていこうとする多文化共生の意識づくりを推進し、地域で開催される行事や活動への参加を促進していく必要があります。
- 日本語の理解が十分でない外国人住民でも安心して生活できるよう、優しい日本語も含めた多言語での情報提供を促進するとともに、日本語教室の実施やボランティアの育成、相談体制の充実等を進める必要があります。



イングリッシュプログラム

施策の展開

6-F-1

国際理解の促進

方向性

- 今後も低年齢層からネイティブな英語に触れる機会を数多く持てるALTの活用を授業に取り入れる外国語活動を支援し、国際理解教育を推進します。
- ALTを活用したイングリッシュプログラム事業を小学校中高学年を対象に実施し、ゲームや歌等をとおして異文化体験を行い英語に対して興味を持たせられるよう図ります。
- ALTを幼稚園、保育園に派遣し、幼児期からネイティブな英語に触れる機会の環境整備を図ります。

主な事業

- 外国語指導助手配置事業

6-F-2

国際交流活動の推進

方向性

- 中学生を海外へ派遣する等の国際交流をとおして、広い視野と国際感覚を備えた人材の育成を図ります。
- 国際交流協会等の団体や地域、企業等と連携を図り、国際交流活動の充実と活動に関わる人材の確保と育成を促進します。
- 外国人住民が安心して生活できるよう、関係機関と連携し、日本語教室の実施、相談体制の充実を図ります。
- 外国人と日本人とのコミュニケーションツールとして、やさしい日本語の普及を図ります。

主な事業

- 壬生町国際交流協会活動支援事業
- 中学生国際交流推進事業
- 外国人のための日本語教室

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
国際交流に関するイベント・事業等への参加者数	68人（平成30年）	115人

I

II

後期基本計画

基本姿勢6

III



## みんなが集まる にぎわいのあるまち



- 7-A 特色ある商業のまちづくり
- 7-B 活力ある工業のまちづくり
- 7-C 競争力ある農業のまちづくり
- 7-D みんなが集まりにぎわう交流のまちづくり
- 7-E みんなが働きやすいまちづくり

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）





# 特色ある 商業のまちづくり

## 基本方針

- 地域ブランドのさらなる向上を図るため、各種PR及び商品の磨き上げを行います。
- 地域自慢の食として認知度向上を図るため、壬生お殿様料理の推進を図ります。
- 商工会と連携し、新たな商業活動の展開を検討し、地域資源の掘り起こしやブランド力の向上を推進します。

## 現状と課題

- 町内での壬生ブランドの認知度は向上したものの、さらなる購買につながっていないため、事業者間での連携や新たな展開が課題となっています。
- 壬生お殿様料理の認定店は、日本料理店が中心の認定となっており、洋食、中華など、バラエティ豊かな取り組みが課題となっています。
- 商店街における経営者の高齢化や後継者不足、消費者の大型店舗への流出等により、空き店舗が増加し、空洞化が進んでいます。
- 商工会と連携した起業活動を支援し、創業資金や空き店舗への有効活用を促す必要があります。
- 後継者の育成や事業継承により、地域コミュニティを再生し、地域と連携した商店街の活性化を図っていくことが課題となっています。



みぶビール祭り



施策の展開

7-A-1 地域商業の活性化

方向性

- 特色ある地域商品、ブランド等の発掘及び推進に努めます。
- 「壬生お殿様料理」の認定店拡大を図るなど、さらなる地域定着を推進します。
- 商工会と連携し、地域商業の育成や経営の持続化などの施策を推進します。

主な事業

- ブランド推進事業
- 壬生お殿様料理の推進
- 商工会への支援事業
- 壬生まちなか創生事業
- おもちゃのまち活性化事業

7-A-2 商店街の活性化

方向性

- 事業者の持続展開を図り、後継者の育成を推進します。
- 地域連携を推進しにぎわいの創出を図ります。
- 空き店舗利活用を推進し商店街の活性化、利便性の高い商業環境の構築を進めます。
- 補助金や融資等を行い、経営基盤の強化につなげます。

主な事業

- 商工業振興補助事業
- 空き店舗の活用事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
壬生ブランド認定品目数	36件（令和元年）	45件
商業創業資金利用件数（累計）	4件（令和元年）	10件

I

II

後期基本計画

基本姿勢7

III

# 活力ある工業の まちづくり

## 基本方針

- 本町の企業進出ニーズに応じた新たな産業団地を検討します。
- 本町で活躍する企業に対する経営支援と産業基盤の充実を図ります。

## 現状と課題

- 産業拠点の整備と優良企業の誘致については、みぶ羽生田産業団地への大手工作機メーカーの進出により、町内経済のさらなる活性化が期待されています。
- 町内に分譲中の産業用地が無くなり、新たな企業進出に応える産業用地の確保が求められています。
- おもちゃ団地は、規模拡大のための工場敷地が不足しており、用地の確保が課題となっています。
- 企業間や異業種間の交流による新事業の創出が求められており、さらなるニーズの把握が必要とされています。



みぶ羽生田産業団地

施策の展開

7-B-1 産業基盤の充実

方向性

- 町内の空き工場等について、栃木県と連携し立地促進を図ります。
- 企業ニーズ等を把握し新たな産業団地の整備を推進します。

主な事業

- 産業振興奨励事業
- 新産業団地整備事業

7-B-2 地域産業の強化

方向性

- 中小企業融資制度は、経済情勢の変化に柔軟に対応した資金供給を行います。
- 経営者交流会や産官学連携等の支援を行い、新たなビジネスチャンスの創出を図ります。

主な事業

- 中小企業融資制度事業
- 産業交流活性化事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
産業振興奨励金交付企業数 （累計）	7社（平成28年～令和2年）	10社（令和3年～7年）

I

II

後期基本計画

基本姿勢7

III

# 競争力ある農業のまちづくり

## 基本方針

- 生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の育成を図ります。
- 土地利用型農業や施設園芸など特色ある農業及び遊休農地の有効利用を推進します。
- 特産物のブランド力を高め、農業・農村の活性化を図ります。

## 現状と課題

- 未整備の農業生産基盤では、生産性が低く、地域農業を継続していくことに支障が出ており、圃場整備などにより生産基盤の向上を図る必要があります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加が深刻化しており、地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者等の育成・確保が必要となっています。
- 担い手への農地の集積・集約を図り、遊休農地の効率的活用を進める必要があります。
- 無秩序な農地転用が行われないよう規制をしていくことが必要となっています。
- 産地間競争が激化しており、みぶの妖精ブランドの推進が必要となっています。
- 畜産の飼育管理の適正化、環境整備等が求められています。
- 6次産業化、農商工連携の強化が求められています。
- 野生鳥獣による農作物への被害が拡大傾向にあり、被害を防止する対策を講じていく必要があります。

## 施策の展開

### 7-C-1

#### 生産基盤の整備

##### 方向性

- 生産性の向上を図るため、使いやすい圃場整備やかんがい排水施設、農道・水路の整備や維持管理などを推進します。

##### 主な事業

- 下稲葉地区圃場整備推進事業
- 新規地区圃場整備推進事業

### 7-C-2

#### 担い手の育成・確保

##### 方向性

- 経営規模の拡大や経営管理、生産方式の合理化を図り、経営感覚に優れた認定農業者や集落営農組織等の育成を推進します。
- 新規就農者の育成・確保のため、就農検討段階から農業への定着まで一貫した支援を行う体制づくりを目指します。
- 経営力や資本力に優れ、新たな農業経営体として期待できる企業の参入を促進します。
- 農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約を推進します。

##### 主な事業

- 新規就農者支援事業
- 農地中間管理事業

7-C-3

競争力のある農業の推進

方向性

- 補助事業や制度資金の活用により、農業経営体の大規模化・集団化を促進するとともに、安定的で効率的な農業経営の推進を図ります。
- “みぶの妖精ミーナ”を活用した“みぶの妖精ブランド”の推進と併せ、いちご、トマト、ニラなどの園芸作物の生産振興と販路拡大を推進します。
- 直売所や地元商店・商業施設など、流通・販売体制の充実を図ります。
- 安定した経営を行う畜産農家を育成するため、新たな技術の導入や防疫対策による安全・安心な生産体制を図ります。
- 家畜排せつ物の適正な管理及び合理的な利用促進を進め、周辺環境に配慮した経営環境の確立に努めます。
- 農畜産物の付加価値を高めるため、6次産業化や農商工連携の推進を図ります。

主な事業

- 地域特産物推進事業
- 農業の6次産業化推進事業

7-C-4

農村地域の保全と交流の推進

方向性

- 農地パトロールにより、農地の現状を把握し、耕作放棄地の発生防止に努めます。
- 農地法の適切な運用を行い、優良農地の確保と効率的な利用を図ります。
- 多面的機能支払交付金の活動等により農村地域の活性化と交流の推進を図ります。
- 学校給食における地元産農産物の利用拡大や生産者と消費者の交流を促進し、地産地消・食育の推進を図ります。

主な事業

- 多面的機能支払事業
- 地産地消推進事業

7-C-5

農作物被害の防止対策

方向性

- 野生鳥獣による農作物への被害を防止する対策を講じることにより、農業の振興を図ります。

主な事業

- 有害鳥獣被害防止対策事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
下稲葉地区圃場整備面積 （総面積：196 ha）	74ha（令和元年）	196ha
認定農業者数	207人（令和元年）	250人
新規就農者数	-	10人（令和7年度までに）
遊休農地面積	21ha（令和元年）	15ha



# みんなが集まりにぎわう 交流のまちづくり

## 基本方針

- 全国に誇る夢ある地名「おもちゃのまち」として、「おもちゃ博物館」や「おもちゃのまちバンダイミュージアム」を中心に誘客を図ります。
- 観光イベントや観光ボランティアを効果的に活用し、歴史や自然、食、文化等の町の素晴らしさを来町者へ発信します。
- 誇るべき地域資源を活用し、公式ウェブサイトやSNS等での情報発信を行います。
- 道の駅みぶは、「みぶハイウェーパーク」、「とちぎわんぱく公園」、「おもちゃ博物館」、「壬生町総合公園」の4つの施設で構成され、広大な敷地で、1日中遊べる道の駅として、各施設と連携して、来訪者の増加を図ります。

## 現状と課題

- おもちゃ博物館は、平成7年の建設から24年が経過し、施設の老朽化が課題となっており、大規模修繕が必要となっています。
- 町内での観光ガイド付きまち歩きを楽しむ方が増えてきているため、お土産やお食事等への案内強化が必要となっています。
- スマートフォン利用の拡大に伴い、タイムリーな観光情報の発信が必要となっています。

## 施策の展開

### 7-D-1 観光資源の活用

#### 方向性

- 「おもちゃ博物館」「みぶハイウェーパーク」「とちぎわんぱく公園」が中心となり、本町へ誘客を推進します。
- 日本一おもちゃがある町として、「おもちゃ博物館」「おもちゃのまちバンダイミュージアム」「おもちゃ団地協同組合」などとの連携により、特色ある情報を発信します。
- 施設の長寿命化計画を継続的に運用していくため、関係部署と協議調整を行い、継続的な施設管理を行います。
- 大型宿泊施設や近隣市町との連携により、滞在型の観光を推進します。

#### 主な事業

- おもちゃ博物館維持管理事業
- おもちゃ博物館改修等工事

### 7-D-2 観光交流の促進

#### 方向性

- 旅行会社と連携したツアー造成を行います。
- 古墳や古い町並み、神社・仏閣、文化財等を活用し、観光ガイドによる活性化を図ります。
- おもちゃ団地チャリティバザールやしののめ花まつりなどとの連携により、さらなる活性化を図ります。
- インバウンドに対応した観光振興を図ります。

#### 主な事業

- 各種イベント開催事業
- 観光プロモーション推進事業
- 観光ボランティア活用事業
- 国際観光推進事業

### 7-D-3 みぶハイウェーパークの機能充実

#### 方向性

- みぶハイウェーパーク（道の駅みぶ）の機能充実を進めます。
- 北関東道・一般道の両道からの来訪者が増加するよう、さらに周辺施設との連携を強化し充実を図ります。

#### 主な事業

- みぶハイウェーパーク維持管理事業

## 指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
おもちゃ博物館年間入館者数	222,034人（令和元年）	250,000人
みぶハイウェーパーク来訪者数	2,117,509人（令和元年）	2,500,000人



みぶハイウェーパーク



おもちゃ博物館

# みんなが働きやすい まちづくり

## 基本方針

- 求人情報のほか、新卒向けの企業説明会や企業合同説明会などの開催案内に加え、女性や高齢者等に特化した新規就業を促進するセミナーを開催し、就労につながる情報を幅広く提供していきます。
- 仕事と家庭が両立する働き方を支援します。
- 若者の就業意識が高まるよう支援します。
- 企業を自然災害や感染症等の危機から守るための対策を推進し、ICTを活用した柔軟な働き方を支援します。

## 現状と課題

- 少子高齢化や景気回復の影響から企業が必要な人材を確保することが難しくなっています。
- 若者を中心とした、働きやすい環境づくりが求められます。
- 「働き方改革」実現に向けて、企業への啓発や関係法律からの処遇の改善が重要であり、必要となっています。
- 「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、仕事と家庭の両立ができる働き方が求められます。
- サテライトオフィスやテレワーク等の、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が求められます。



女性の就業促進

施策の展開

7-E-1 雇用の安定

方向性

- 企業訪問等を行うことで、さらに連携を深め情報提供をします。
- 栃木県やハローワーク栃木、栃木地区雇用協会と連携し、良質な情報を多くの手法で提供します。
- 就職面接会、セミナーや講座を実施します。
- 外国人労働者雇用を支援します。

主な事業

- 就労情報提供事業
- 就職支援事業

7-E-2 働きやすい環境の整備

方向性

- 生活の充実によって仕事の効率が上がるという相乗効果を目指し、家庭と仕事の両立の支援と男女均等の推進を行う必要があります。
- テレワーク事業を活用し、柔軟な働き方を推進します。
- サテライトオフィスの開設・誘致に取り組みます。

主な事業

- ワーク・ライフ・バランス推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（令和7年）
就労情報提供数	64回（平成30年）	70回

I

II

後期基本計画

基本姿勢7

III





## Ⅱ - 3

# 行政改革大綱

### 第6期 壬生町行政改革大綱 ～ みんなで創る 次代へ繋ぐまちづくり ～

#### 1 策定の趣旨

- 1-1 策定の目的
- 1-2 これまでの取り組み

#### 2 行政改革大綱の位置づけ

- 2-1 総合振興計画との関係
- 2-2 基本目標・方向性
  - 1 住民と行政の協働によるまちづくり
  - 2 住民ニーズや時代の変化に対応したまちづくり
  - 3 持続可能な行政経営によるまちづくり
- 2-3 推進期間

#### 3 取り組み方針

- 基本方針1 住民や地域との協働の推進
- 基本方針2 効率的で質の高い行政サービスの推進
- 基本方針3 持続可能な行政経営の推進

#### 4 行政改革の進め方

- 4-1 推進方策
- 4-2 推進体制

## 3-1

# 策定の趣旨

## 1 策定の目的

本町の行政改革は、平成7年度から行政改革大綱を策定し、行政改革の推進を図ってきました。「住民視点の行政経営」を基本とし、「住民主体のまちづくり」や「経営資源の選択と集中」を継続的に進め、少ない経営資源で質の高い行政サービスの実現を目指しています。

本格化する人口減少社会では、“少ない経営資源で、質の高い行政サービスの提供”が、一層求められます。少子化の改善、超高齢社会への対応、公共施設等維持管理への対応など、行政課題への対応は、待ったなしです。将来を担う世代に誇れる壬生町を残すためにも、住民、企業、行政、学校など、あらゆる関係者が「まちづくり」に参加・協力し、まちづくりに取り組むことが必要です。

このようなことから、これまで継続してきた改革を継続するとともに、「住民との協働によるまちづくり」をさらに充実し、「必要に応じた経営資源の選択と集中」を推進します。そして、将来の世代に住みよい壬生町を引き継ぐため、「第6期壬生町行政改革大綱」を策定します。

## 2 これまでの取り組み

### 第1期行政改革 平成7～10年度

- 「住民サービスの向上」や「行財政運営の効率化、合理化」に重点

### 第2期行政改革 平成12～17年度

- 地方分権に対応した行財政システムの確立
- 情報通信技術を活用した町行政情報の共有化
- 事務事業評価制度の導入
- 資源ごみ回収報償金制度の創設

### 第3期行政改革 平成18～22年度

- 住民の視点に立った成果重視の町政運営の推進
- 人事評価制度の導入
- 民間委託の推進
- 指定管理者制度の推進

### 第4期行政改革 平成23～27年度

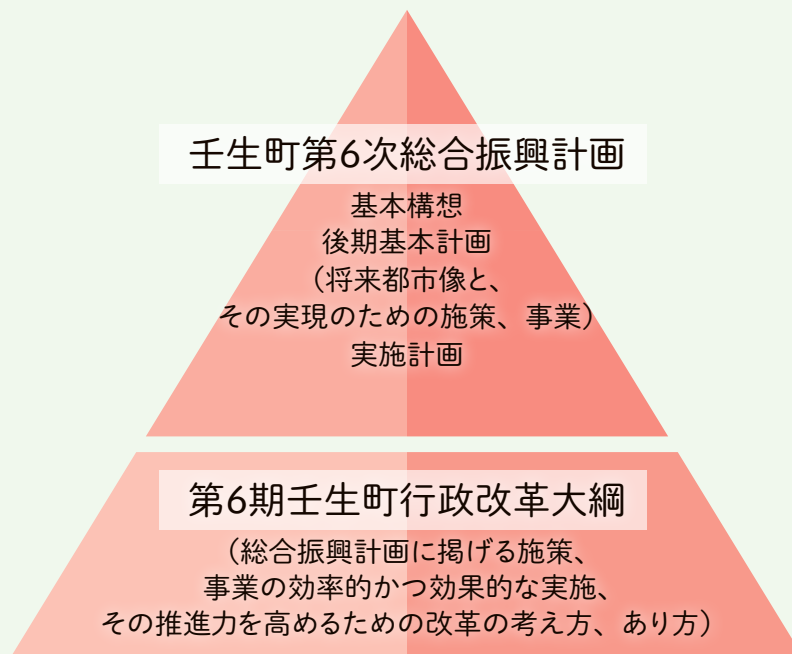
- 行政外部評価の導入
- 消費生活センターの開設
- 公共施設への自動販売機の設置
- 町民活動支援センター「みぶりん」の開設
- 地域会議（タウンミーティング）の開催
- ふるさと応援寄附金事業の推進

### 第5期行政改革 平成28～令和2年度

- 公共施設等総合管理計画の策定
- 証明書等コンビニ交付事業の開始
- 壬力UPボランティア活動支援事業の創設
- 町民活動支援センター「みぶりん」利用者協議会の設立
- 「協働のまちづくり指針」の策定
- 「壬生・ふるさと夢大使」の委嘱

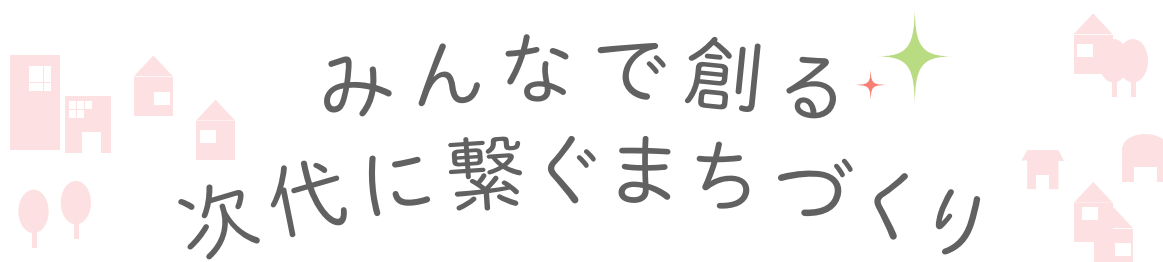
## 1 総合振興計画との関係

この大綱は、「壬生町第6次総合振興計画」に掲げる将来都市像の実現に向けて、各種施策・事業を展開するために必要な効率的かつ効果的な行政経営の土台となる考え方、あり方を示すものです。

「総合振興計画」と「行政改革大綱」との関係

## 2 基本目標・方向性

### 基本目標



### 1 住民と行政の協働によるまちづくり

限られた経営資源の中で、高度化・多様化する住民ニーズへの確に対応し、住民サービスの維持・向上に取り組みます。また、住民や地域活動団体、NPO法人、事業者等と町が、まちづくりの目指すべき姿を共有し、それぞれの特性や能力を発揮することで、適切な役割分担に基づく「住民主体のまちづくり」を推進します。

### 2 住民ニーズや時代の変化に対応したまちづくり

「効率的で信頼性の高い行政経営」に引き続き取り組むとともに、住民ニーズや社会情勢の変化に対応した「住民満足度の高い行政サービス」を継続的に提供していく取り組みを推進します。また、効果的、効率的な組織の確立や職員の資質向上、活用による組織力の向上を図ります。

### 3 持続可能な行政経営によるまちづくり

様々な課題や変化へ適切に対応し、持続可能で自立したまちづくりを見据えた施策・事業を着実に展開することができる行政経営の確立に努め、既存資源の有効活用や歳入、歳出の適正化による財政基盤を強化します。

## 3 推進期間

令和3年度～令和7年度(5か年)

基本目標達成に向けて、改革を実践していくための基本方針を次のとおり設定し、改革を推進します。

### 基本方針1 住民や地域との協働の推進

地域課題の解決には、住民と行政がお互いの情報を共有し合い、お互いの立場を尊重しながら、取り組むことが重要です。誇れる壬生町を次世代に引き継ぐため、協働によるまちづくりを推進します。

#### 主な事業

- 町民活動支援センター「みぶりん」を中心に協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくり指針に基づく住民主体のまちづくりを推進します。
- 地域会議（タウンミーティング）では、地域の課題を把握し解決を図ります。
- 「壬生・ふるさと夢大使」については、魅力ある人材の発掘に努めます。
- 住民が町に対する愛着や誇りが持てるよう、住民協働で魅力を発信します。
- 令和4年に開催される「いちご一会とちぎ国体」においては、町民総参加・町民協働による地域の絆・郷土愛を深める国体を目指します。

### 基本方針2 効率的で質の高い行政サービスの推進

住民ニーズや時代の変化を的確に捉え、限られた経営資源を効率的に行政サービスに繋げるには、時代に合った組織体制や人材の確保は欠かせません。多様化する住民の声や目まぐるしく変化する時代に応え、本町の住民が「住んで幸せ」と実感するまちづくりを推進します。

#### 主な事業

- 行政手続きのデジタル化等、行政の効率化と町民の利便性の向上に努めます。
- 住民ニーズや時代に合った組織体制を構築します。
- 人事評価制度や職場内育成等を充実し、人材の育成及び確保を図ります。

### 基本方針3 持続可能な行政経営の推進

人口減少社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少、少子化、高齢者の増加など、これまでに経験したことのない社会環境の変化が予想されます。今後、それらの変化へ柔軟に対応するために、健全財政維持に向けた「歳入の確保」「歳出の抑制」を推進します。

#### 主な事業

- 公共施設等総合管理計画に基づく適正な管理とともに、民間活力の導入を図ります。
- ふるさと応援寄附金を充実し、歳入確保に努めます。
- 町税等の徴収率向上に努め、広告収入等の税外収入による財源確保に努めます。
- 行政外部評価等による住民目線での行政経営に努めます。
- 近隣自治体との連携により、行政サービスの向上に努めます。



## 3-4

# 行政改革の進め方

## 1 推進方策

### 方策① 総合振興計画の推進に合わせた行政改革

毎年度策定する「壬生町第6次総合振興計画実施計画」の中で、行政改革大綱に掲げる取り組みを連動させながら、行政改革を推進します。

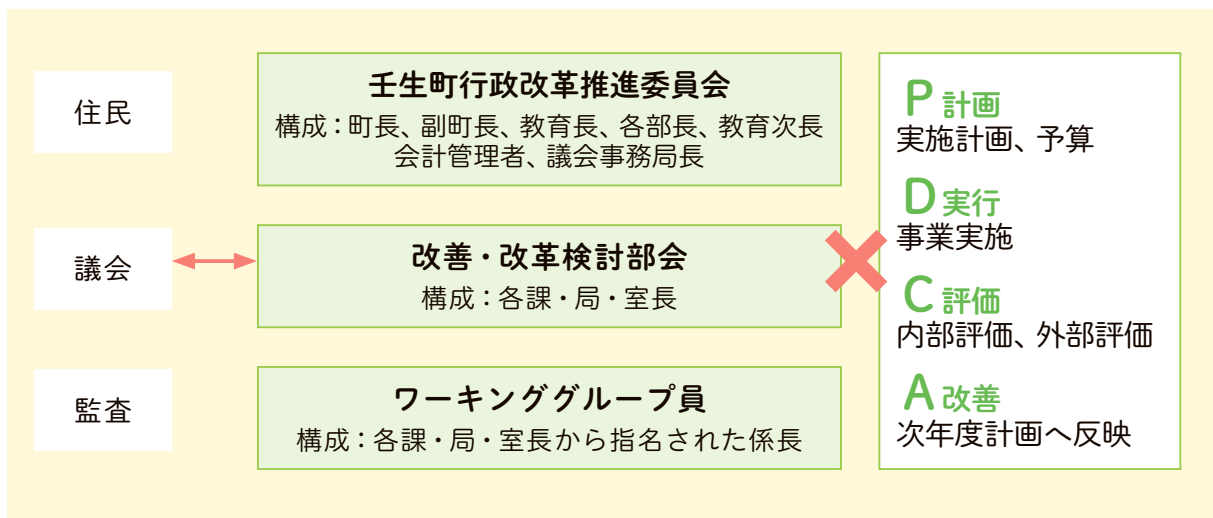
### 方策② 創造力のある人材の育成と組織を活性化させる行政改革

職員提案制度や各種研修により、職員の意識改革を高め、行政内部からの行政改革を推進します。

### 方策③ 住民ニーズや時代に応じた行政改革

住民ニーズや時代の変化に対応した組織体制の最適化を図り、庁内の情報共有化に努め、行政改革を横断的に推進します。

## 2 推進体制



効率的で質の高い  
行政サービスの提供

将来を担う世代に誇れる壬生町

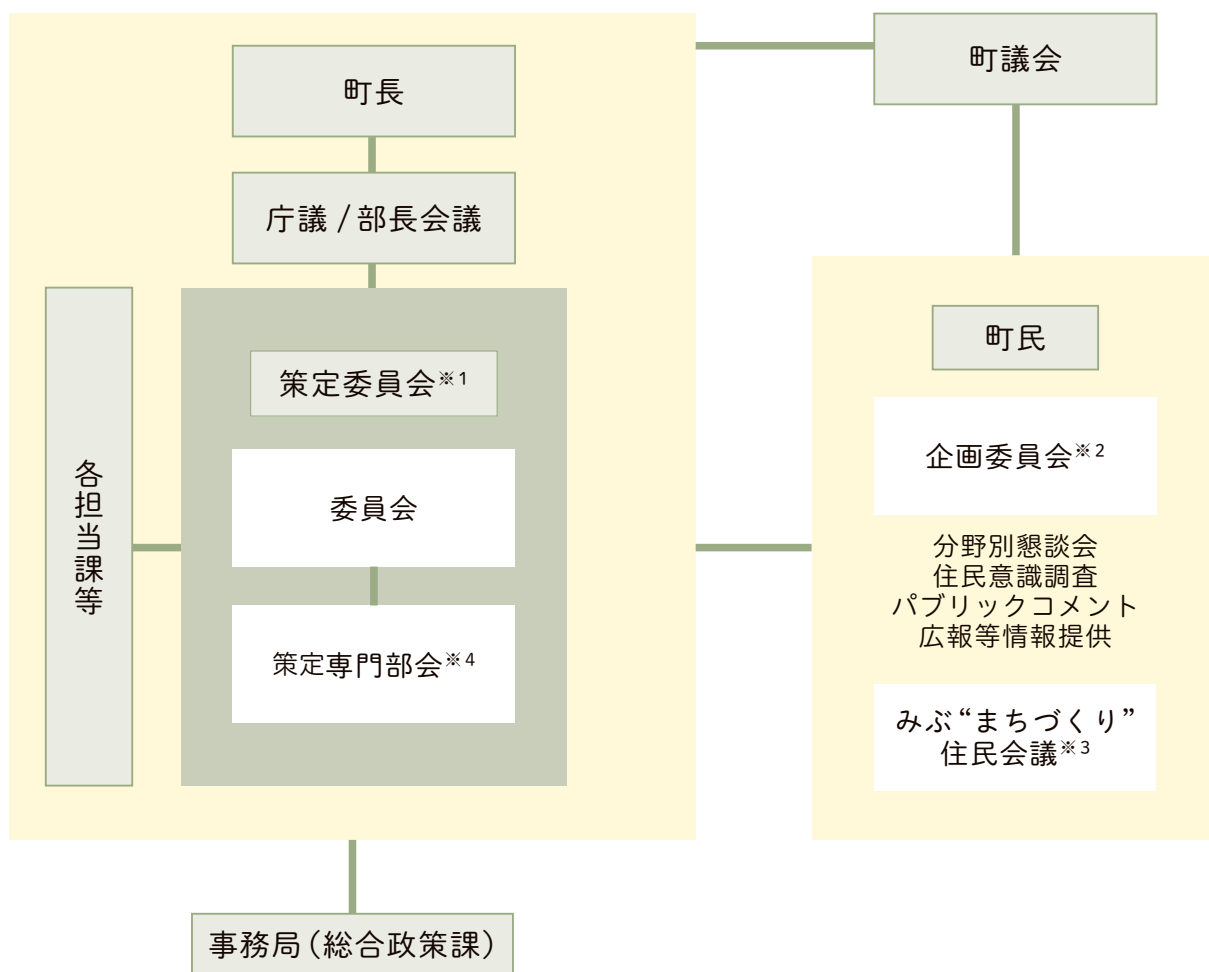
# Ⅲ 資料編

- Ⅲ－１ 策定の体制
- Ⅲ－２ 壬生町議会の議決すべき事件を定める条例
- Ⅲ－３ 壬生町総合振興計画の策定（改定）に関する要綱
- Ⅲ－４ 壬生町企画委員会条例
- Ⅲ－５ 壬生町企画委員会規程
- Ⅲ－６ 壬生町分野別懇談会 名簿
- Ⅲ－７ 壬生町みぶ“まちづくり”住民会議設置要綱
- Ⅲ－８ 後期基本計画策定の経緯

## 策定の体制

総合振興計画策定のための全庁的取り組み組織として、「策定委員会※<sup>1</sup>」を設置するとともに、住民参画と行政との協働の場として「企画委員会※<sup>2</sup>」及び「みぶ“まちづくり”住民会議※<sup>3</sup>」を設置しました。

また、住民の意見を幅広く反映するため、「分野別懇談会」を開催しました。



※1 策定委員会：計画案の審議、総合調整等を行う。[課長級以上]

※2 企画委員会：町議会議員、公共団体等の役員、有識者等により構成され、専門的見地より総合振興計画全般について協議し、可能な範囲で提言を行う。

※3 みぶ“まちづくり”住民会議：まちづくりに関する幅広い住民意向の町政への反映を図るため、公募等により構成される。総合振興計画を含めた町政全般について意見を述べ、可能な範囲で提言を行う。

※4 策定専門部会：計画案の検討、各担当課との連絡調整など実質的作業を行う。

# 壬生町議会の議決すべき事件を定める条例

平成26年9月25日  
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 壬生町総合振興計画の策定 (改定)に関する要綱

〔平成6年5月10日〕  
告示第26号  
改正 平成19年3月15日  
改正 平成20年3月13日  
改正 平成24年2月8日  
改正 平成27年4月17日

## (目的)

第1条 この要綱は、壬生町総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）を策定するための組織及び運営に関する必要な事項を定め、もって職員の総意を結集した総合振興計画策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

## (総合振興計画の性格、構成)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる計画の性格は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画は、本町の将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画より構成する。
- (2) 基本構想は、本町の将来目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画は、基本構想に基づき、行政各部門の施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施を示すものをいう。

## (策定委員会の設置)

第3条 総合振興計画の策定について、必要な事項を協議するため、壬生町総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第4条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合振興計画策定についての方針、基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (2) その他計画策定についての重要な事項

## (構成)

第5条 策定委員会は、副町長及び教育長並びに部長、教育次長、会計管理者、参事、課長、局長をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長には副町長、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、策定委員会の総務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (専門部会)

第6条 策定委員会の補助機関として、次の専門部会を置く。

- (1) 協働経営部会
- (2) 生活安全部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 基盤整備部会
- (5) 環境衛生部会
- (6) 教育文化部会
- (7) 産業振興部会

- 2 専門部会は、主査級以上のものをもって構成する。
- 3 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該専門部会の運営にあたり、副部会長は部会長を補佐する。
- 5 専門部会は、計画策定に係る資料の収集及び基礎調査、現状分析等を行い、計画立案作業にあたるものとする。

## (策定委員会及び専門部会の運営)

第7条 会議は、策定委員会にあっては委員長、専門部会にあっては当該部会長が、必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外のものの出席を求めることができる。

## (資料の提出等の依頼)

第8条 策定委員会は、振興計画策定に関し必要と認めたときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。



(結果報告)

第9条 部会長は、専門部会における計画立案に係る調査研究の結果及び成果を委員長に報告しなければならない。

(総合振興計画の決定)

第10条 総合振興計画は、策定委員会の原案に基づき、町長が決定する。

この場合において、基本構想及び基本計画については、あらかじめ壬生町企画委員会に諮問する。

2 基本構想については、町議会の議決を経て決定する。

(庶務)

第11条 策定委員会の庶務は、総合政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日（平成6年5月10日）から適用する。

改正文（平成19年3月15日告示第38号）抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文（平成20年3月13日告示第11号）抄

平成20年4月1日から適用する。

改正文（平成24年2月8日告示第14号）抄

平成24年4月1日から適用する。

改正文（平成27年4月17日告示第43号）抄

平成27年5月1日から適用する。

I

II

III

資料編

## ■ 壬生町第6次総合振興計画策定委員会 名簿

役職名	職名	氏名	役職名	職名	氏名
委員長	副町長	櫻井康雄	委員	健康福祉課長	熊倉律子
副委員長	総務部長	人見賢吉	委員	生活環境課長	川又孝司
委員	教育長	田村幸一	委員	農政課長	人見恭司
委員	民生部長	糸川延夫	委員	商工観光課長	太田弘人
委員	経済部長	神永全始	委員	建設課長	梁島紀夫
委員	建設部長	田島満	委員	都市計画課長	大垣成仙
委員	教育次長	池田茂	委員	水道課長	平石二美夫
委員	会計管理者兼 会計課長	臼井浩一	委員	下水道課長	山田和美
委員	議会事務局長	越路正一	委員	学校教育課長	赤羽根和男
委員	総務課長	佐々木正裕	委員	生涯学習課長	中村文恵
委員	税務課長	小谷野紀雄	委員	スポーツ振興課長 兼国体推進室長	増田茂
委員	新庁舎建設室長	増山士郎	委員	農業委員会 事務局長	大垣仁美
委員	住民課長	岩崎賢治	委員兼 事務局	総合政策課長	大垣勲
委員	こども未来課長	伊澤隆			

(令和3年3月時点)

## ■ 壬生町第6次総合振興計画策定専門部会 名簿

部会名	氏名				
協働経営部会	◎手塚和弘 神長明生	○須長剛生 飯島弘晃	杉山隆宏 布施香代子	加藤了	森江美
生活安全部会	◎増田弓人 須藤由美	○外丸博 大栗優	福田健治 布施香代子	杉山隆宏	笹崎史子
健康福祉部会	◎金田正規 笹崎史子	○中川崇行 今野大地	杉山隆宏 大塚朋子	山本陽子 糸川孝士	柏淵仁志 落合有美
基盤整備部会	◎大栗優 中村正伸 渡邊弘子	○鮎田正貴 吉田信太郎 三上英俊	杉山隆宏 増田弓人	野沢栄 手塚真由美	森田信勝 小平博哉
環境衛生部会	◎増田利幸 森田信勝	○高畑徹	杉山隆宏	堀靖久	菊地政一
教育文化部会	◎高倉慎治 布施香代子	○外丸博 笹崎明	須長剛生 秋元千秋	杉山隆宏 秋山恭志	鮎田政美
産業振興部会	◎菊地政一 矢川巳三男	○大橋由孝	杉山隆宏	東川仁美	深津栄美

◎：部会長 ○：副部会長

(令和3年3月時点)

昭和43年5月13日

条例第20号

改正 昭和44年7月8日条例第19号

平成9年12月10日条例第19号

平成18年3月6日条例第7号

平成21年12月10日条例第28号

平成27年6月8日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、壬生町企画委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町の総合的かつ計画的な重要計画に関し必要な調査及び審議するため、壬生町企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる計画の事務を所掌する。

- (1) 総合振興計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び検証に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める重要な計画の策定等に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者
- (2) 公募による住民

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第19号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成10年4月16日から施行する。

附 則（平成18年条例第7号）

この条例は、平成18年4月16日から施行する。

附 則（平成21年条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に企画委員会の委員に任命されている委員のうち、町議会の議員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成27年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

昭和43年10月18日

訓令第7号

改正 平成18年3月20日訓令第6号

平成21年12月18日訓令第9号

平成27年6月8日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、壬生町企画委員会条例(昭和43年壬生町条例第20号。以下「条例」という。)に基づき、壬生町企画委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第4条第2項各号の委員数は、次の各号のとおり定めるものとする。

(1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者 13人以内

(2) 公募による住民 4人以内

2 条例第4条に規定する委員のほか、委員会の目的達成に必要な助言を求め、委員会に参与及び顧問を置くことができる。

3 参与及び顧問は、若干人とし、町長が委嘱する。

(専門委員)

第3条 専門的事項を調査、審議させるため、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから委員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員改選後に初めて委員会を開催する場合は、町長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及びその他の職員をもって構成する。

3 事務局長及びその他の職員は、町長が任命する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年6月5日から適用する。

附 則(平成18年訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月16日から施行する。

附 則(平成21年訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## ■ 壬生町企画委員会 名簿

役職名	氏名	選出区分
会長	鯉沼 玲子	栃木県女性農業士
副会長	島田 繁雄	社会教育委員
委員	齋藤 敦子	国際交流協会理事・都市計画審議会委員
委員	野村 明敏	株式会社下野新聞社下野支局長
委員	井上 ひとみ	壬生町子ども・子育て会議会長
委員	山縣 博司	自治会連合会長
委員	大橋 信行	民生委員会会長
委員	高村 勝之	足利銀行壬生支店長
委員	栃木 卓夫	おもちゃ団地協同組合専務理事
委員	水井 正行	前商工会青年部部长
委員	森島 淳	防犯組合連絡協議会会長
委員	梁島 源智	農業委員会会長
委員	山杉 睦子	スポーツ推進委員
委員	廣田 香織	公募
委員	早乙女 春香	公募
委員	佐藤 玲子	公募
委員	中里 年昭	公募

(敬称略・令和3年3月時点)

I

II

III

資料編



■ 諮問書

壬政企第43号  
令和2年7月3日

壬生町企画委員会  
会長 鯉沼 玲子 様

壬生町長 小菅一弥

諮 問 書

「壬生町第6次総合振興計画後期基本計画」の策定について、壬生町企画委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和2年11月2日

壬生町長 小菅一弥 様

壬生町企画委員会  
会長 鯉沼 玲子

答 申 書

令和2年7月3日付け壬政企第43号で諮問のあった「壬生町第6次総合振興計画後期基本計画」について、本委員会において慎重に審議した結果、妥当であると認められましたので、答申します。

計画推進に当っては、下記内容を踏まえ取り組まれますようお願いいたします。

記

1. 壬生町の地域活性化を図り、新しいひとの流れや雇用の創出・拡大に努めていただきたい。
2. 壬生町の壬力を町外へ発信し、ひとが集う、安心して暮らすことができるまちづくりを推進していただきたい。
3. 壬生町で安心して結婚・出産・子育てができるよう、子育て環境の充実を推進していただきたい。

## 壬生町分野別懇談会 名簿

部会	氏名	選出団体
協働経営 部会	賀長勝彦	固定資産評価審査委員会
	関根房三	個人情報保護審議会/行政外部評価委員会
	斎藤敦子	国際交流協会
	稲毛田美紀夫	コミュニティ推進協議会(安塚地区)
	島田一良	コミュニティ推進協議会(睦地区)
	山縣博司	自治会連合会
	北見修	人権擁護委員
	瀬戸洋子	女性団体連絡協議会
	桑原史朗	町民活動支援センター「みぶりん」利用者
健康福祉 部会	山縣博司	国民健康保険運営協議会
	大橋信行	民生委員児童委員協議会
	藤賀効	いきいき壬雷クラブ
	荒川克己	保護司会
	神永榮	身体障害者福祉会
	島田克己	医師会
	本島博久	歯科医師会
	篠崎美江	地域包括支援センター運営協議会
	望月利一	シルバー人材センター
	桑川智恵	母子保健推進員連絡協議会
	小野塚聡	幼稚園連合会
	荒川富夫	保育園代表者
	佐藤恵子	食育推進委員会
基盤整備 部会	長田哲平	壬生町地域公共交通会議
	日向野有功	いきいき壬雷クラブ
	大西良雄	自治会連合会
	青木隆司	壬生町商工会
	梁島源智	壬生町農業委員会
	佐藤豊忠	栃木県下都賀郡建築士会
生活安全 部会	川田恵一	石橋消防組合 壬生消防署
	栗橋和江	壬生町女性防火クラブ
	賀長勝彦	壬生町防犯組合連絡協議会
	松本英子	消費者友の会
	大垣光枝	壬生町交通安全母の会
	山井一男	壬生町交通指導員
	森島淳	安心安全まちづくり協議会
	小山田晴彦	壬生交番
	石塚詔	スクールガードリーダー

部会	氏名	選出団体
環境衛生 部会	松井繁行	保健委員会
	山縣博司	自治会連合会
	福光静子	農村生活研究グループ協議会
	鈴木浩	花のまちづくりボランティア
教育文化 部会	池節子	教育委員
	廣田香織	PTA連合会
	外山幸江	社会教育委員
	黒川正邦	文化財保護審議会
	藍田收	壬生町文化協会
	岡本恵	家庭教育支援チーム
	大金香折	子ども会育成会連絡協議会
	青木一男	壬生町スポーツ推進委員
	松本幸三	壬生町体育協会
	相田喜久夫	ゆうがおスポーツクラブ
産業振興 部会	鈴木進吉	認定農業者協議会
	青木豊	JAしもつけ
	青木隆司	壬生町商工会
	野澤修二	壬生町商店連合会
	栃木卓夫	おもちゃ団地協同組合、ブランド推進協議会
	福田弘子	壬生町観光協会
	金子裕之	壬生町金融団
	梁島源智	壬生町農業委員会
	藍田收	壬力の町ガイドボランティアの会

(敬称略・令和2年2月時点)

I

II

III

資料編

# 壬生町みぶ“まちづくり”住民会議 設置要綱

〔平成16年12月8日  
告示第94号〕  
改正 平成18年12月15日  
改正 平成24年2月8日

## (目的)

第1条 住民の意見を町政に積極的に取り入れることにより、住民と行政の協働によるまちづくりを推進する為、みぶ“まちづくり”住民会議（以下「住民会議」という。）を設置する。

## (取組事項)

第2条 住民会議は、まちづくり等において参考となる意見や情報等を広く出し合いながら、町政への関心や参加意欲の向上を図るとともに、町の政策形成において参考となる意見・情報等を町長に提言することができるものとする。

## (町長の責務)

第3条 町長は、提言された住民会議の意見や情報等について、町政の運営を図るうえで参考とするものとする。

## (組織)

第4条 会員は、公募に応募したものの中から町長が委嘱する。

## (公募対象者)

第5条 前条に規定する公募の対象者は、18歳以上であって、町内に住所を有する者又は町内に通勤、通学している者とする。

## (報酬)

第6条 会員の報酬は、無報酬とする。

## (任期)

第7条 会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第8条 住民会議に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、住民会議の会務を総理し、住民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第10条 住民会議の庶務は、総合政策課において処理する。

## (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り、会長が定める。

## 制定文 抄

平成16年12月24日から適用する。

改正文（平成18年12月15日告示第92号）抄

平成18年12月8日から適用する。

改正文（平成24年2月8日告示第13号）抄

平成24年4月1日から適用する。

## 第6期みぶ“まちづくり”住民会議名簿

部会	メンバー		
Aグループ	早乙女春香	相田喜久夫	内田百合子
	小林信作	外山幸江	大塚悠
	若林享子		
Bグループ	梁島憲一	中里年昭	菊元功
	浅井利郎	後藤裕子	高木知宏

(敬称略・令和3年3月時点)

年	月日	項目内容
令和元年	10月18日～ 11月15日	壬生町第6次総合振興計画後期基本計画策定のための住民意識調査
	11月16日～ 11月29日	施策検証シートの配布回収
	11月21日	町長ヒアリング ・ 壬生町第6次総合振興計画後期基本計画について
	11月28日	第1回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ メンバーの自己紹介など ・ まちづくり住民会議について ・ ワークショップ（ワールド・カフェ） テーマ「壬生町を住み続けたいまちにするために」
	12月17日	第2回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ ワークショップ テーマ「壬生町を住み続けたいまちにするために」
令和2年	1月27日	第3回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ ワークショップ テーマ「提案書の確認と意見交換」
	5月26日～ 27日	第1回総合振興計画策定専門部会 ・ 第6次総合振興計画後期基本計画の策定スケジュール ・ 第6次総合振興計画後期基本計画（第1次素案）
	6月12日	第1回第6次総合振興計画策定委員会 ・ 第6次総合振興計画後期基本計画策定スケジュール ・ 第6次総合振興計画後期基本計画の検討状況（第1次素案）
	7月3日	第1回壬生町企画委員会 ・ 会長・副会長選出 ・ 諮問 ・ 第6次総合振興計画後期基本計画策定スケジュール ・ 第6次総合振興計画後期基本計画（第1次素案）
	7月15日	第2回総合振興計画策定専門部会 ・ 第6次総合振興計画後期基本計画第1次素案（企画委員会後）の検討
	7月30日	第2回壬生町企画委員会 ・ 地方創生関連交付金事業の効果検証 ・ 壬生町創生総合戦略の効果検証
	8月26日	第2回第6次総合振興計画策定委員会 ・ 第6次総合振興計画後期基本計画の検討状況（第2次素案）
	10月7日	町長ヒアリング ・ 壬生町第6次総合振興計画後期基本計画の策定過程及び（第2次素案） について
	11月2日	第3回壬生町企画委員会 ・ 第6次総合振興計画後期基本計画について報告
	11月	議会全員協議会での報告
	12月～ 令和3年1月	パブリックコメント
	令和3年	3月



壬生町ホームページ



発行 : 栃木県下都賀郡壬生町  
TEL : 0282-81-1812  
URL : <https://www.town.mibu.tochigi.jp/>  
MAIL : [sougo@town.mibu.tochigi.jp](mailto:sougo@town.mibu.tochigi.jp)  
編集 : 壬生町総務部総合政策課  
発行日: 令和3年3月





壬生町  
第6次総合振興計画  
後期基本計画

MIBU TOWN